

JESC E2005(2026)「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」に関する技術評価書

令和 8 年 6 月 22 日
日本電気技術規格委員会

既に民間規格のリスト化により電技解釈に取り込まれている JESC E2005(2005)（以下「JESC 規格」という。）は、配電専門部会により改定が行われたため、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

I. JESC E2005(2026)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	①関係する省令基準 ・第 6 条（電線等の断線の防止） ・第 20 条（電線路等の感電又は火災の防止） ・第 21 条（架空電線及び地中電線の感電の防止）第 1 項 ・第 25 条（架空電線等の高さ）第 1 項 ・第 28 条（電線の混触の防止） ・第 29 条（電線による他の工作物等への危険の防止） ・第 37 条（屋内電線路等の施設の禁止） ②関係する基準解釈 ・第 116 条（低圧架空引込線等の施設）第 1 項第八号イ
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	①JESC 規格は、従来から電気事業法に関連する電気設備の技術基準の解釈に引用されている民間規格である。 ②「適用範囲」、「引用規格」及び「技術的規定」を明確に規定し、加えて規格の作成に参加した専門家である委員名簿を掲載しており、規格の体系として成立している。 ③「適用範囲」は、低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例について規定している。

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		<p>④「技術的規定」は、低圧架空引込線の取付け点付近における離隔距離の特例、低圧架空引込線が架空弱電流電線等と接近又は交差する場合における離隔距離について規定している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JESC 規格の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか。	○	<p><u>配電専門部会の定期確認において、</u>近年の住宅事情等により、取付け点付近において現行の離隔距離を確保することが物理的に困難な事例が発生しており、維持・改修費用が一般送配電事業者及び通信事業者の双方にとって負担となっていることから、保安を確保しつつ、実態に即した規格への見直しについて検討した。</p> <p>その結果、作業空間の検証や最新の事故実績調査より、特定の条件下での離隔緩和が保安水準を損なわないことが確認できたことから、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合に限定して、電気絶縁用手袋の着用等により引留具等付近の離隔距離を緩和することに見直しされ、内容について妥当であると判断した。</p> <p>以上を踏まえ、<u>関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮されている。</u></p>
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<p><u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u>関連する電技省令第 6 条、第 20 条、第 21 条、第 25 条、第 28 条、第 29 条、第 37 条に適合し、<u>技術基準に抵触していない。</u></p>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	<p><u>当該規格は、</u>低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例を明確に規定し、規格使用者に対する利便性の配慮がなされている。</p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		<p>また、解説において規格の制定・改定経緯が具体的かつ詳細に記載されており、また関連資料により説明を加えるなど、<u>保安に関する必要な確認がなされている。</u></p>

表1 JESC E2005に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>(電線等の断線の防止) 第6条 <u>電線、支線、架空地線、弱電流電線等</u> (弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう。 以下同じ。) <u>その他の電気設備の保安のために 施設する線は、通常の使用状態において断線の おそれがないように施設しなければならない。</u></p>	<p>・JESC規格の「低圧架空引込線 と他物との離隔距離の特例」 は、関連する電技省令に適合す るものか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関連する電技省令に対し、当該 JESC 規格は、電 技解釈第 116 条第 1 項に関連する。</u> ・ 当該 JESC 規格は、電技解釈第 116 条で規定する 低圧架空引込線の需要場所の取付け点付近にお ける、電線と他の工作物との離隔距離として引用 されている。 ・ 今回の定期確認では、現行の離隔距離を確保する ことが物理的に困難な事例の発生を踏まえ、保安 を確保しつつ実態に即した内容への見直しの要 望に基づき検討を行った。 その結果、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得 た場合に限定して、電気絶縁用手袋の着用等によ り引留具等付近の離隔距離を緩和できるとなっ た。 ・ <u>当該 JESC 規格は、1998 年に制定され、電技解釈 第 116 条に引用されている。今回の配電専門部会 による改定では、「技術的規定」の見直しが行わ れており、内容について妥当であると判断した。</u> ・ 以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評 価した。
<p>(電線路等の感電又は火災の防止) 第20条 <u>電線路又は電車線路は、施設場所の 状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれが ないように施設しなければならない。</u></p>		
<p>(架空電線及び地中電線の感電の防止) 第21条 第1項 <u>低圧又は高圧の架空電線には、感電のおそれが ないよう、使用電圧に応じた絶縁性能を有する 絶縁電線又はケーブルを使用しなければならない。 ただし、通常予見される使用形態を考慮 し、感電のおそれがない場合は、この限りでな い。</u></p>		
<p>(架空電線等の高さ) 第25条 第1項 <u>架空電線、架空電力保安通信線及び架空電車線 は、接触又は誘導作用による感電のおそれがな く、かつ、交通に支障を及ぼすおそれがない高 さに施設しなければならない。</u></p>		

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>(電線の混触の防止)</p> <p>第 28 条 <u>電線路の電線、電力保安通信線又は電車線等は、他の電線又は弱電流電線等と接近し、若しくは交さする場合又は同一支持物に施設する場合には、他の電線又は弱電流電線等を損傷するおそれがなく、かつ、接触、断線等によって生じる混触による感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u></p>		
<p>(電線による他の工作物等への危険の防止)</p> <p>第 29 条 <u>電線路の電線又は電車線等は、他の工作物又は植物と接近し、又は交さする場合には、他の工作物又は植物を損傷するおそれなく、かつ、接触、断線等によって生じる感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u></p>		
<p>(屋内電線路等の施設の禁止)</p> <p>第 37 条 <u>屋内を貫通して施設する電線路、屋側に施設する電線路、屋上に施設する電線路又は地上に施設する電線路は、当該電線路より電気の供給を受ける者以外の者の構内に施設してはならない。</u>ただし、特別の事情があり、かつ、当該電線路を施設する造営物（地上に施設する電線路にあつては、その土地。）の所有者又は占有者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>		

技術評価書 添付資料

添付資料Ⅰ 日本電気技術規格委員会 委員名簿（第 132 回 JESC 資料No.1-1 より）

添付資料Ⅱ 民間規格等作成機関資料（第 132 回 JESC 資料No.5-1 より）

添付資料 I

日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和8年6月22日現在）

区分	委員名	勤務先	所属
委員長	大崎 博之	国立研究開発法人物質・材料研究機構	エネルギー・環境材料研究センター 超伝導システムグループ
委員	金子 祥三	東京大学	生産技術研究所 シニア協力員
委員	本山 英器	一般財団法人電力中央研究所	シニアアドバイザー
委員	國生 剛治	中央大学	名誉教授
委員	望月 正人	大阪大学	総長補佐・大学院工学研究科 マテリアル生産科学専攻 教授
委員	横倉 尚	武蔵大学	名誉教授
委員	吉川 榮和	京都大学	名誉教授
委員	小溝 裕一	大阪大学	名誉教授
委員	今井 澄江	特定非営利活動法人神奈川県消費者の 会連絡会	代表理事
委員	大河内 美保	主婦連合会	参与
委員	香月 嘉史	一般社団法人送配電網協議会	工務部長
委員	伏見 保則	東京電力ホールディングス株式会社	常務執行役
委員	川北 浩司	中部電力パワーグリッド株式会社	フェロー（電力技術）
委員	松浦 康雄	関西電力送配電株式会社	常務執行役員
委員	鈴木 智	電源開発株式会社	水力発電部長
委員	山口 浩	一般社団法人日本電機工業会	技術戦略推進部長
委員	佐藤 真	一般社団法人日本電線工業会	技術部長
委員	阿部 達也	一般社団法人日本配線システム工業会	専務理事
委員	白井 基晴	電気保安協会全国連絡会	事務局長
委員	芳賀 潤一	全国電気管理技術者協会連合会	専務理事
委員	太田 良治	一般社団法人日本電設工業協会	副会長
委員	松橋 幸雄	全日本電気工事業工業組合連合会	常任理事
委員	清水 誠	一般社団法人日本電力ケーブル接続技 術協会	専務理事
委員	本吉 高行	一般社団法人電気学会	専務理事
委員	中村 泰造	一般社団法人日本機械学会	発電用設備規格担当
委員	橘 幹広	一般社団法人日本電気協会	技術部長
委員	小暮 英二	一般社団法人電気設備学会	専務理事
委員	片山 禎	一般社団法人日本ガス協会	課長
委員	増川 浩章	一般社団法人火力原子力発電技術協会	専務理事
委員	爾見 豊	一般財団法人発電設備技術検査協会	常務理事

区分	委員名	勤務先	所属
委員	大岡 紀一	一般社団法人日本非破壊検査協会	顧問
委員	稲本 拓弥	一般社団法人日本溶接協会	事業部
委員	小井澤 和明	一般社団法人電力土木技術協会	副会長 兼 専務理事
委員	角谷 靖明	一般社団法人日本風力発電協会	担当部長
委員	小出 直城	一般社団法人太陽光発電協会	系統技術部長
委員	木村 潤一	大口自家発電施設者懇話会	常務理事
委員	矢代 幸一	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	担当部長
委員	赤澤 健司	日本電気計器検定所	検定管理部長
委員	安部 美千夫	一般財団法人電気工事技術講習センター	業務部長
顧問	日高 邦彦	東京電機大学	工学部 電気電子工学科 客員教授
顧問	横山 明彦	東京大学	名誉教授

日電協 2026 技基 65 号
令和 8 年 5 月 27 日

日本電気技術規格委員会
委員長 大崎 博之 殿

配電専門部会
部会長 稲垣 光二

JESC E2005【低圧引込線と他物との離隔距離の特例】、電気設備の技術基準の解釈第 116 条【低圧架空引込線等の施設】及び配電規程（JEAC 7001）改定・改正の
審議・承認のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、配電専門部会におきまして、JESC E2005【低圧引込線と他物との離隔距離の特例】の改定（案）、電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という）第 116 条【低圧架空引込線等の施設】の改正（案）及び配電規程 JEAC 7011-2023（JESC E0004(2022)）」の改定（案）を作成いたしました。

つきましては、日本電気技術規格委員会規約 第 2 条の規定に基づき、本案について審議・承認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

添付資料

1. 配電専門部会の審議に係わる説明
2. 配電専門部会 規約
3. 案件策定時の配電専門部会 委員名簿
4. JESC E2005【低圧引込線と他物との離隔距離の特例】、電技解釈第 116 条【低圧架空引込線等の施設】及び配電規程 JEAC 7001-2023 の改定・改正について

配電専門部会の審議に係わる説明

件名	JESC E2005【低圧引込線と他物との離隔距離の特例】、電技解釈第 116 条【低圧架空引込線等の施設】及び配電規程（JEAC 7001）の改定・改正について
① 案件の要望者	東京電力パワーグリッド
② 専門部会の承認日	第 66 回 配電専門部会（令和 8 年 4 月 16 日 承認）
③ 専門部会における議決の状況	全員賛成（委員総数 22 名、出席 19 名、欠席 3 名）
④ 専門部会で提出された主な意見及びその意見への対応概要	特になし
⑤ 関係技術基準等への適合性に関する説明	関係基準等を補完する民間規格であり、適合性に関して問題ない
⑥ 制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	配電専門部会においては、意見公募をしていない
⑦ 定期的改定に関する事項	5 年以内の周期で見直し
⑧ 審議記録の保存に関する事項	5 年間以上保管
⑨ 技術的な事項の問合わせへの対応	配電専門部会にて対応
⑩ その他、特記事項	なし

配電専門部会 規約

平成 9年 8月 28日 制 定

平成11年 4月 8日 一部改定

平成25年 6月 11日 一部改定

平成26年 5月 26日 一部改定

(目的)

第1条 配電専門部会は、配電設備に関する電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化と民間規格の充実を図るため、国際規格との整合性を踏まえた電気技術に関する推奨基準（一般社団法人 日本電気協会 電気技術規程 (JEAC)、電気技術指針 (JEAG)）等を制定・改訂すること、及び必要に応じてその推奨基準等を日本電気技術規格委員会（以下「委員会」という。）へ上程することを目的とする。

2 配電専門部会は、委員会の基において配電設備に関する電気施設の技術基準等（電気事業法に係る電気設備の技術基準等）を調査研究し、必要に応じて技術基準（省令・告示）およびその解釈に関する改正案を委員会に上程することを目的とする。

(委員構成)

第2条 専門部会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、専門部会の議を経て選任されるものとする。

- ① 学識経験者
- ② 民間規格作成団体
- ③ 民間規格運用団体
- ④ その他、規格・基準に関係ある団体、企業等

(委員の委嘱)

第3条 専門部会の委員は、部会長がこれを委嘱する。ただし、部会長が委嘱できない場合は、一般社団法人 日本電気協会 会長が委嘱を代行することができる。

2 専門部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。委員の組織内における人事異動に伴う委員の補充の場合はこれを引き継ぐことができる。補充された部会委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(部会長)

第4条 専門部会には部会長1名を置く。部会長の任期は部会委員の任期に従う。

- 2 部会長は部会委員の互選により定める。
- 3 部会長の委嘱は一般社団法人 日本電気協会 会長がこれを行う。
- 4 部会長は専門部会を招集し、その議長となる。

(審議案件の議決)

- 第5条** 専門部会の審議のうち、委員会へ上程する技術的な案件については、出席者による全会一致を原則とする。ただし、全会一致とならない場合は、それらの意見を付記する。なお、必要な場合は、書面審議を行うことができる。
- 2** その他の専門部会で審議する事項は、全委員の三分の二以上の出席のもとにおいて、半数の賛成者をもって決定する。なお、必要な場合は、書面審議を行うことができる。
- 3** 上記2の審議において、賛否同数の場合においては、部会長が決定する。

(作業会)

- 第6条** 専門部会は必要に応じ、作業会を設けることができる。
- 2** 作業会の委員は、第2条の各号に掲げる者のうちから、専門部会の議を経て、専門部会の部会長がこれを委嘱する。任期については専門部会に準ずる。
- 3** 作業会には幹事を1名置き、専門部会の部会長がこれを委嘱する。
- 4** 幹事は作業会を招集し、その議長となる。

(事務局)

- 第7条** 専門部会の運営に関する事務を処理するため、一般社団法人 日本電気協会に事務局を置く。

(経費)

- 第8条** 専門部会の運営に必要な経費は、電気関係諸団体その他よりの拠出金をもってこれに充てる。

(事業年度)

- 第9条** 専門部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(参加)

- 第10条** 部会長及び幹事は、必要に応じ、部会に学識経験者等の参加を求めることができる。

(その他)

- 第11条** この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、専門部会の議を経て定める。

付 則 ・本規約は平成27年4月1日から発効する。

案件策定時の配電専門部会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	氏 名	所 属
部会長	稲垣 光二	中部電力パワーグリッド(株) 配電部長
委員	高橋 健彦	関東学院大学 大学院工学研究科 名誉教授
委員	若尾 真治	早稲田大学 早稲田大学理事 (研究推進部門総括・産学連携)・理工学術院教授
委員	青木 睦	名古屋工業大学 大学院工学研究科 准教授
委員	宮内 克治	北海道電力ネットワーク(株) 配電部 設備管理グループ グループリーダー
委員	三浦 知則	東北電力ネットワーク(株) 配電部 (配電技術) 課長
委員	藤田 悟史	東京電力パワーグリッド(株) 配電部 配電設計グループ グループマネージャー
委員	馬淵 崇	中部電力パワーグリッド(株) 配電部 配電建設グループ 長
委員	川島 寿和子	北陸電力送配電(株) 配電部 業務計画チーム 課長
委員	岡本 行平	関西電力送配電(株) 配電部 配電運用グループ チーフマネージャー
委員	日高 哲也	中国電力ネットワーク(株) 配電技術部 (配電工事・機材) マネージャー
委員	永野 賢朗	四国電力送配電(株) 配電部 設備グループ グループリーダー
委員	塚原 淳一	九州電力送配電(株) 配電本部 配電設備建設グループ グループ 長
委員	與座 弘之	沖縄電力(株) 配電部 配電業務グループ グループ 長
委員	宮内 祥則	KDDI(株) コア技術統括本部 アクセス技術本部 インフラシステム設計部 副部長
委員	近藤 和文	一般社団法人日本電機工業会 技術戦略推進部 重電・産業技術課長
委員	郡司 勉	一般社団法人日本電線工業会 技術部長
委員	大川 徳之	住友電気工業(株) 電線・エネルギー事業本部 電力事業部 技術部 技術グループ グループ 長
委員	泊 政明	(株)フジクラ・タ イケケーブル 配電部 部長
委員	清水 誠	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会 専務理事
委員	藤井 満	(株)関電工 取締役 専務執行役員 CRO CSQO
委員	岡田 有功	一般財団法人電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 ネットワーク技術研究部門 研究推進マネージャー 研究参事

以 上

**JESC E2005【低圧引込線と他物との離隔距離の特例】、
電技解釈第 116 条【低圧架空引込線等の施設】
及び配電規程 JEAC 7001-2023 の改定・改正について**

[目 次]

1. 要望の背景	P. 2
2. 検討内容	P. 2
3. 関連規定との適合性	P. 2
4. JESC E2005、電技解釈第 116 条、配電規程改定・改正の概要	P. 3
5. JESC E2005 の改定案	P. 12
6. 電技解釈第 116 条及びその解説の改正案	P. 45
7. 配電規程 JEAC 7001-2023 の改定案	P. 52

配電専門部会

1. 要望の背景

JESC E2005「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」は、電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という。）第 116 条【低圧架空引込線等の施設】に引用され、低圧架空引込線と他物との離隔距離に関する具体的な技術要件を規定している。

近年の住宅事情やお客様の美観意識の向上に伴い、建物への取付け点の集約化や取付け金物のコンパクト化が進むとともに、共架も増加している。こうした背景から、取付け点付近において現行の離隔距離を確保することが物理的に困難な事例が発生しており、その維持・改修費用が一般送配電事業者及び通信事業者の双方にとって負担となっている。

作業空間の検証や最新の事故実績調査より、特定の条件下での離隔緩和が保安水準を損なわないことが確認できたことから、保安を確保しつつ、実態に即した規格への見直しを提案する。

2. 検討内容

JESC E2005 に定める、低圧架空引込線と架空弱電流電線等の引込用引留具等付近における離隔距離は、弱電作業者が取付け・撤去作業をおこなう際の安全を確保するために必要な空間（作業空間）を考慮して設定されている。

上記の離隔距離の改定にあたって、「架空弱電流電線等の作業空間」「架空弱電流電線への通信障害」「過去の感電及び火災事故」の 3 項目に対し、現地での実地検証を含む検討をおこなった。「架空弱電流電線等の作業空間」については、電気事業者及び通信事業者の代表による合同検証を実施し、通信事業者側で適切な安全対策を講じることで、離隔距離を「接触しない」程度まで短縮した場合でも作業者の安全が確保されることを確認した。また、「架空弱電流電線への通信障害」については、低圧架空引込線による誘導電流等による影響は極めて小さく、通信上の障害が生じないことを確認している。さらに、「過去の感電及び火災事故」については、最新の事故情報（2020 年 4 月～2026 年 2 月）を用いた調査において、当該箇所の離隔不足に起因する感電や火災の事故実績がないことを確認した。

以上の検討結果から、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得ることを条件に、低圧架空引込線と架空弱電流電線等の引込用引留具等付近における離隔距離の要件を緩和できるとした。

3. 関連規定との適合性

今回の改正要望は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づくものであるため、関連規定に適合するものと判断する。

JESC E2005、電技解釈第116条、配電規程 改定・改正の概要

資料概要

1. 改定要望の背景
2. JESC E2005の概要
3. 引留具等付近の離隔距離の根拠
4. 引留具等付近の離隔距離に対する検討内容
5. JESC E2005の改定案
6. 電技解釈第116条の改正案
7. 電技解釈第116条解説の改正案
8. 電技解釈第116条 116-1表の改正案
9. 今後の予定（イメージ）

1. 改定要望の背景

2

- JESC E2005「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」は、電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という。）第116条【低圧架空引込線等の施設】に引用され、低圧架空引込線と他物との離隔距離に関する具体的な技術要件を規定している。
- 近年の住宅事情やお客様の美観意識の向上に伴い、建物への取付け点の集約化や取付金物のコンパクト化が進むとともに、共架も増加している。こうした背景から、取付け点付近において現行の離隔距離を確保することが物理的に困難な事例が発生しており、その維持・改修費用が一般送配電事業者及び通信事業者の双方にとって負担となっている。
- 作業空間の検証や最新の事故実績調査を通じ、特定の条件下での離隔緩和が保安水準を損なわないことが確認できたことから、経済的合理的な保安を確保しつつ、実態に即した規格への見直しを提案するものである。
- 今回の改定にあたっては、「架空弱電流電線等の作業空間」「架空弱電流電線への通信障害」「過去の感電及び火災事故」の3項目に対して検討をおこなった。

2. JESC E2005の概要

3

- JESC E2005(2005)は以下の通り、低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例について規定している。
- 改定要望：“架空弱電流電線等の引込用引留具等（以下、「引留具等」という。）”及び“引留具等から25cm以下の範囲”における上方及び側方の離隔距離を、**架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は「接触しない」**へ改定。

<JESC E2005改定案>（赤字：追記箇所 青字：削除箇所）

1. 適用範囲

この規格は、低圧**架空**引込線と他物との離隔距離の特例について規定する。

2. 技術的規定

2. 1 低圧架空引込線の取付**付**点付近における離隔距離の特例

低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物との離隔距離は、需要場所及び支持物の取付**付**点付近に限り、低圧**架空**引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物で技術上やむを得ない場合で、かつ、危険のおそれがない**く**、**取付点付近に施設する**場合は、表1の値以上とすることができる。

なお、取付**付**点付近とは、取付**付**点付近で作業を実施する作業者が手の届く範囲程度とする。

表1

他の工作物区分		電線の種類		離隔距離
他の造営物（人が触れるおそれがない場合）		低圧絶縁電線 ケーブル		接触しない
架空 弱電流電線等		低圧絶縁電線 ケーブル		接触しない
架空 弱電流電線等の引込用引留具等（以下、「引留具等」という。） ^{※1}	上方	低圧絶縁電線 ケーブル		0.15m
	側方	低圧絶縁電線 ケーブル		0.1m
引留具等から 電源側 25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方 ^{※1}		低圧絶縁電線 ケーブル		0.1m

^{※1} 引留具等及び引留具等から25cm以下の範囲における**架空弱電流電線等の上方及び側方**については、**架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、「接触しない」とすることができる。**

2. 2 低圧架空引込線が弱電流電線等と接近又は**交差**する場合における離隔距離の特例

低圧架空引込線と弱電流電線等との離隔距離は、技術上やむを得ない場合であって、以下の条件をすべて満たす場合は、直接接触しないように施設することができる。

(1) **架空**弱電流電線等の管理者の承諾を得ること。

(2) 低圧架空引込線を**電技解釈第55条第1項**に適合する防護具に収めること。

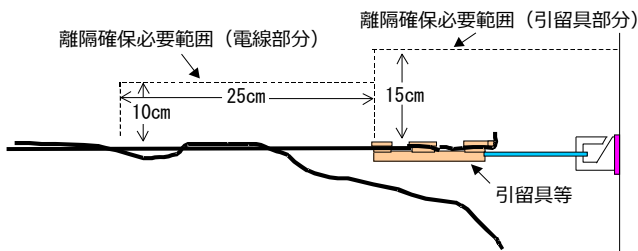
3. 引留具等及び引留具等から25cm以下の範囲における離隔距離

4

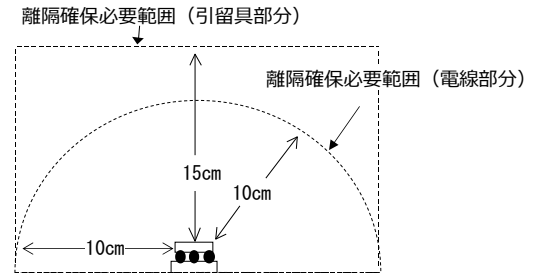
- 引留具等及び引留具等から25cm以下の範囲（以下、「引留具等付近」という）では、上方・側方において、0.15mもしくは0.1mの離隔距離を定めている。（下図参照）
- 上記の離隔距離は、電気事業者及び通信事業者の代表が共同で「**架空弱電流電線等の取付、撤去に必要な作業空間**」を検証し、**弱電作業者の安全が確保できる距離**とした。

<架空弱電流電線等の取付、撤去に必要な空間>

[取付け点を側方から見た場合]



[取付け点を電線方向から見た場合]



4. 引留具等付近の離隔距離の改定に向けた検討

5

- 引留具等付近の離隔距離について、以下の3点を検討した。
 - (1) 架空弱電流電線等の作業空間の検証
 - (2) 低圧架空引込線と架空弱電流線の接近状態における通信障害
 - (3) 過去の感電及び火災事故に関する調査

4. 引留具等付近の離隔距離の改定に向けた検討

6

- 引留具等付近の離隔距離について、以下の3点を検討した。
 - (1) 架空弱電流電線等の作業空間の検証
 - (2) 低圧架空引込線と架空弱電流線の接近状態における通信障害
 - (3) 過去の感電及び火災事故に関する調査

< (1) 架空弱電流電線等の作業空間の検証 >

2025年11月、通信事業者及び電気事業者の代表が共同で以下の検証をおこなった。

- ① 検証内容
 - ・低圧架空引込線が施設された状態で、支持物側及び需要家側設備[※]に対し、弱電作業者がケーブル等固定用金物の取付け及び弱電流電線の引込線の設置作業を実施。
 - ※需要家側設備は、右図のとおり、支持物に板を取り付けて外壁に見立てて検証した
- ② 検証参加者
 - ・通信事業者：NTT東日本、NTT西日本、CATV連盟
 - ・電気事業者：東京電力パワーグリッド
- ③ 検証結果
 - ・**低圧架空引込線と架空弱電流電線等の離隔距離が1cm未満の状態においても、電気絶縁用手袋を装着した状態で、従来通りの作業を行えることを確認した。**

現場検証イメージ



4. 引留具等付近の離隔距離の改定に向けた検討

7

- 引留具等付近の離隔距離について、以下の3点を検討した。
 - (1) 架空弱電流電線等の作業空間の検証
 - (2) 低圧架空引込線と架空弱電流線の接近状態における通信障害
 - (3) 過去の感電及び火災事故に関する調査

< (2) 低圧架空引込線と架空弱電流電線の接近状態における通信障害 >

- ・JESC E2005(1998)制定に際し、低圧架空引込線と低圧架空引込線と架空弱電流電線との接近状態における誘導障害等の影響を調査・検討した。
- ・その結果、600V以下の低圧においては、**離隔が2mmかつ併架長100mの条件下においても、誘導電流等によって架空弱電流電線への通信障害のおそれがないことを確認している。**
- ・また、現行のJESC E2005(2005)においても、取付け点付近（引留具等付近は除く）における低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離は「接触しない」と規定している。（下表 黄色塗箇所）

JESC E2005 表1

他の工作物区分		電線の種類		離隔距離
他の造造物（人が触れるおそれがない場合）		低圧絶縁電線	ケーブル	接触しない
架空弱電流電線等		低圧絶縁電線	ケーブル	接触しない
架空弱電流電線等の引込用引留具等（以下、「引留具等」という。） ^{*1}	上方	低圧絶縁電線	ケーブル	0.15m
	側方	低圧絶縁電線	ケーブル	0.1m
引留具等から25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方 ^{*1}		低圧絶縁電線	ケーブル	0.1m

4. 引留具等付近の離隔距離の改定に向けた検討

8

- 引留具等付近の離隔距離について、以下の3点を検討した。
 - (1) 架空弱電流電線等の作業空間の検証
 - (2) 低圧架空引込線と架空弱電流線の接近状態における通信障害
 - **(3) 過去の感電及び火災事故に関する調査**

<(3) 過去の感電及び火災事故に関する調査>

① 確認方法

独立行政法人 製品評価技術基盤機構が運用する「詳報公表システム※1」において、2020年4月から2026年2月までに公表された事故情報※2を確認した。

※1 「詳報公表システム」は、電気事業法電気関係報告規則第3条に基づき報告された事故情報を一元的に集約したデータベースである。

※2 抽出条件は以下の通り

- ▶ 発生年月 | 2020年4月～2026年2月
- ▶ 事故種別 | すべて
- ▶ 電気工作物第1階層 | 低圧配電線路

② 確認結果

低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔不足に起因すると認められる感電及び火災事故は確認されなかった。

5. JESC E2005の改定案

9

- 現行規格では作業環境確保のために、引留具等付近に0.1mまたは0.15mの離隔を求めている。
- 緩和後の環境で作業を行うには電気絶縁用手袋の着用等の対応が必要となる。
- そのため、**架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合に限定して離隔距離を「接触しない」**へと緩和するよう、改定を要望する。

<JESC E2005改定案> (赤字：追記箇所 青字：削除箇所)

2. 技術的規定

2. 1 低圧架空引込線の取付点付近における離隔距離の特例

低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物との離隔距離は、需要場所及び支持物の取付点付近に限り、低圧**架空**引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物で技術上やむを得ない場合で、かつ、危険のおそれがない**いく**、**取付点付近に施設する**場合は、表1の値以上とすることができる。

なお、取付点付近とは、取付点付近で作業を実施する作業者が手の届く範囲程度とする。

表1

離隔距離又は施設条件		
他の工作物区分	電線の種類	離隔距離
他の造営物 (人が触れるおそれがない場合)	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない
架空弱電流電線等	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない
架空弱電流電線等の引込用引留具等 (以下、「引留具等」という。) ※1	上方	0.15m
	側方	0.1m
引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方 ※1	低圧絶縁電線 ケーブル	0.1m

※1 引留具等及び引留具等から25cm以下の範囲における架空弱電流電線等の上方及び側方については、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、離隔距離を「接触しない」とすることができる。

6. 電技解釈第116条の改正案

10

- JESC E2005の改定に伴い、同規格を引用する電技解釈第116条【**低圧架空引込線等の施設**】についても、改正を要望する。
- なお、現行解釈へ未反映となっているJESC E2005(2005)の内容も含めて改正を要望する。

現行

八 電線が、低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物（道路、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、電車線及び架空電線を除く。以下この項において「他の工作物」という。）と接近又は交差する場合において、技術上やむを得ない場合は、第七号において準用する第71条から第78条（第71条第3項及び第78条第4項を除く。）の規定によらず、次により施設することができる。

イ 電線と他の工作物との離隔距離は、116-2表に規定する値以上であること。ただし、低圧架空引込線の需要場所の取付け点付近に限り、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2005（2002）「**低圧引込線と他物との離隔距離の特例**」の「2. 技術的規定」による場合は、同表によらないことができる。

116-2 表		
区分	低圧引込線の電線の種類	離隔距離
造営物の上部造営材の上方	高压絶縁電線、特別高压絶縁電線又はケーブル	0.5m
	屋外用ビニル絶縁電線以外の低圧絶縁電線	1m
	その他	2m
その他	高压絶縁電線、特別高压絶縁電線又はケーブル	0.15m
	その他	0.3m

改正案

八 電線が、低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物（道路、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、電車線及び架空電線を除く。以下この項において「他の工作物」という。）と接近又は交差する場合において、技術上やむを得ない場合は、第七号において準用する第71条から第78条（第71条第3項及び第78条第4項を除く。）の規定によらず、次により施設することができる。

イ 電線と他の工作物との離隔距離は、116-2表に規定する値以上であること。ただし、低圧架空引込線について、需要場所の取付け点付近又は支持物の取付け点付近、若しくは、**低圧架空引込線が架空弱電流電線等と接近又は交差するとき**に限り、**民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である**「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」の「適用」の欄に規定する要件に適合する場合は、116-2表によらないことができる。

116-2表

同左

電技解釈第116条へJESC E2005(2005)が未反映の理由及び経緯

・2006年3月15日付（日電規委17第052号）にて、JESC E2005(2005)の電技解釈への引用要請を実施。しかし、通信事業者の遵守事項である「有線電気通信設備令施行規則 第10条」との整合性が課題となり、複数回の協議を重ねたものの、現在においても未反映の状態である。

7. 電技解釈第116条解説の改正案

11

- JESC E2005の改定案に基づき、電技解釈第116条解説についても改正を要望する。

現行

第八号イは、H10解釈で追加されたものであり、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離のうち、需要場所の取付け点付近における離隔距離については日本電気技術規格委員会規格 JESC E2005によることを示している。このJESC規格では、近年の施設実態を考慮し、低圧架空引込線は取付け点付近では風の影響による揺動等もなく安定した状態であること及び取付け点付近のように引込線が弱電流電線等と接近する電線長が短い場合は通信障害等のおそれもないことを考慮して、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離を決めている。また、弱電流電線等との離隔距離においては、電線相互が直接接触しなければ混触又は通信障害などの影響はないため「接触しない」とし、さらに、弱電流電線等の作業者の安全を確保するために必要な空間として、弱電流電線の引留具類に弱電流電線を取り付け又は撤去するための離隔距離（→解説116.4）を示している。

改正案

第八号イは、H10解釈で追加されたものであり、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離のうち、需要場所の取付け点付近における離隔距離については日本電気技術規格委員会規格 JESC E2005によることを示している。このJESC規格では、近年の施設実態を考慮し、低圧架空引込線は取付け点付近では風の影響による揺動等もなく安定した状態であること及び取付け点付近のように引込線が**架空**弱電流電線等と接近する電線長が短い場合は通信障害等のおそれもないことを考慮して、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離を決めている。また、**架空**弱電流電線等との離隔距離においては、電線相互が直接接触しなければ混触又は通信障害などの影響はないため「接触しない」とし、さらに、**架空**弱電流電線等の作業者の安全を確保するために必要な空間として、**架空**弱電流電線等の引留具類に弱電流電線等を取り付け又は撤去するための離隔距離（→解説116.4）を示している。**RO解釈では、支持物の取付け点付近についても需要場所の取付け点付近と同様の取り扱いを適用しても保安水準を確保できることを確認し、両者の離隔を同等とした。加えて、架空弱電流電線等の取付け点（引留具類付近）についても、「架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、電線相互が接触しなければよい」とした。さらに、低圧架空引込線と架空弱電流電線等が接近又は交差する箇所の離隔については、接近のおそれがある部分に限り、重点的に絶縁強化を行うことが、経済的・合理的に保安を確保する観点から現実的であると整理し、「架空弱電流電線等の管理者の承諾を得るとともに、当該箇所を防護具で防護し、電線相互が接触しないように施設することとした。同時に、本解釈で引用する規格は、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会に承認された規格リストと関連づけられ、当該機関の公開ページにて掲載された。**

8. 電技解釈第116条 116-1表の改正案

12

- **解釈第116条**【低圧架空引込線の高さ】は、**車両の往来がまれである道路における低圧架空引込線の高さは路面上5m以上**と定めている。
- 一方、**解釈第68条**【低高圧架空電線の高さ】は、**車両の往来がまれである道路における低圧線の高さは地表上4m以上**と定めている。
- **上記の背景**は、平成23年10月に電力安全課にて、省令に定める技術基準への適合性判断等、これまでの法務執行業務における運用は変えないことを前提として、**条文構成の見直し、表現の適正化及び用語の定義の整理を実施した際に、116-1表に反映誤りがあったためと推察する。**（平成23年10月以前は、車両の往来がまれである道路における低圧架空引込線の高さは地表上4m以上であった）
- 以上より、JESC E2005の反映と同調し、**車両の往来がまれである道路における低圧架空引込線の高さを地表上4m以上へ改正を要望する。**

解釈第116条【低圧架空引込線の高さ】(抜粋)

六 電線の高さは、116-1表に規定する値以上であること。
116-1表

区分		高さ
道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	路面上3m
	その他の場合	路面上5m
鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上5.5m
横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の上3m
上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	地表上2.5m
	その他の場合	地表上4m

解釈第68条【低高圧架空電線の高さ】(抜粋)

低圧架空電線又は高圧架空電線の高さは、68-1表に規定する値以上であること。
68-1表

区分		高さ
道路（ 車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。 ）を横断する場合		路面上6m
鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上5.5m
低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上3m
高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上3.5m
上記以外	屋外照明用であって、絶縁電線又はケーブルを使用した対地電圧150V以下のものを交通に支障のないように施設する場合	地表上4m
	低圧架空電線を道路以外の場所に施設する場合	地表上4m
	その他の場合	地表上5m

8. 電技解釈第116条 116-1表の改正案

13

- 平成23年7月、条文構成組替えや表現の適正化など、電技解釈の改正(次頁参照)を実施。
- 平成20年の電技解釈では、第68条で「道路」から「交通のはげしくない道路」は除外され、当該内容が第97条にも適用された。
- 改正の際、本来は「第1条【用語の定義】道路」の解説及び第116条の116-1表に「車両の往来がまれであるものを除く」旨を反映すべきであったが、それぞれへ反映することが漏れたと考えられる。

整理前（平成20年）	整理後（平成23年10月～）																	
第1条【用語の定義】 —	第1条【用語の定義】 二十五 道路 公道又は私道（横断歩道橋を除く。）																	
第1条 解説 —	第1条 解説 道路（第二十五号）～前前半略～ また、 架空電線の高さ又は架空電線と工作物の離隔距離等を規定する場合に、必要に応じて道路から車両の往来がまれなものを除外している（→第68条、第72条解説）。																	
第68条【低高圧架空電線の高さ】 第1項第一号 道路 {農道その他の交通のはげしくない道路及び横断歩道橋（道路、鉄道、軌道等の上を横断して施設される橋状の工作物であって、歩行の用にのみ供されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。}を横断する場合は、 地表上6m以上 。 第四号 前三号以外の場合は、地表上5m以上。ただし、 低圧架空電線を道路以外の箇所に施設する場合又は絶縁電線若しくはケーブルを使用した対地電圧が150V以下の低圧架空電線であって屋外照明の用に供するものを交通に支障のないように施設する場合は、地表上4mまでに減することができる。	第68条【低高圧架空電線の高さ】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路（車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合</td> <td>路面上6m</td> </tr> <tr> <td>鉄道又は軌道を横断する場合</td> <td>レール面上5.5m</td> </tr> <tr> <td>低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合</td> <td>横断歩道橋の路面上3m</td> </tr> <tr> <td>高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合</td> <td>横断歩道橋の路面上3.5m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外</td> <td>屋外照明用であって、絶縁電線又はケーブルを使用した対地電圧150V以下のものを交通に支障のないように施設する場合</td> <td>地表上4m</td> </tr> <tr> <td>低圧架空電線を道路以外の場所に施設する場合</td> <td>地表上4m</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>地表上5m</td> </tr> </tbody> </table>	区分	高さ	道路（ 車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。 ）を横断する場合	路面上6m	鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m	低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の路面上3m	高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の路面上3.5m	上記以外	屋外照明用であって、絶縁電線又はケーブルを使用した対地電圧150V以下のものを交通に支障のないように施設する場合	地表上4m	低圧架空電線を道路以外の場所に施設する場合	地表上4m	その他の場合	地表上5m
区分	高さ																	
道路（ 車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。 ）を横断する場合	路面上6m																	
鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m																	
低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の路面上3m																	
高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の路面上3.5m																	
上記以外	屋外照明用であって、絶縁電線又はケーブルを使用した対地電圧150V以下のものを交通に支障のないように施設する場合	地表上4m																
	低圧架空電線を道路以外の場所に施設する場合	地表上4m																
	その他の場合	地表上5m																
第68条 解説 ここに、道路というのは、道路法上の道路とは関係なく、行動たると私道たるとは問わない。「農道その他の交通のはげしくない道路」というのは、あいまいな表現ではあるが、耕うん機、荷馬車程度が通過する農道など車両の往来が玉にしかないような道路を指す。 この解釈で道路というときは、すべて交通のはげしくない道路は除かれる。	第68条 解説 表の「車両の往来がまれであるもの」とは、あいまいな表現ではあるが、耕うん機、荷馬車程度が通過する農道など、交通のはげしくない道路を指す。また、「歩行の用にのみ供される部分」とは、歩道と車道の区分がある道路の歩道部分又は歩行者専用道路など、車両が通行しない道路を指す。道路における電線の高さは、貨物自動車の積荷等の高さを考慮して規定されているため、車両が通行しない「歩行の用にのみ供される部分」については、かつこ内でこれを道路から除いている。																	
第97条【低圧引込線の施設】 第1項第五号 イ 道路 （車道と歩道の区別がある道路にあっては、車道）を横断する場合は、 路面上5m （技術上やむを得ない場合において交通に支障のないときは3m）以上。 …中略… ニ イ、ロ及びハ以外の場合は、地表上4m （技術上やむを得ない場合において交通に支障のないときは2.5m）以上。	第116条【低圧架空引込線の施設】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m</td> </tr> <tr> <td>鉄道又は軌道を横断する場合</td> <td>レール面上5.5m</td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋の上に施設する場合</td> <td>横断歩道橋の上3m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m</td> </tr> </tbody> </table>	区分	高さ	道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m	鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m	横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の上3m	上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m							
区分	高さ																	
道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m																	
鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m																	
横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の上3m																	
上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m																	

8. 電技解釈第116条 116-1表の改正案

■ 平成23年7月、電技解釈について条文構成の組替え及び表現の適正化が実施された。

「電気設備の技術基準の解釈」の改正の概要

平成23年7月1日
原子力安全・保安院
電力安全課

- 条文構成の組替え及び表現の適正化**
今般の改正前後において電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「省令」という。）に定める技術基準への適合性判断等、これまでの法執行業務における運用は変えないことを前提として、条文構成の見直し、表現の適正化及び用語の定義の整理を行う。また、省令に定める技術基準への適合性判断に関する事項のうち、現在、電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）の解説中に記載されているものについて、新たに解釈において示すこととする。
- 「電気施設技術基準国際化調査（電気設備）」に係る改正**
 - （1）鉄骨造等の建造物における等電位ボンディング（第18条）
従来より、解釈においては単独接地（A種、B種、C種及びD種接地）による接地工事を示している。一方、IEC規格では等電位ボンディングを施した統合接地による接地工事が規定されており、海外ではこの方式による接地工事が広く行われているところ。平成21年度「電気施設技術基準国際化調査」（以下「国際化調査」という。）において、等電位ボンディングによる接地工事について、省令に規定する技術基準を満足するものであるとの結論が得られたことを踏まえ、等電位ボンディングによる接地工事により施設できることを新たに解釈において示す。
 - （2）IEC61936-1規格の改定への対応（第219条）
高圧又は特別高圧の電気設備は、解釈第7章に示すIEC 61936-1規格により施設できることを示しているが、平成21年度国際化調査において、同規格の改定案についても省令に規定する技術基準を満足するものであることが確認されたことを踏まえ、引用する規格を改定された同規格に改める。
- 「電気設備技術基準関連規格等調査」に係る改正（第9条、第40条、第56条、第57条、第122条、第163条、第183条）**
解釈に引用しているJISについて引用後に改定されたものにつき、最新のJISを引用することの妥当性を平成21年度「電気設備技術基準関連規格等調査」において調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正を行う。
- 「日本電気技術規格委員会規格」に係る改正**
 - （1）高圧又は35kV以下の特別高圧のケーブルをケーブル用防護具に収める場合の

新旧条文移行表
第1章 総則

現行	移行先	改正案
第1条 目的の変遷	第1条	第1条 目的の変遷
第2条 適用の範囲	第2条	第2条 適用の範囲
第3条 電線の性能	第3条、第3条、第3条、第3条、第10条、第11条	第3条 電線の性能の規格事項
第4条 電線	第4条、第4条、第4条、第4条、第4条	第4条 電線
第5条 電線径	第5条	第5条 電線径
第6条 多心電線	第6条	第6条 多心電線
第7条 コード	第7条	第7条 コード
第8条 ハロゲンフリーケーブル	第8条	第8条 ハロゲンフリーケーブル
第9条 伝送ケーブル	第9条	第9条 伝送ケーブル
第10条 電線ケーブル及び特殊電線ケーブル	第10条、第11条	第10条 電線ケーブル
第11条 特殊電線	第11条	第11条 特殊電線ケーブル
第12条 電線の接続法	第12条、第16条	第12条 電線の接続法
第13条 電線の保護	第13条、第19条	第13条 電線の保護
第14条 電線の保護管及び保護管の接続	第14条、第19条	第14条 保護管の接続
第15条 圧入及び圧入後の接続	第15条	第15条 圧入又は特別注の電線の接続性能
第16条 特殊電線及び高電圧ケーブルの接続	第16条	第16条 特殊電線及び高電圧ケーブルの接続性能
第17条 接地工事の接続	第17条	第17条 接地工事の接続及び接地方法
第18条 接地工事の接続	第18条	第18条 接地工事の接続及び接地方法
第19条 接地工事の接続	第19条	第19条 接地工事の接続及び接地方法
第20条 接地工事の接続	第20条	第20条 接地工事の接続及び接地方法
第21条 接地工事の接続	第21条、第24条	第21条 接地工事の接続及び接地方法
第22条 接地工事の接続	第22条	第22条 接地工事の接続及び接地方法
第23条 接地工事の接続	第23条	第23条 接地工事の接続及び接地方法
第24条 接地工事の接続	第24条	第24条 接地工事の接続及び接地方法
第25条 接地工事の接続	第25条	第25条 接地工事の接続及び接地方法
第26条 接地工事の接続	第26条	第26条 接地工事の接続及び接地方法
第27条 接地工事の接続	第27条	第27条 接地工事の接続及び接地方法
第28条 接地工事の接続	第28条	第28条 接地工事の接続及び接地方法
第29条 接地工事の接続	第29条	第29条 接地工事の接続及び接地方法
第30条 接地工事の接続	第30条	第30条 接地工事の接続及び接地方法
第31条 接地工事の接続	第31条	第31条 接地工事の接続及び接地方法
第32条 接地工事の接続	第32条	第32条 接地工事の接続及び接地方法
第33条 接地工事の接続	第33条	第33条 接地工事の接続及び接地方法
第34条 接地工事の接続	第34条	第34条 接地工事の接続及び接地方法
第35条 接地工事の接続	第35条	第35条 接地工事の接続及び接地方法
第36条 接地工事の接続	第36条	第36条 接地工事の接続及び接地方法
第37条 接地工事の接続	第37条	第37条 接地工事の接続及び接地方法
第38条 接地工事の接続	第38条	第38条 接地工事の接続及び接地方法
第39条 接地工事の接続	第39条	第39条 接地工事の接続及び接地方法
第40条 接地工事の接続	第40条	第40条 接地工事の接続及び接地方法
第41条 接地工事の接続	第41条	第41条 接地工事の接続及び接地方法
第42条 接地工事の接続	第42条	第42条 接地工事の接続及び接地方法
第43条 接地工事の接続	第43条	第43条 接地工事の接続及び接地方法
第44条 接地工事の接続	第44条	第44条 接地工事の接続及び接地方法
第45条 接地工事の接続	第45条	第45条 接地工事の接続及び接地方法
第46条 接地工事の接続	第46条	第46条 接地工事の接続及び接地方法
第47条 接地工事の接続	第47条	第47条 接地工事の接続及び接地方法
第48条 接地工事の接続	第48条	第48条 接地工事の接続及び接地方法
第49条 接地工事の接続	第49条	第49条 接地工事の接続及び接地方法
第50条 接地工事の接続	第50条	第50条 接地工事の接続及び接地方法
第51条 接地工事の接続	第51条	第51条 接地工事の接続及び接地方法
第52条 接地工事の接続	第52条	第52条 接地工事の接続及び接地方法
第53条 接地工事の接続	第53条	第53条 接地工事の接続及び接地方法
第54条 接地工事の接続	第54条	第54条 接地工事の接続及び接地方法
第55条 接地工事の接続	第55条	第55条 接地工事の接続及び接地方法
第56条 接地工事の接続	第56条	第56条 接地工事の接続及び接地方法
第57条 接地工事の接続	第57条	第57条 接地工事の接続及び接地方法
第58条 接地工事の接続	第58条	第58条 接地工事の接続及び接地方法
第59条 接地工事の接続	第59条	第59条 接地工事の接続及び接地方法
第60条 接地工事の接続	第60条	第60条 接地工事の接続及び接地方法
第61条 接地工事の接続	第61条	第61条 接地工事の接続及び接地方法
第62条 接地工事の接続	第62条	第62条 接地工事の接続及び接地方法
第63条 接地工事の接続	第63条	第63条 接地工事の接続及び接地方法
第64条 接地工事の接続	第64条	第64条 接地工事の接続及び接地方法
第65条 接地工事の接続	第65条	第65条 接地工事の接続及び接地方法
第66条 接地工事の接続	第66条	第66条 接地工事の接続及び接地方法
第67条 接地工事の接続	第67条	第67条 接地工事の接続及び接地方法
第68条 接地工事の接続	第68条	第68条 接地工事の接続及び接地方法
第69条 接地工事の接続	第69条	第69条 接地工事の接続及び接地方法
第70条 接地工事の接続	第70条	第70条 接地工事の接続及び接地方法
第71条 接地工事の接続	第71条	第71条 接地工事の接続及び接地方法
第72条 接地工事の接続	第72条	第72条 接地工事の接続及び接地方法
第73条 接地工事の接続	第73条	第73条 接地工事の接続及び接地方法
第74条 接地工事の接続	第74条	第74条 接地工事の接続及び接地方法
第75条 接地工事の接続	第75条	第75条 接地工事の接続及び接地方法
第76条 接地工事の接続	第76条	第76条 接地工事の接続及び接地方法
第77条 接地工事の接続	第77条	第77条 接地工事の接続及び接地方法
第78条 接地工事の接続	第78条	第78条 接地工事の接続及び接地方法
第79条 接地工事の接続	第79条	第79条 接地工事の接続及び接地方法
第80条 接地工事の接続	第80条	第80条 接地工事の接続及び接地方法
第81条 接地工事の接続	第81条	第81条 接地工事の接続及び接地方法
第82条 接地工事の接続	第82条	第82条 接地工事の接続及び接地方法
第83条 接地工事の接続	第83条	第83条 接地工事の接続及び接地方法
第84条 接地工事の接続	第84条	第84条 接地工事の接続及び接地方法
第85条 接地工事の接続	第85条	第85条 接地工事の接続及び接地方法
第86条 接地工事の接続	第86条	第86条 接地工事の接続及び接地方法
第87条 接地工事の接続	第87条	第87条 接地工事の接続及び接地方法
第88条 接地工事の接続	第88条	第88条 接地工事の接続及び接地方法
第89条 接地工事の接続	第89条	第89条 接地工事の接続及び接地方法
第90条 接地工事の接続	第90条	第90条 接地工事の接続及び接地方法
第91条 接地工事の接続	第91条	第91条 接地工事の接続及び接地方法
第92条 接地工事の接続	第92条	第92条 接地工事の接続及び接地方法
第93条 接地工事の接続	第93条	第93条 接地工事の接続及び接地方法
第94条 接地工事の接続	第94条	第94条 接地工事の接続及び接地方法
第95条 接地工事の接続	第95条	第95条 接地工事の接続及び接地方法
第96条 接地工事の接続	第96条	第96条 接地工事の接続及び接地方法
第97条 接地工事の接続	第97条	第97条 接地工事の接続及び接地方法
第98条 接地工事の接続	第98条	第98条 接地工事の接続及び接地方法
第99条 接地工事の接続	第99条	第99条 接地工事の接続及び接地方法
第100条 接地工事の接続	第100条	第100条 接地工事の接続及び接地方法

無断複写・転載禁止

8. 電技解釈第116条 116-1表の改正案

■ 解釈第116条【低圧架空引込線等の施設】を以下の通り、改正することを要望する。

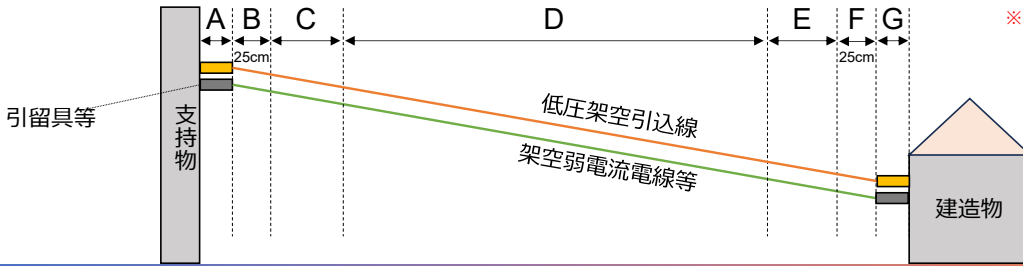
現行		改正案																			
六 電線の高さは、116-1表に規定する値以上であること。 116-1表		六 電線の高さは、116-1表に規定する値以上であること。 116-1表																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m</td> </tr> <tr> <td>鉄道又は軌道を横断する場合</td> <td>レール面上5.5m</td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋の上に施設する場合</td> <td>横断歩道橋の上3m</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m</td> </tr> </tbody> </table>	区分	高さ	道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m	鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m	横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の上3m	上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路（車両の往来がまだであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m</td> </tr> <tr> <td>鉄道又は軌道を横断する場合</td> <td>レール面上5.5m</td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋の上に施設する場合</td> <td>横断歩道橋の上3m</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m</td> </tr> </tbody> </table>	区分	高さ	道路（ 車両の往来がまだであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。 ）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m	鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m	横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の上3m	上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m
区分	高さ																				
道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m																				
鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m																				
横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の上3m																				
上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m																				
区分	高さ																				
道路（ 車両の往来がまだであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。 ）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 路面上3m その他の場合 路面上5m																				
鉄道又は軌道を横断する場合	レール面上5.5m																				
横断歩道橋の上に施設する場合	横断歩道橋の上3m																				
上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき 地表上2.5m その他の場合 地表上4m																				

無断複写・転載禁止

参考. 低圧架空引込線と弱電流電線の離隔に関する現状と改定案

		現行			改定案 (改定箇所を赤字で記載)
		有線電気通信設備 令施行規則	電技解釈 第116条	JESC E2005 (2005)	
A. 支持物側の引留具等	上方	・60cm ・強電流電線の設置者の承諾を得た場合は30cm ・強電流電線が引込線かつ架空電線が別に告示する条件に適合する場合で、設置者の承諾を得た場合は15cm	30cm	10cm	10cm ^{※2}
	側方			15cm	15cm ^{※2}
B. 支持物側の引留具等から負荷側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方				10cm	10cm ^{※2}
C. 支持物側の引留具等から負荷側25cm～取付け点付近				接触しない	接触しない
D. 接近・交差箇所				接触しない ^{※1}	接触しない ^{※1}
E. 取付け点付近～需要家側の引留具等から電源側25cm				接触しない	接触しない
F. 需要家側の引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方				10cm	10cm ^{※2}
G. 需要家側の引留具等	上方	15cm	15cm ^{※2}		
	側方	10cm	10cm ^{※2}		

※1 弱電流電線管理者の承諾を得た場合かつ引込線に防護具を装着した場合
 ※2 弱電流電線等管理者の承諾を得た場合、「接触しない」とする



JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
<p style="text-align: center;">J E S C</p> <p style="text-align: center;">低圧引込線と他物との離隔距離の特例</p> <p style="text-align: center;">J E S C E 2 0 0 5 (2 0 <u>0 5</u>)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成17年9月29日</u> 改定</p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会</p>	<p style="text-align: center;">J E S C</p> <p style="text-align: center;">低圧<u>架空</u>引込線と他物との離隔距離の特例</p> <p style="text-align: center;">J E S C E 2 0 0 5 (2 0 <u>X X</u>)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇年〇月〇日</u> 改定</p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会</p>	<p>●内容に合わせてタイトルを修正</p> <p>●改定日の修正</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>制定・改定の経緯 平成10年5月29日制定 平成14年4月 5日改定 平成17年9月29日改定</p>	<p>制定・改定の経緯 平成10年5月29日制定 平成14年4月 5日改定 平成17年9月29日改定 <u>令和〇年〇月 〇日改定</u></p>	<p>●改定日の追記</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」(JESC E20<u>05</u>)----- 1</p> <p>解 説</p> <p>1. <u>改定経緯および改定理由</u> ----- 2</p> <p>2. 制定根拠 ----- 3</p> <p>3. 規格の説明 ----- 12</p> <p>4. 関連資料 ----- 12</p> <p>別紙1 施設状況説明図 ----- 13</p> <p>別紙2 調査及び技術検討結果 ----- 14</p> <p>(参考) 海外の規格基準との比較 ----- 17</p> <p>日本電気技術規格委員会規格について ----- 19</p> <p>規格制定・改定に参加した委員の氏名 ----- 20</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>「低圧<u>架空</u>引込線と他物との離隔距離の特例」(JESC E20<u>XX</u>)----- 1</p> <p>解 説</p> <p>1. <u>制定・改定経緯</u> ----- 2</p> <p>2. 制定根拠 ----- 3</p> <p>3. 規格の説明 ----- 12</p> <p>4. 関連資料 ----- 12</p> <p>別紙1 施設状況説明図 ----- 13</p> <p>別紙2 調査及び技術検討結果 ----- 14</p> <p>(参考) 海外の規格基準との比較 ----- 17</p> <p>日本電気技術規格委員会規格 <u>(JESC)</u> について ----- 19</p> <p>規格制定・改定に参加した委員の氏名 ----- 20</p>	<p>●タイトルの修正</p> <p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p>●記載様式見直し (他規格と統一)</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考																																								
<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格 低圧引込線と他物との離隔距離の特例 J E S C E 2 0 0 5 (2 0 <u>0 5</u>)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、低圧引込線と他物との離隔距離の特例について規定する。</p> <p>2. 技術的規定</p> <p>2. 1 低圧架空引込線の取付点付近における離隔距離の特例 低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物との離隔距離は、需要場所及び支持物の取付点付近に限り、低圧引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物で、かつ、危険のおそれがなく、<u>取付点付近に施設する場合は</u>、表1の値以上とすることができる。 なお、取付点付近とは、取付点付近で作業を実施する作業者が手の届く範囲程度とする。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" data-bbox="273 835 1299 1402"> <thead> <tr> <th colspan="3">離隔距離又は施設条件</th> </tr> <tr> <th>他の工作物区分</th> <th>電線の種類</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他の造営物（人が触れるおそれがない場合）</td> <td>低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>接触しない</td> </tr> <tr> <td>弱電流電線等</td> <td>低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>接触しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弱電流電線等の引込用引留具等 (引留具等という。以下同じ)</td> <td>上方 低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>0. 1 5 m</td> </tr> <tr> <td>側方 低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>0. 1 m</td> </tr> <tr> <td>引留具等から <u>電源側</u> 25cm 以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方</td> <td>低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>0. 1 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2 低圧架空引込線が弱電流電線等と接近又は<u>交さ</u>する場合における離隔距離の特例 低圧架空引込線と弱電流電線等との離隔距離は、技術上やむを得ない場合であって、以下の条件をすべて満たす場合は、直接接触しないよう施設することができる。 <u>一</u> 弱電流電線等の管理者の承諾を得ること。 <u>二</u> 低圧架空引込線を <u>解釈第 76 条第 4 項</u> に適合する防護具に収めること。</p>	離隔距離又は施設条件			他の工作物区分	電線の種類	離隔距離	他の造営物（人が触れるおそれがない場合）	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない	弱電流電線等	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない	弱電流電線等の引込用引留具等 (引留具等という。以下同じ)	上方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 5 m	側方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m	引留具等から <u>電源側</u> 25cm 以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m	<p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会規格 低圧<u>架空</u>引込線と他物との離隔距離の特例 J E S C E 2 0 0 5 (2 0 <u>X X</u>)</p> <p>1. 適用範囲 この規格は、低圧<u>架空</u>引込線と他物との離隔距離の特例について規定する。</p> <p>2. 技術的規定</p> <p>2. 1 低圧架空引込線の取付<u>け</u>点付近における離隔距離の特例 低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物との離隔距離は、需要場所及び支持物の取付<u>け</u>点付近に限り、低圧<u>架空</u>引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物で、かつ、危険のおそれが<u>ない場合は</u>、表1の値以上とすることができる。 なお、取付<u>け</u>点付近とは、取付<u>け</u>点付近で作業を実施する作業者が手の届く範囲程度とする。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" data-bbox="1418 835 2445 1402"> <thead> <tr> <th colspan="3">離隔距離又は施設条件</th> </tr> <tr> <th>他の工作物区分</th> <th>電線の種類</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他の造営物（人が触れるおそれがない場合）</td> <td>低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>接触しない</td> </tr> <tr> <td><u>架空</u>弱電流電線等</td> <td>低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>接触しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>架空</u>弱電流電線等の引込用引留具等 (<u>以下、「引留具等」という</u>)[※]</td> <td>上方 低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>0. 1 5 m</td> </tr> <tr> <td>側方 低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>0. 1 m</td> </tr> <tr> <td>引留具等から 25cm 以下の範囲における <u>架空</u>弱電流電線等の上方及び側方[※]</td> <td>低圧絶縁電線 ケーブル</td> <td>0. 1 m</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※</u> <u>引留具等及び引留具等から 25cm 以下の範囲における架空弱電流電線等の上方及び側方については、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、離隔距離を「接触しない」とすることができる。</u></p> <p>2. 2 低圧架空引込線が架空弱電流電線等と接近又は<u>交差</u>する場合における離隔距離の特例 低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離は、技術上やむを得ない場合であって、以下の条件をすべて満たす場合は、直接接触しないよう施設することができる。 <u>(1)</u> <u>架空</u>弱電流電線等の管理者の承諾を得ること。 <u>(2)</u> 低圧架空引込線を <u>電技解釈第 55 条第 1 項</u> に適合する防護具に収めること。</p>	離隔距離又は施設条件			他の工作物区分	電線の種類	離隔距離	他の造営物（人が触れるおそれがない場合）	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない	<u>架空</u> 弱電流電線等	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない	<u>架空</u> 弱電流電線等の引込用引留具等 (<u>以下、「引留具等」という</u>) [※]	上方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 5 m	側方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m	引留具等から 25cm 以下の範囲における <u>架空</u> 弱電流電線等の上方及び側方 [※]	低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m	<p>● <u>タイトルの修正</u></p> <p>● <u>タイトル修正に合わせて本文も修正</u></p> <p>● <u>表現の統一</u> ▷ <u>取付点→取付け点</u> ▷ <u>低圧引込線→低圧架空引込線</u> ▷ <u>弱電流電線等→架空弱電流電線等</u></p> <p>● <u>表現の統一</u></p> <p>● <u>引留具等及び引留具等から25cm以下の範囲における離隔の緩和</u></p> <p>● <u>支持物側の取付け点付近の離隔が緩和されているため、「電源側」の記載を削除</u></p> <p>● <u>表現の見直し</u> ▷ <u>交さ→交差</u></p> <p>● <u>現在の電技解釈の条項へ修正</u></p>
離隔距離又は施設条件																																										
他の工作物区分	電線の種類	離隔距離																																								
他の造営物（人が触れるおそれがない場合）	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない																																								
弱電流電線等	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない																																								
弱電流電線等の引込用引留具等 (引留具等という。以下同じ)	上方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 5 m																																								
	側方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m																																								
引留具等から <u>電源側</u> 25cm 以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m																																								
離隔距離又は施設条件																																										
他の工作物区分	電線の種類	離隔距離																																								
他の造営物（人が触れるおそれがない場合）	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない																																								
<u>架空</u> 弱電流電線等	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない																																								
<u>架空</u> 弱電流電線等の引込用引留具等 (<u>以下、「引留具等」という</u>) [※]	上方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 5 m																																								
	側方 低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m																																								
引留具等から 25cm 以下の範囲における <u>架空</u> 弱電流電線等の上方及び側方 [※]	低圧絶縁電線 ケーブル	0. 1 m																																								

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p style="text-align: center;">JESC E2005(低圧引込線と他物との離隔距離の特例) 解説</p> <p>1. 改定経緯及び改定理由 【JESC E2005(1998)】</p> <p>近年の住宅事情において、建物は新築・増改築により密集化の傾向にある。また、マルチメディアの急速な拡大により、一般家庭にも様々な弱電流電線等の架空引込線が取り付けられるようになってきた。更に、低圧架空引込線の取付点はお客さまの美観意識の高まりから、建物の端の方にコンパクトにまとめるよう要求されることが多くなっている。そのため、需要場所の取付点付近においては、「<u>電気設備の技術基準の解釈について</u>」(以下、<u>解釈</u>という。)第97条第3項で規定されている低圧架空引込線と他の工作物（造営物及び弱電流電線等）との離隔距離の確保が困難な状況にある。また、その改修においては、お客さま設備の改修を伴うために美観上の理由から理解を得ることが困難で、改修費用も膨大なものとなっている。</p> <p>一方、解釈第97条第3項の低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離は、支持物から需要場所の取付点に至る架空部分に関して一律に規定されており、取付点付近のように固定され安定しているため接触による感電や火災のおそれがない箇所においても、離隔距離は緩和されていない。</p> <p>これらの状況から、低圧架空引込線の需要場所の取付点付近における他の工作物との離隔距離を緩和する規格を制定した。</p> <p>【JESC E2005(2002)】</p> <p>JESC E2005(1998)は平成10年5月に制定されたが、その規格はJEAC 7001-1992配電規程（低圧及び高圧）〔1998年一部改訂〕を引用する形式をとっていた。しかし引用元であるJEACが平成11年に改定されたため、引用規格をJEAC 7001-1999配電規程（低圧<u>および</u>高圧）に変更する改定が必要となった。この改定を機に、利用者の利便性の向上<u>および</u>JESC改定業務の効率化を目的に、JEACを引用する形式から規定内容を単独で記載する形式へ変更した。</p> <p>【JESC E2005(2005)】</p> <p>昨今、架空弱電流電線等が低高圧架空電線路の支持物へ共架されることが増加し、架空電線と架空弱電流電線等との離隔距離の規定値を確保することが困難となってきている。このような中、平成10年に制定された本規格により、低圧引込線の需要場所の取付点付近に限って他物との離隔距離が緩和されているが、需要場所の取付点付近だけでなく、支持物の取付点付近においても、風の影響による揺動がなく安定した状態であることから、低圧引込線と他物との離隔距離が緩和できると判断し、支持物の取付点付近も対象とするように改定し</p>	<p style="text-align: center;">JESC E2005(低圧<u>架空</u>引込線と他物との離隔距離の特例) 解説</p> <p style="color: red;"><u>本解説での電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という。）の条項は、規格制定時の電技解釈の条項番号を示す。</u></p> <p>1. 制定・改定経緯 <制定経緯></p> <p>近年の住宅事情において、建物は新築・増改築により密集化の傾向にある。また、マルチメディアの急速な拡大により、一般家庭にも様々な弱電流電線等の架空引込線が取り付けられるようになってきた。更に、低圧架空引込線の取付<u>け</u>点はお客さまの美観意識の高まりから、建物の端の方にコンパクトにまとめるよう要求されることが多くなっている。そのため、需要場所の取付<u>け</u>点付近においては、<u>電技解釈</u>第97条【<u>低圧引込線の施設</u>】第3項（<u>現行：第116条【低圧架空引込線等の施設】第1項</u>）で規定されている低圧架空引込線と他の工作物（造営物及び<u>架空</u>弱電流電線等）との離隔距離の確保が困難な状況にある。また、その改修においては、お客さま設備の改修を伴うために美観上の理由から理解を得ることが困難で、改修費用も膨大なものとなっている。</p> <p>一方、<u>電技解釈</u>第97条第3項（<u>現行：第116条第1項</u>）の低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離は、支持物から需要場所の取付<u>け</u>点に至る架空部分に関して一律に規定されており、取付<u>け</u>点付近のように固定され安定しているため接触による感電や火災のおそれがない箇所においても、離隔距離は緩和されていない。</p> <p>これらの状況から、低圧架空引込線の需要場所の取付<u>け</u>点付近における他の工作物との離隔距離を緩和する規格を制定した。</p> <p><改定経緯> [平成14年4月5日改定]</p> <p>JESC E2005(1998)は平成10年5月に制定されたが、その規格はJEAC 7001-1992配電規程（低圧及び高圧）〔1998年一部改訂〕を引用する形式をとっていた。しかし引用元であるJEACが平成11年に改定されたため、引用規格をJEAC 7001-1999配電規程（低圧<u>及び</u>高圧）に変更する改定が必要となった。この改定を機に、利用者の利便性の向上<u>及び</u>JESC改定業務の効率化を目的に、JEACを引用する形式から規定内容を単独で記載する形式へ変更した。</p> <p>[平成17年9月29日改定]</p> <p>昨今、架空弱電流電線等が低高圧架空電線路の支持物へ共架されることが増加し、架空電線と架空弱電流電線等との離隔距離の規定値を確保することが困難となってきている。このような中、平成10年に制定された本規格により、低圧<u>架空</u>引込線の需要場所の取付<u>け</u>点付近に限って他物との離隔距離が緩和されているが、需要場所の取付<u>け</u>点付近だけでなく、支持物の取付<u>け</u>点付近においても、風の影響による揺動がなく安定した状態であることから、低圧<u>架空</u>引込線と他物との離隔距離が緩和できると判断し、支持物の取付<u>け</u>点付近も対象とす</p>	<p style="color: red;">●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p style="color: red;">●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p style="color: red;">●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p style="color: red;">●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p style="color: red;">●記載様式見直し (他規格と統一)</p> <p style="color: red;">●記載様式見直し (他規格と統一)</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>た。</p> <p>また、低圧引込線と架空弱電流電線等の<u>接近、交さ</u>箇所についても離隔を確保することが困難な状況にあるので、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た上で、<u>接近、交さ</u>する箇所を電技解釈第76条に定める防護具に収めることにより、低圧引込線の需要場所の取付点付近と同等の保安レベルが確保できると判断し、低圧引込線と架空弱電流電線等が、直接接触しないように施設することができるよう改定した。</p> <p>2. 制定根拠</p> <p>【JESC E2005(1998)】</p> <p>低圧架空引込線の需要場所の取付点付近における施設条件に関して以下のように調査・検討した。(詳細は別紙2を参照)</p> <p>(1) 弱電流電線等への誘導障害等</p> <p>低圧引込線と弱電流電線との接近状態における誘導障害等の影響について調査・検討した結果、600V以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近(数十cm程度)であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害のおそれはない。また、過去の誘導等による障害事例も発生していない。</p> <p>(2) 関係法令調査</p> <p>弱電流電線等の作業者の安全確保に関して、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則を調査したところ、低圧接近作業に関して離隔距離は規定されていない。</p> <p>(3) 弱電流電線等の作業空間の検証</p> <p>電気事業者及び通信事業者の代表が共同で「弱電流電線等の取付、撤去に必要な作業空間」を検証した。この作業空間を離隔距離として確保することで、弱電作業者の安全は確保できる。</p> <p>(4) 取付点付近の安定性</p> <p>低圧架空引込線の取付点付近では、風の揺動等による影響が極めて少なく安定した状態であるため、他の造営物と接触するおそれはなく、接触しなければ火災も発生しない。また、他の造営物の付近に窓や廊下等がなく人が触れるおそれがない箇所においては、感電の危険性もない。</p>	<p>るよう改定した。</p> <p>また、低圧<u>架空</u>引込線と架空弱電流電線等の<u>接近又は交差</u>箇所についても離隔を確保することが困難な状況にあるので、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た上で、<u>接近又は交差</u>する箇所を電技解釈第76条【<u>低高圧架空電線と建造物との接近</u>】(現行：第55条【<u>架空電線路の防護具</u>】)に定める防護具に収めることにより、低圧<u>架空</u>引込線の需要場所の取付<u>け</u>点付近と同等の保安レベルが確保できると判断し、低圧<u>架空</u>引込線と架空弱電流電線等が、直接接触しないように施設することができるよう改定した。</p> <p><u>[令和〇年〇月〇日改定]</u></p> <p><u>本規格により、低圧架空引込線と架空弱電流電線等を含む他物との離隔距離が緩和された。一方で、お客さまの美観意識の高まりから、取付け点の集約化や取付金物のコンパクト化、共架の増加により、取付け点付近において低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離の規定値確保が困難な状況となっている。</u></p> <p><u>架空弱電流電線等の作業空間、架空弱電流電線への通信障害、過去の感電及び火災事故に関する調査及び検証を行い、低圧架空引込線と架空弱電流電線等の離隔距離を緩和する規格へ改定した。</u></p> <p>2. 制定根拠</p> <p>【JESC E2005(1998)】</p> <p>低圧架空引込線の需要場所の取付<u>け</u>点付近における施設条件に関して以下のように調査・検討した。(詳細は別紙2を参照)</p> <p>(1) <u>架空</u>弱電流電線への誘導障害等</p> <p>低圧<u>架空</u>引込線と<u>架空</u>弱電流電線との接近状態における誘導障害等の影響について調査・検討した結果、600V以下の低圧においては、近接する電線長が取付<u>け</u>点付近(数十cm程度)であれば、誘導電流等による<u>架空</u>弱電流電線への誘導障害のおそれはない。また、過去の誘導等による障害事例も発生していない。</p> <p>(2) 関係法令調査</p> <p><u>架空</u>弱電流電線等の作業者の安全確保に関して、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則を調査したところ、低圧接近作業に関して離隔距離は規定されていない。</p> <p>(3) <u>架空</u>弱電流電線等の作業空間の検証</p> <p>電気事業者及び通信事業者の代表が共同で「<u>架空</u>弱電流電線等の取付、撤去に必要な作業空間」を検証した。この作業空間を離隔距離として確保することで、弱電作業者の安全は確保できる。</p> <p>(4) 取付<u>け</u>点付近の安定性</p> <p>低圧架空引込線の取付<u>け</u>点付近では、風の揺動等による影響が極めて少なく安定した状態であるため、他の造営物と接触するおそれはなく、接触しなければ火災も発生しない。また、他の造営物の付近に窓や廊下等がなく人が<u>通常通る場所から手を伸ばしても</u>触れるおそれがない箇所においては、感電の危険性もない。</p>	<p>●改定経緯を追加</p> <p>●資料内の表現の統一</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考																																														
<p>(5)過去の感電及び火災事故に関する調査</p> <p>低圧引込線の取付点付近における感電及び火災の事故実績（昭和42年～平成8年）を調査したところ、次のことが確認された。</p> <p>○低圧架空引込線と隣接する造営物との接触及び低圧架空引込線と弱電流電線等との混触による感電事故は発生していない。</p> <p>○低圧架空引込線と隣接する造営物との離隔不足及び低圧架空引込線と弱電流電線等との接触が原因となる火災は発生していない。</p> <p>【JESC E2005 (2005)】</p> <p>本改正要望をまとめるにあたって、以下を検討した。</p> <p>(1) JESC E2005 制定の経緯</p> <p>低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離については、表1に示すように電技解釈第97条に規定されているが、架空弱電流電線の増加および地上高の制約等により、離隔距離の規定値確保が困難となっている。このような状況により、平成10年改正で需要場所の取付点付近に限り、低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離が緩和された。(改正内容：需要場所の取付点付近に施設する場合、「接触しなければよい。」とした。)</p> <p>表1 低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離（電技解釈第97条）</p> <table border="1" data-bbox="213 1052 1279 1633"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来 (平成10年以前)</th> <th>平成10年改正 (JESC E2005)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td> <td>60cm(30cm ※¹)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合</td> <td>30cm(15cm ※¹)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>技術上やむを得ない場合</td> <td>30cm(15cm ※²)</td> <td>同左（下記を除く）</td> </tr> <tr> <td>低圧架空引込線の取付点付近</td> <td>—</td> <td>接触しない ※³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空弱電流電線等の引込 用引留具等</td> <td>上方</td> <td>15cm ※³</td> </tr> <tr> <td>側方</td> <td>10cm ※³</td> </tr> <tr> <td>引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方</td> <td>—</td> <td>10cm ※³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるもの又は通信用ケーブルである場合</p> <p>※2 電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルである場合</p> <p>※3 低圧架空引込線の需要場所の取付点付近に限る</p>		従来 (平成10年以前)	平成10年改正 (JESC E2005)	通常の場合	60cm(30cm ※ ¹)	同左	低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※ ¹)	同左	技術上やむを得ない場合	30cm(15cm ※ ²)	同左（下記を除く）	低圧架空引込線の取付点付近	—	接触しない ※ ³	架空弱電流電線等の引込 用引留具等	上方	15cm ※ ³	側方	10cm ※ ³	引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	—	10cm ※ ³	<p>(5)過去の感電及び火災事故に関する調査</p> <p>低圧引込線の取付け点付近における感電及び火災の事故実績（昭和42年～平成8年）を調査したところ、次のことが確認された。</p> <p>○低圧架空引込線と隣接する造営物との接触及び低圧架空引込線と架空弱電流電線等との混触による感電事故は発生していない。</p> <p>○低圧架空引込線と隣接する造営物との離隔不足及び低圧架空引込線と架空弱電流電線等との接触が原因となる火災は発生していない。</p> <p>【JESC E2005 (2005)】</p> <p>本改正定要望をまとめるにあたって、以下を検討した。</p> <p>(1) JESC E2005 制定の経緯</p> <p>低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離については、表1に示すように電技解釈第97条に規定されているが、架空弱電流電線等の増加及び地上高の制約等により、離隔距離の規定値確保が困難となっている。このような状況により、<u>電技解釈第97条は、JESC E2005を引用することにより</u>、平成10年改正で需要場所の取付け点付近に限り、低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離が緩和された。(改正内容：需要場所の取付け点付近に施設する場合、「接触しなければよい。」とした。)</p> <p>表1 低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離（電技解釈第97条）</p> <table border="1" data-bbox="1359 1052 2424 1633"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来 (平成10年以前)</th> <th>平成10年改正 (JESC E2005)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td> <td>60cm(30cm ※¹)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合</td> <td>30cm(15cm ※¹)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>技術上やむを得ない場合</td> <td>30cm(15cm ※²)</td> <td>同左（下記を除く）</td> </tr> <tr> <td>低圧架空引込線の取付け点付近</td> <td>—</td> <td>接触しない ※³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空弱電流電線等の引込 用引留具等</td> <td>上方</td> <td>15cm ※³</td> </tr> <tr> <td>側方</td> <td>10cm ※³</td> </tr> <tr> <td>引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方</td> <td>—</td> <td>10cm ※³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるもの又は通信用ケーブルである場合</p> <p>※2 電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルである場合</p> <p>※3 低圧架空引込線の需要場所の取付け点付近に限る</p>		従来 (平成10年以前)	平成10年改正 (JESC E2005)	通常の場合	60cm(30cm ※ ¹)	同左	低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※ ¹)	同左	技術上やむを得ない場合	30cm(15cm ※ ²)	同左（下記を除く）	低圧架空引込線の取付 け 点付近	—	接触しない ※ ³	架空弱電流電線等の引込 用引留具等	上方	15cm ※ ³	側方	10cm ※ ³	引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	—	10cm ※ ³	<p>●<u>分かりやすい表現への見直し</u></p>
	従来 (平成10年以前)	平成10年改正 (JESC E2005)																																														
通常の場合	60cm(30cm ※ ¹)	同左																																														
低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※ ¹)	同左																																														
技術上やむを得ない場合	30cm(15cm ※ ²)	同左（下記を除く）																																														
低圧架空引込線の取付点付近	—	接触しない ※ ³																																														
架空弱電流電線等の引込 用引留具等	上方	15cm ※ ³																																														
	側方	10cm ※ ³																																														
引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	—	10cm ※ ³																																														
	従来 (平成10年以前)	平成10年改正 (JESC E2005)																																														
通常の場合	60cm(30cm ※ ¹)	同左																																														
低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※ ¹)	同左																																														
技術上やむを得ない場合	30cm(15cm ※ ²)	同左（下記を除く）																																														
低圧架空引込線の取付 け 点付近	—	接触しない ※ ³																																														
架空弱電流電線等の引込 用引留具等	上方	15cm ※ ³																																														
	側方	10cm ※ ³																																														
引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	—	10cm ※ ³																																														

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考																				
<p>(2) 支持物の取付点付近に関する検討 (過去の検討結果との比較)</p> <p>平成 10 年に引込線と他物との離隔距離は、需要場所の取付点付近に限り緩和された。当時の調査・技術検討結果は表 2 のとおりとなっており、この検討結果は支持物の取付点の離隔距離にも該当すると考えられる。</p> <p>表 2 にも示すように、労働安全衛生規則では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。さらに、取付点付近では風の影響による揺動もなく安定した状態であることから、作業者の安全を確保するために必要な空間を離隔距離として定めることが望ましい。</p> <p>現在、低圧架空引込線の需要場所の取付点における架空弱電流電線等との離隔距離としては、弱電流電線の引留具類に弱電流電線を取付、撤去するための離隔距離が示されていることから、支持物の取付点付近についても、需要場所の取付点付近と同様に、離隔距離の緩和を行うことが可能であると考えられる。</p>	<p>(2) 支持物の取付け点付近に関する検討 (過去の検討結果との比較)</p> <p>平成 10 年に低圧架空引込線と他物との離隔距離は、需要場所の取付け点付近に限り緩和された。当時の調査・技術検討結果は表 2 のとおりとなっており、この検討結果は支持物の取付け点付近の離隔距離にも該当すると考えられる。</p> <p>表 2 にも示すように、労働安全衛生規則では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。さらに、取付け点付近では風の影響による揺動もなく安定した状態であることから、作業者の安全を確保するために必要な空間を離隔距離として定めることが望ましい。</p> <p>現在、低圧架空引込線の需要場所の取付け点付近における架空弱電流電線等との離隔距離としては、架空弱電流電線等の引留具類に架空弱電流電線等を取付け、撤去するための離隔距離が示されていることから、支持物の取付け点付近についても、需要場所の取付け点付近と同様に、離隔距離の緩和を行うことが可能であると考えられる。</p>																					
<p>表 2 支持物の取付点における検討</p>	<p>表 2 支持物の取付け点付近における検討</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 961 875 1008">需要場所の取付点付近規制緩和時の調査検討事項</th> <th data-bbox="875 961 1317 1008">支持物の取付点における検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="166 1008 875 1165">○ 低圧引込線と弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害はない。</td> <td data-bbox="875 1008 1317 1165">支持物の取付点も同等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1165 875 1522">○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。</td> <td data-bbox="875 1165 1317 1522">支持物の取付点も同等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1522 875 1879">○ 弱電流電線等の作業空間について 弱電流電線の作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化) ① 低圧引込線を、電柱の標準的な取り付け位置から模擬需要家引込点に張線する。 ② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)</td> <td data-bbox="875 1522 1317 1879">需要場所の取付点付近と同様な作業空間の確保が望ましい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1879 875 1938">○ 引込取付点付近における他の造営物に関する安</td> <td data-bbox="875 1879 1317 1938">支持物の取付点も同等</td> </tr> </tbody> </table>	需要場所の取付点付近規制緩和時の調査検討事項	支持物の取付点 における検討	○ 低圧引込線と弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害はない。	支持物の 取付点も同等	○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。	支持物の 取付点も同等	○ 弱電流電線等の作業空間について 弱電 流電線 の作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化) ① 低圧引込線を、電柱の標準的な取 り 付け位置から模擬需要家引込点に張線する。 ② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)	需要場所の取付点付近と同様な作業空間の確保が望ましい。	○ 引込取付点付近における他の造営物に関する安	支持物の 取付点も同等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1317 961 2012 1008">需要場所の取付け点付近規制緩和時の調査検討事項 (JESC E2005 (1998) 制定時)</th> <th data-bbox="2012 961 2460 1008">支持物の取付け点付近の離隔緩和に対する考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1317 1008 2012 1165">○ 低圧架空引込線と架空弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付け点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による架空弱電流電線への誘導障害はない。</td> <td data-bbox="2012 1008 2460 1165">支持物の取付け点付近においても通信障害は同等のレベルと評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1165 2012 1522">○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。</td> <td data-bbox="2012 1165 2460 1522">支持物の取付け点付近も同等と評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1522 2012 1879">○ 架空弱電流電線等の作業空間について 弱電作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化) ① 低圧架空引込線を、電柱の標準的な取付け位置から模擬需要家引込点に張線する。 ② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)</td> <td data-bbox="2012 1522 2460 1879">支持物の取付け点付近においても必要な作業空間は同等のレベルと評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1879 2012 1938">○ 引込取付け点付近における他の造営物に関する安</td> <td data-bbox="2012 1879 2460 1938">支持物の取付け点付近において</td> </tr> </tbody> </table>	需要場所の取付 け 点 付 近規制緩和時の調査検討事項 (JESC E2005 (1998) 制定時)	支持物の取付 け 点 付 近の離隔緩和に対する考え方	○ 低圧 架空 引込線と 架空 弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付 け 点 付 近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による 架空 弱電流電線への誘導障害はない。	支持物の取付 け 点 付 近においても通信障害は同等のレベルと評価する。	○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。	支持物の取付 け 点 付 近も同等と評価する。	○ 架空 弱電流電線等の作業空間について 弱電作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化) ① 低圧 架空 引込線を、電柱の標準的な取付け位置から模擬需要家引込点に張線する。 ② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)	支持物の取付け点付近においても必要な作業空間は同等のレベルと評価する。	○ 引込取付 け 点 付 近における他の造営物に関する安	支持物の取付 け 点 付 近において	<p>● 分かりやすい表現への見直し</p>
需要場所の取付点付近規制緩和時の調査検討事項	支持物の取付点 における検討																					
○ 低圧引込線と弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害はない。	支持物の 取付点も同等																					
○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。	支持物の 取付点も同等																					
○ 弱電流電線等の作業空間について 弱電 流電線 の作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化) ① 低圧引込線を、電柱の標準的な取 り 付け位置から模擬需要家引込点に張線する。 ② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)	需要場所の取付点付近と同様な作業空間の確保が望ましい。																					
○ 引込取付点付近における他の造営物に関する安	支持物の 取付点も同等																					
需要場所の取付 け 点 付 近規制緩和時の調査検討事項 (JESC E2005 (1998) 制定時)	支持物の取付 け 点 付 近の離隔緩和に対する考え方																					
○ 低圧 架空 引込線と 架空 弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付 け 点 付 近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による 架空 弱電流電線への誘導障害はない。	支持物の取付 け 点 付 近においても通信障害は同等のレベルと評価する。																					
○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。	支持物の取付 け 点 付 近も同等と評価する。																					
○ 架空 弱電流電線等の作業空間について 弱電作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化) ① 低圧 架空 引込線を、電柱の標準的な取付け位置から模擬需要家引込点に張線する。 ② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)	支持物の取付け点付近においても必要な作業空間は同等のレベルと評価する。																					
○ 引込取付 け 点 付 近における他の造営物に関する安	支持物の取付 け 点 付 近において																					

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考												
<p>全確保について</p> <p>① 火災について 取付点付近のように引込線が固定された場所では、風等による揺れが極めて少なく安定した施設状態であるため、引込線の取付点付近が他の造営物と接触することによる火災のおそれはない。</p> <p>② 感電災害について 引込線の取付点付近において、他の造営物に窓、廊下又は物干し台若しくはこれらに至る通路等人が通常通るところから手を出しても電線に触れることがないように施設された箇所では、一般公衆が感電するおそれはない。</p>	<p>全確保について</p> <p>① 火災について 取付^け点付近のように引込線が固定された場所では、風等による揺れが極めて少なく安定した施設状態であるため、引込線の取付^け点付近が他の造営物と接触することによる火災のおそれはない。</p> <p>② 感電災害について 引込線の取付^け点付近において、他の造営物に窓、廊下又は物干し台若しくはこれらに至る通路等人が通常通るところから手を出しても電線に触れることがないように施設された箇所では、一般公衆が感電するおそれはない。</p>	<p><u>も安全確保に関する考え方は同等のレベルと評価する。</u></p>												
<p>(3) <u>接近、交さ</u>部分に関する検討 (過去の検討結果との比較)</p> <p>前述のとおり、平成 10 年に低圧架空引込線と他物との離隔距離は、需要場所の取付点付近に限り緩和された。当時の調査・技術検討結果は表 3 のとおりとなっており、この検討結果は低圧架空引込線と架空弱電流電線等との<u>接近、交さ</u>部分の離隔距離にも該当すると考えられる。</p> <p>表 3 にも示すように、労働安全衛生規則では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。しかしながら、<u>接近、交さ</u>部分では風の影響による電線の揺動があることから、一定の離隔を確保する等により低圧架空引込線が他の造営物と接触しないような管理を行うことなどにより、感電・火災を防止するような措置が必要である。</p> <p>表3 <u>接近、交さ部分</u>における検討</p> <table border="1" data-bbox="240 1346 1249 1917"> <thead> <tr> <th>需要場所の取付点付近規制緩和時の調査検討事項</th> <th><u>接近、交さ部分</u>における検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 低圧引込線と弱電流電線等との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害はない。</td> <td><u>接近、交さ部分</u>についても、近接する電線長は限定<u>される</u>ため、需要場所の取付点と同等と考えられる。</td> </tr> <tr> <td>○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低</td> <td><u>接近、交さ部分も同等</u></td> </tr> </tbody> </table>	需要場所の取付点付近規制緩和時の調査検討事項	<u>接近、交さ部分</u> における検討	○ 低圧引込線と弱電流電線等との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害はない。	<u>接近、交さ部分</u> についても、近接する電線長は限定 <u>される</u> ため、需要場所の取付点と同等と考えられる。	○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低	<u>接近、交さ部分も同等</u>	<p>(3) <u>接近又は交差</u>部分に関する検討 (過去の検討結果との比較)</p> <p>前述のとおり、平成 10 年に低圧架空引込線と他物との離隔距離は、需要場所の取付^け点付近に限り緩和された。当時の調査・技術検討結果は表 3 のとおりとなっており、この検討結果は低圧架空引込線と架空弱電流電線等との<u>接近又は交差</u>部分の離隔距離にも該当すると考えられる。</p> <p>表 3 にも示すように、労働安全衛生規則では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。しかしながら、<u>接近又は交差</u>部分では風の影響による電線の揺動があることから、一定の離隔を確保する等により低圧架空引込線が他の造営物と接触しないような管理を行うことなどにより、感電・火災を防止するような措置が必要である。</p> <p>表3 <u>接近又は交差する場合</u>におけるにおける検討</p> <table border="1" data-bbox="1377 1346 2398 1917"> <thead> <tr> <th>需要場所の取付^け点付近規制緩和時の調査検討事項 (JESC E2005(1998)制定時)</th> <th><u>接近又は交差する場合の離隔緩和に対する考え方</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 低圧^{架空}引込線と^{架空}弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付^け点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による^{架空}弱電流電線への誘導障害はない。</td> <td><u>接近又は交差する場合であっても、近接する電線長は限定的であるため、通信障害は同等のレベルと評価する。</u></td> </tr> <tr> <td>○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低</td> <td><u>接近又は交差する場合も同等と評価する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	需要場所の取付 ^け 点付近規制緩和時の調査検討事項 (JESC E2005(1998)制定時)	<u>接近又は交差する場合の離隔緩和に対する考え方</u>	○ 低圧 ^{架空} 引込線と ^{架空} 弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付 ^け 点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による ^{架空} 弱電流電線への誘導障害はない。	<u>接近又は交差する場合であっても、近接する電線長は限定的であるため、通信障害は同等のレベルと評価する。</u>	○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低	<u>接近又は交差する場合も同等と評価する。</u>	<p>●分かりやすい表現への見直し</p>
需要場所の取付点付近規制緩和時の調査検討事項	<u>接近、交さ部分</u> における検討													
○ 低圧引込線と弱電流電線等との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害はない。	<u>接近、交さ部分</u> についても、近接する電線長は限定 <u>される</u> ため、需要場所の取付点と同等と考えられる。													
○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低	<u>接近、交さ部分も同等</u>													
需要場所の取付 ^け 点付近規制緩和時の調査検討事項 (JESC E2005(1998)制定時)	<u>接近又は交差する場合の離隔緩和に対する考え方</u>													
○ 低圧 ^{架空} 引込線と ^{架空} 弱電流電線との接近状態における通信障害 600V 以下の低圧においては、近接する電線長が取付 ^け 点付近 (数十 cm) 程度であれば、誘導電流等による ^{架空} 弱電流電線への誘導障害はない。	<u>接近又は交差する場合であっても、近接する電線長は限定的であるため、通信障害は同等のレベルと評価する。</u>													
○ 関係法令について 労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。 同規則第 342 条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第 347 条及び第 349 条では、低	<u>接近又は交差する場合も同等と評価する。</u>													

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。</p> <p>○ 弱電流電線等の作業空間について 弱電流電線の作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化)</p> <p>① 低圧引込線を、電柱の標準的な取り付け位置から模擬需要家引込点に張線する。</p> <p>② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)</p> <p>○ 引込取付点付近における他の造営物に関する安全確保について</p> <p>① 火災について 取付点付近のように引込線が固定された場所では、風等による揺れが極めて少なく安定した施設状態であるため、引込線の取付点付近が他の造営物と接触することによる火災のおそれはない。</p> <p>② 感電災害について 引込線の取付点付近において、他の造営物に窓、廊下又は物干し台若しくはこれらに至る通路等人が通常通るところから手を出しても電線に触れることがないように施設された箇所では、一般公衆が感電するおそれはない。</p>	<p>線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。</p> <p>○ <u>架空弱電流電線等の作業空間について</u> 弱電作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。(必要な作業空間の明確化)</p> <p>① 低圧引込線を、電柱の標準的な取り付け位置から模擬需要家引込点に張線する。</p> <p>② NTT 引込線を同一柱から同一需要家に張線する。(この場合が最も施設条件が悪い)</p> <p>○ 引込取付<u>け</u>点付近における他の造営物に関する安全確保について</p> <p>① 火災について 取付<u>け</u>点付近のように引込線が固定された場所では、風等による揺れが極めて少なく安定した施設状態であるため、引込線の取付<u>け</u>点付近が他の造営物と接触することによる火災のおそれはない。</p> <p>② 感電災害について 引込線の取付<u>け</u>点付近において、他の造営物に窓、廊下又は物干し台若しくはこれらに至る通路等人が通常通るところから手を出しても電線に触れることがないように施設された箇所では、一般公衆が感電するおそれはない。</p>	<p>●<u>分かりやすい表現への見直し</u></p>
<p><u>一方、解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】(表 4 参照)において、架空電線と建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材との離隔距離は、防護具により架空電線を防護することによって緩和がなされていることから、解釈第 76 条と同等の考え方から接近、交差部分における低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離について検討を行った。</u></p> <p><u>架空弱電流電線については、解釈第 76 条第 3 項において規定する「建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材」と同様に人が乗るおそれはないため、過去における経済的合理的な保安を確保しようとする見地からの検討結果を、同様に適用できるものと判断する。</u></p> <p><u>また、既設の低圧架空引込線と架空弱電流電線等との交差箇所等で電線相互の離隔距</u></p> <p><u>低圧架空引込線と架空弱電流電線等との接近又は交差する箇所で離隔距離を確保するためには、需要家設備の改修が伴う場合もあり、改修が困難な場合もある。また、離隔距離確保のために支持物の移設や電線の高さを上げることにも限度がある。電技解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】(現行：第 71 条【低高圧架空電線と建造物との接近】)(表 4 参照)では、架空電線と建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材(以下、「突出し看板等」という)との離隔距離は、防護具により架空電線を防護することによって緩和がなされている。架空弱電流電線等についても、突出し看板等と同様に人が乗るおそれはないため、経済的・合理的に保安を確保しようとする見地から、同様の取扱いが適当である。</u></p>		

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考												
<p><u>離が不足している場合、離隔距離を確保するためには、需要家設備の改修等も伴い、現実的には改修が困難な場合も想定されるため、支持物の移設や電線の高さを上げることも限度があるとした突出し看板等との離隔距離に関する検討結果と同様に考えることが妥当であると判断する。</u></p> <p><u>これらのことから、解釈第 76 条と同様に防護具により防護し、接近のおそれがある箇所に限って重点的に絶縁強化を行うことが、経済的合理的な保安を確保しようとする見地から現実的と考えられる。</u></p> <p>また、表 3 の<u>検討において課題とした</u>「風の影響により引込線が他の造営物と接触しないような管理」<u>を行うこと</u>についても、その目的が「感電・火災を防止する」ことであるため、防護具により防護することで、その目的は達成できると判断できる。</p> <p>従って、<u>接近、交差部分</u>における低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離は、接近する箇所について防護具により防護することにより、<u>低圧架空引込線の需要場所の取付点付近における離隔距離によって確保する保安レベルと同等のレベルを確保できることから、「直接接触しないよう施設する。」</u>という離隔距離の緩和を行うことが可能であると考えられる。</p> <p>なお、防護具に求める性能については、電技解釈第 76 条第 4 項に定められているものと同等のものを使用することが妥当であると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">表 4 解釈第 76 条 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="261 1096 1231 1915"> <thead> <tr> <th colspan="2">解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">解釈 第 76 条 第 3 項 (抜粋)</td> <td>低圧架空電線又は高圧架空電線が建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次の各号のいずれかにより施設するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線と当該造営材との離隔距離については、第 1 項第二号及び第三号並びに前項の規定によらないことができる。 一 第 4 項に適合する防護具により防護された絶縁電線、多心型電線又はケーブルを使用する低圧架空電線を当該造営材に接触しないように施設する場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解説 (抜粋)</td> <td>最近のビルの高層化に伴い配電線が建造物の側方で近接することが多くなり、建造物に施設される突出し看板などと架空電線との離隔が不足してくる場合に、そのたびに支持物の移設や電線の高さを上げることも限度があることから、配電線全体の絶縁強化ではなく、特に接触の危険あるいは感電等のおそれがある箇所に限って重点的に絶縁強化を行い、経済的合理的な保安を確保しようとする見地から、絶縁性の防護具に収めた電線と、危険度の低いと考えられる建造物の一部となっているよ</td> </tr> </tbody> </table>	解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】		解釈 第 76 条 第 3 項 (抜粋)	低圧架空電線又は高圧架空電線が建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次の各号のいずれかにより施設するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線と当該造営材との離隔距離については、第 1 項第二号及び第三号並びに前項の規定によらないことができる。 一 第 4 項に適合する防護具により防護された絶縁電線、多心型電線又はケーブルを使用する低圧架空電線を当該造営材に接触しないように施設する場合。	解説 (抜粋)	最近のビルの高層化に伴い配電線が建造物の側方で近接することが多くなり、建造物に施設される突出し看板などと架空電線との離隔が不足してくる場合に、そのたびに支持物の移設や電線の高さを上げることも限度があることから、配電線全体の絶縁強化ではなく、特に接触の危険あるいは感電等のおそれがある箇所に限って重点的に絶縁強化を行い、経済的合理的な保安を確保しようとする見地から、絶縁性の防護具に収めた電線と、危険度の低いと考えられる建造物の一部となっているよ	<p>また、表 3 の「風の影響により低圧架空引込線が他の造営物に接触しないよう、<u>管理が必要</u>」についても、その目的が「感電・火災を防止する」ことであるため、防護具により防護することで、その目的は達成できる。</p> <p>従って、<u>接近又は交差する場合における</u>低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離は、接近する箇所について防護具により防護することにより、<u>技術的規定「2. 1 低圧架空引込線の取付け点付近における離隔距離の特例」と同等のレベルを確保できることから、「直接接触しないよう施設する。」</u>という離隔距離の緩和を行うことが可能であると考えられる。</p> <p>なお、防護具に求める性能については、電技解釈第 76 条第 4 項 (<u>現行：第 55 条第 1 項</u>) に定められているものと同等のものを使用することが妥当であると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">表 4 <u>電技</u>解釈第 76 条 (抜粋) ※</p> <table border="1" data-bbox="1403 1096 2374 1915"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>電技</u>解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>電技</u>解釈 第 76 条 第 3 項 (抜粋)</td> <td>低圧架空電線又は高圧架空電線が建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次の各号のいずれかにより施設するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線と当該造営材との離隔距離については、第 1 項第二号及び第三号並びに前項の規定によらないことができる。 一 第 4 項に適合する防護具により防護された絶縁電線、多心型電線又はケーブルを使用する低圧架空電線を当該造営材に接触しないように施設する場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解説 (抜粋)</td> <td>最近のビルの高層化に伴い配電線が建造物の側方で近接することが多くなり、建造物に施設される突出し看板などと架空電線との離隔が不足してくる場合に、そのたびに支持物の移設や電線の高さを上げることも限度があることから、配電線全体の絶縁強化ではなく、特に接触の危険あるいは感電等のおそれがある箇所に限って重点的に絶縁強化を行い、経済的合理的な保安を確保しようとする見地から、絶縁性の防護具に収めた電線と、危険度の低いと考えられる建造物の一部となっているよ</td> </tr> </tbody> </table>	<u>電技</u> 解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】		<u>電技</u> 解釈 第 76 条 第 3 項 (抜粋)	低圧架空電線又は高圧架空電線が建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次の各号のいずれかにより施設するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線と当該造営材との離隔距離については、第 1 項第二号及び第三号並びに前項の規定によらないことができる。 一 第 4 項に適合する防護具により防護された絶縁電線、多心型電線又はケーブルを使用する低圧架空電線を当該造営材に接触しないように施設する場合。	解説 (抜粋)	最近のビルの高層化に伴い配電線が建造物の側方で近接することが多くなり、建造物に施設される突出し看板などと架空電線との離隔が不足してくる場合に、そのたびに支持物の移設や電線の高さを上げることも限度があることから、配電線全体の絶縁強化ではなく、特に接触の危険あるいは感電等のおそれがある箇所に限って重点的に絶縁強化を行い、経済的合理的な保安を確保しようとする見地から、絶縁性の防護具に収めた電線と、危険度の低いと考えられる建造物の一部となっているよ	
解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】														
解釈 第 76 条 第 3 項 (抜粋)	低圧架空電線又は高圧架空電線が建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次の各号のいずれかにより施設するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線と当該造営材との離隔距離については、第 1 項第二号及び第三号並びに前項の規定によらないことができる。 一 第 4 項に適合する防護具により防護された絶縁電線、多心型電線又はケーブルを使用する低圧架空電線を当該造営材に接触しないように施設する場合。													
解説 (抜粋)	最近のビルの高層化に伴い配電線が建造物の側方で近接することが多くなり、建造物に施設される突出し看板などと架空電線との離隔が不足してくる場合に、そのたびに支持物の移設や電線の高さを上げることも限度があることから、配電線全体の絶縁強化ではなく、特に接触の危険あるいは感電等のおそれがある箇所に限って重点的に絶縁強化を行い、経済的合理的な保安を確保しようとする見地から、絶縁性の防護具に収めた電線と、危険度の低いと考えられる建造物の一部となっているよ													
<u>電技</u> 解釈第 76 条【低高圧架空電線と建造物との接近】														
<u>電技</u> 解釈 第 76 条 第 3 項 (抜粋)	低圧架空電線又は高圧架空電線が建造物に施設される簡易な突出し看板その他の人が上部に乗るおそれがない造営材と接近する場合において、次の各号のいずれかにより施設するときは、低圧架空電線又は高圧架空電線と当該造営材との離隔距離については、第 1 項第二号及び第三号並びに前項の規定によらないことができる。 一 第 4 項に適合する防護具により防護された絶縁電線、多心型電線又はケーブルを使用する低圧架空電線を当該造営材に接触しないように施設する場合。													
解説 (抜粋)	最近のビルの高層化に伴い配電線が建造物の側方で近接することが多くなり、建造物に施設される突出し看板などと架空電線との離隔が不足してくる場合に、そのたびに支持物の移設や電線の高さを上げることも限度があることから、配電線全体の絶縁強化ではなく、特に接触の危険あるいは感電等のおそれがある箇所に限って重点的に絶縁強化を行い、経済的合理的な保安を確保しようとする見地から、絶縁性の防護具に収めた電線と、危険度の低いと考えられる建造物の一部となっているよ													

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考																																																				
<p data-bbox="468 254 1231 331">うな簡易な突出し看板や上部造営材以外の造営材との離隔距離は、電線が接触しなければよいとした。</p> <p data-bbox="240 527 516 554">(4) 検討内容のまとめ</p> <p data-bbox="270 569 1294 646">(1)～(3)における検討結果を踏まえ、今回の改定要望の概要をまとめると表5のとおりとなる。</p> <p data-bbox="468 661 1121 688">表5 低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="270 699 1294 1360"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来</th> <th>今回要望 (JESC E2005の見直し)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td> <td>60cm(30cm ※1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合</td> <td>30cm(15cm ※1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>技術上やむを得ない場合 (下記を除く)</td> <td>30cm(15cm ※2)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低圧架空引込線の取付点付近</td> <td>接触しない ※3</td> <td>接触しない ※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空弱電流電線等の引込用引留具等</td> <td>上方</td> <td>15cm ※3</td> </tr> <tr> <td>側方</td> <td>10cm ※3</td> </tr> <tr> <td>引留具等から電線側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方</td> <td>10cm ※3</td> <td>10cm ※4</td> </tr> <tr> <td>条件(※5)をすべて満たす場合</td> <td>—</td> <td>接触しない</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="270 1371 1294 1717"> ※1 架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるもの又は通信用ケーブルである場合。 ※2 電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルである場合。 ※3 低圧架空引込線の需要場所の取付点付近に限る。 ※4 低圧架空引込線の需要場所及び支持物の取付点付近に限る。 ※5 条件とは以下の全てを指す。 一 弱電流電線等の管理者の承諾を得ること。 二 低圧架空引込線を解釈第76条第4項に適合する防護具に収めること。 </p>		従来	今回要望 (JESC E2005の見直し)	通常の場合	60cm(30cm ※1)	—	低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※1)	—	技術上やむを得ない場合 (下記を除く)	30cm(15cm ※2)	—	低圧架空引込線の取付点付近	接触しない ※3	接触しない ※4	架空弱電流電線等の引込用引留具等	上方	15cm ※3	側方	10cm ※3	引留具等から電線側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	10cm ※3	10cm ※4	条件(※5)をすべて満たす場合	—	接触しない	<p data-bbox="1614 254 2377 331">うな簡易な突出し看板や上部造営材以外の造営材との離隔距離は、電線が接触しなければよいとした。</p> <p data-bbox="1397 346 2451 468"> <u>※ JESC E2005 (20XX)の改定にあたり、電技解釈第76条第3項と現行の第71条第3項を比較検討した。その結果、表現の変更はなされているものの、規定する実質的な内容は同一であることを確認したため、JESC E2005 (2005) 制定時の記載内容を維持することとした。</u> </p> <p data-bbox="1383 527 1659 554">(4) 検討内容のまとめ</p> <p data-bbox="1412 569 2436 646">(1)～(3)における検討結果を踏まえ、今回の改定要望の概要をまとめると表5のとおりとなる。</p> <p data-bbox="1611 661 2264 688">表5 低圧架空引込線と架空弱電流電線等との離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1412 699 2436 1360"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来</th> <th>今回要望 (JESC E2005の見直し)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td> <td>60cm(30cm ※1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合</td> <td>30cm(15cm ※1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>技術上やむを得ない場合 (下記を除く)</td> <td>30cm(15cm ※2)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低圧架空引込線の取付け点付近</td> <td>接触しない ※3</td> <td>接触しない ※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空弱電流電線等の引込用引留具等</td> <td>上方</td> <td>15cm ※3</td> </tr> <tr> <td>側方</td> <td>10cm ※3</td> </tr> <tr> <td>引留具等から電線側25cm以下の範囲における架空弱電流電線等の上方及び側方</td> <td>10cm ※3</td> <td>10cm ※4</td> </tr> <tr> <td>条件(※5)をすべて満たす場合</td> <td>—</td> <td>接触しない</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1412 1371 2436 1717"> ※1 架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるもの又は通信用ケーブルである場合。 ※2 電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルである場合。 ※3 低圧架空引込線の需要場所の取付け点付近に限る。 ※4 低圧架空引込線の需要場所及び支持物の取付け点付近に限る。 ※5 条件とは以下の全てを指す。 一 架空弱電流電線等の管理者の承諾を得ること。 二 低圧架空引込線を電技解釈第76条第4項に適合する防護具に収めること。 </p> <p data-bbox="1368 1774 1614 1801">【JESC E2005 (20XX)】</p> <p data-bbox="1383 1816 2139 1843">本改定要望をまとめるにあたって、以下の(1)～(3)を検討した。</p> <p data-bbox="1359 1864 1819 1892">(1) 架空弱電流電線等の作業空間の検証</p> <p data-bbox="1433 1906 2451 1934">一般送配電事業者及び通信事業者の代表が共同で「架空弱電流電線等の取付け、撤去に</p>		従来	今回要望 (JESC E2005の見直し)	通常の場合	60cm(30cm ※1)	—	低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※1)	—	技術上やむを得ない場合 (下記を除く)	30cm(15cm ※2)	—	低圧架空引込線の取付 け 点付近	接触しない ※3	接触しない ※4	架空弱電流電線等の引込用引留具等	上方	15cm ※3	側方	10cm ※3	引留具等から電線側25cm以下の範囲における 架空 弱電流電線等の上方及び側方	10cm ※3	10cm ※4	条件(※5)をすべて満たす場合	—	接触しない	<p data-bbox="2475 346 2786 424">●表4の電技解釈の記載内容を変更しない旨を記載</p> <p data-bbox="2475 1780 2683 1808">●改定内容の説明</p>
	従来	今回要望 (JESC E2005の見直し)																																																				
通常の場合	60cm(30cm ※1)	—																																																				
低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※1)	—																																																				
技術上やむを得ない場合 (下記を除く)	30cm(15cm ※2)	—																																																				
低圧架空引込線の取付点付近	接触しない ※3	接触しない ※4																																																				
架空弱電流電線等の引込用引留具等	上方	15cm ※3																																																				
	側方	10cm ※3																																																				
引留具等から電線側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方及び側方	10cm ※3	10cm ※4																																																				
条件(※5)をすべて満たす場合	—	接触しない																																																				
	従来	今回要望 (JESC E2005の見直し)																																																				
通常の場合	60cm(30cm ※1)	—																																																				
低圧架空電線が高圧絶縁電線、特別高圧架空電線又はケーブルの場合	30cm(15cm ※1)	—																																																				
技術上やむを得ない場合 (下記を除く)	30cm(15cm ※2)	—																																																				
低圧架空引込線の取付 け 点付近	接触しない ※3	接触しない ※4																																																				
架空弱電流電線等の引込用引留具等	上方	15cm ※3																																																				
	側方	10cm ※3																																																				
引留具等から電線側25cm以下の範囲における 架空 弱電流電線等の上方及び側方	10cm ※3	10cm ※4																																																				
条件(※5)をすべて満たす場合	—	接触しない																																																				

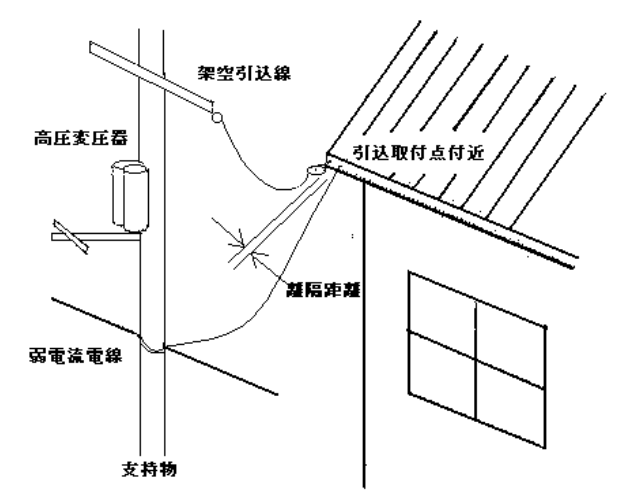
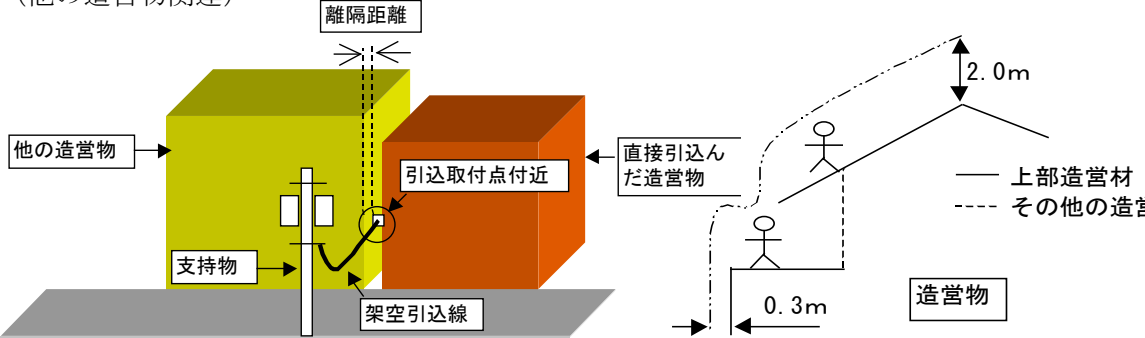
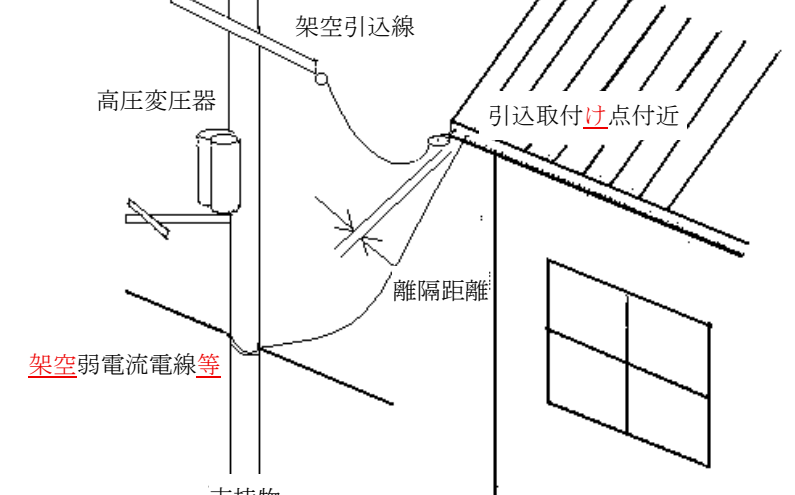
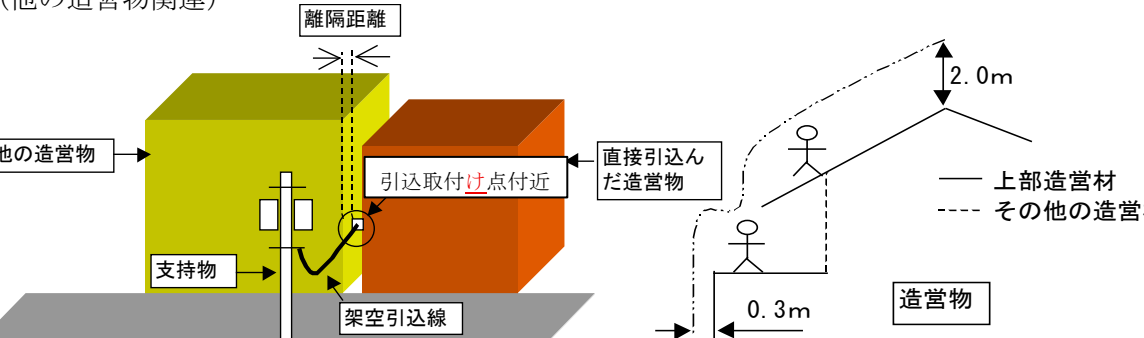
JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
<p>3. 規格の説明</p> <p>この規格は、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離について、需要場所<u>および</u>支持物の取付点付近に限り緩和できることを規定している。</p> <p>他の造営物との離隔距離において「人が触れるおそれがない場合」とは、周辺に窓、廊下又は物干台若しくはこれらに至る通路等がなく、人が通常通るところから手を出しても電線に触れない場合を意味している。</p> <p><u>また</u>、弱電流電線等との離隔距離に<u>お</u>いては、電線相互が直接接触しなければ混触や通信障害などの影響はないため「<u>電線相互は接触しない</u>」こととし、さらに、弱電流電線等の作業者の安全を確保するために必要な空間として、引留具類に電線を取付、撤去するための作業空間（別紙2 図1）を離隔距離として規定している。</p> <p>加えて、低圧架空引込線が架空弱電流電線等と<u>接近、交さ</u>する場合での電線相互の離隔距離について、弱電流電線等の管理者の承諾を<u>得た上で、接近する箇所について</u>防護具により防護する<u>ことにより、引込線取付点付近と同等の保安レベルを確保できることから、直接接触しないように施設できることを</u>規定している。</p>	<p><u>必要な作業空間</u>」を再度検証した。その結果、架空弱電流電線等の引留具等付近については、2.技術的規定 表1の離隔距離を「接触しない」としても、通信事業者において安全対策を行うことで、弱電作業者の安全は確保できることを確認した。</p> <p>(2) <u>低圧架空引込線と架空弱電流電線の接近状態における通信障害について</u></p> <p>JESC E2005(1998)制定に際し、低圧架空引込線と架空弱電流電線との接近状態における誘導障害等の影響を調査・検討した。その結果、600V以下の低圧においては、<u>離隔が2mmかつ併架長100mの条件下においても、誘導電流等によって架空弱電流電線への通信障害のおそれがないことを確認している。</u></p> <p>(3) <u>過去の感電及び火災事故に関する調査</u></p> <p><u>独立行政法人 製品評価技術基盤機構が運用する「詳報公表システム※」において、2020年4月から2026年2月までに公表された事故情報を確認した結果、低圧架空引込線と他物との離隔不足に起因すると認められる感電及び火災事故は確認されなかった。</u></p> <p><u>※「詳報公表システム」は、電気事業法電気関係報告規則第3条に基づき報告された事故情報を一元的に集約したデータベースである。</u></p> <p>3. 規格の説明</p> <p>この規格は、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離について、需要場所の取付<u>け</u>点付近<u>又は</u>支持物の取付け点付近、若しくは、<u>低圧架空引込線が架空弱電流電線等と接近又は交差する場合に限り、離隔距離を緩和できることを</u>規定している。</p> <p>他の造営物との離隔距離において「人が触れるおそれがない場合」とは、周辺に窓、廊下又は物干台若しくはこれらに至る通路等がなく、人が通常通るところから手を出しても電線に触れない場合を意味している。</p> <p><u>架空</u>弱電流電線等との離隔距離に<u>つ</u>いては、電線相互が直接接触しなければ混触や通信障害などの影響はないため、<u>電線相互は「接触しない」</u>こととし、さらに、<u>需要場所の取付け点付近又は支持物の取付け点付近の場合は、架空弱電流電線等の作業者の安全を確保するために必要な空間として、引留具類に電線を取付け、撤去するための作業空間（別紙2 図1）を離隔距離として規定している。また、架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、作業空間における低圧架空引込線と架空弱電流電線等の離隔距離は「接触しない」と規定している。</u></p> <p>加えて、低圧架空引込線が架空弱電流電線等と<u>接近又は交差</u>する場合での電線相互の離隔距離については、<u>架空弱電流電線等の管理者の承諾を得るとともに、接近箇所の低圧架空引込線を防護具により防護する場合に限り、「接触しない」と規定している。なお、取付け点付近は風等による揺れが極めて少なく安定した施設状態であるが、施設環境によっては、取付け点付近の低圧架空引込線を防護具に収める措置も対策として有効である。</u></p>	<p>●改定内容を踏まえた修正</p> <p>●表現の見直し</p> <p>●改定内容の説明</p> <p>●表現の見直し</p> <p>●取付け点付近に防護具を取り付ける対策を補足</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>4. 関連資料 (JESC E2005 (1998) 制定時)</p> <p>別紙 1 「施設状況説明図」</p> <p>別紙 2 「調査及び技術検討結果」</p> <p>参考 「海外の規格基準との比較」</p>	<p>4. 関連資料</p> <p>別紙 1 「施設状況説明図」</p> <p>別紙 2 「<u>JESC E2005 (1998) 制定時</u> 調査及び技術検討結果」</p> <p>参考 「海外の規格基準との比較」</p>	

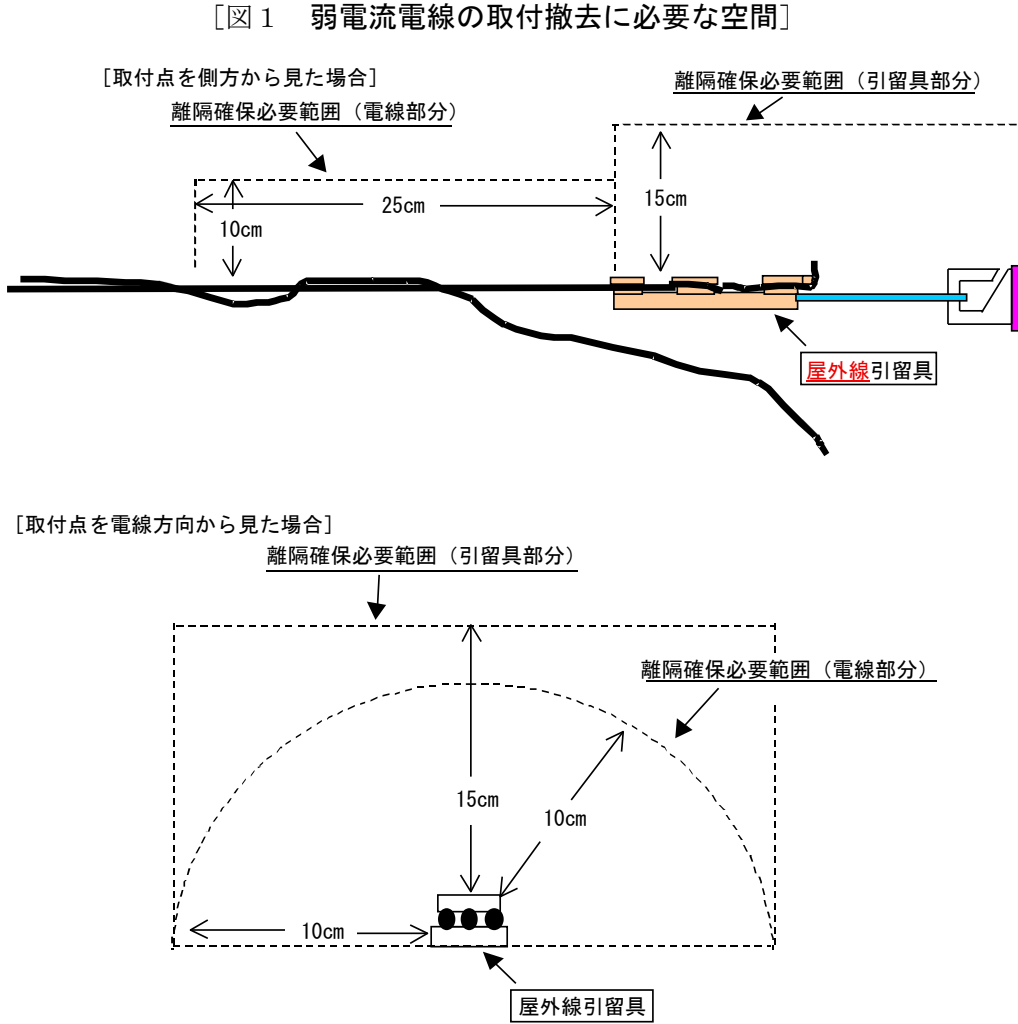
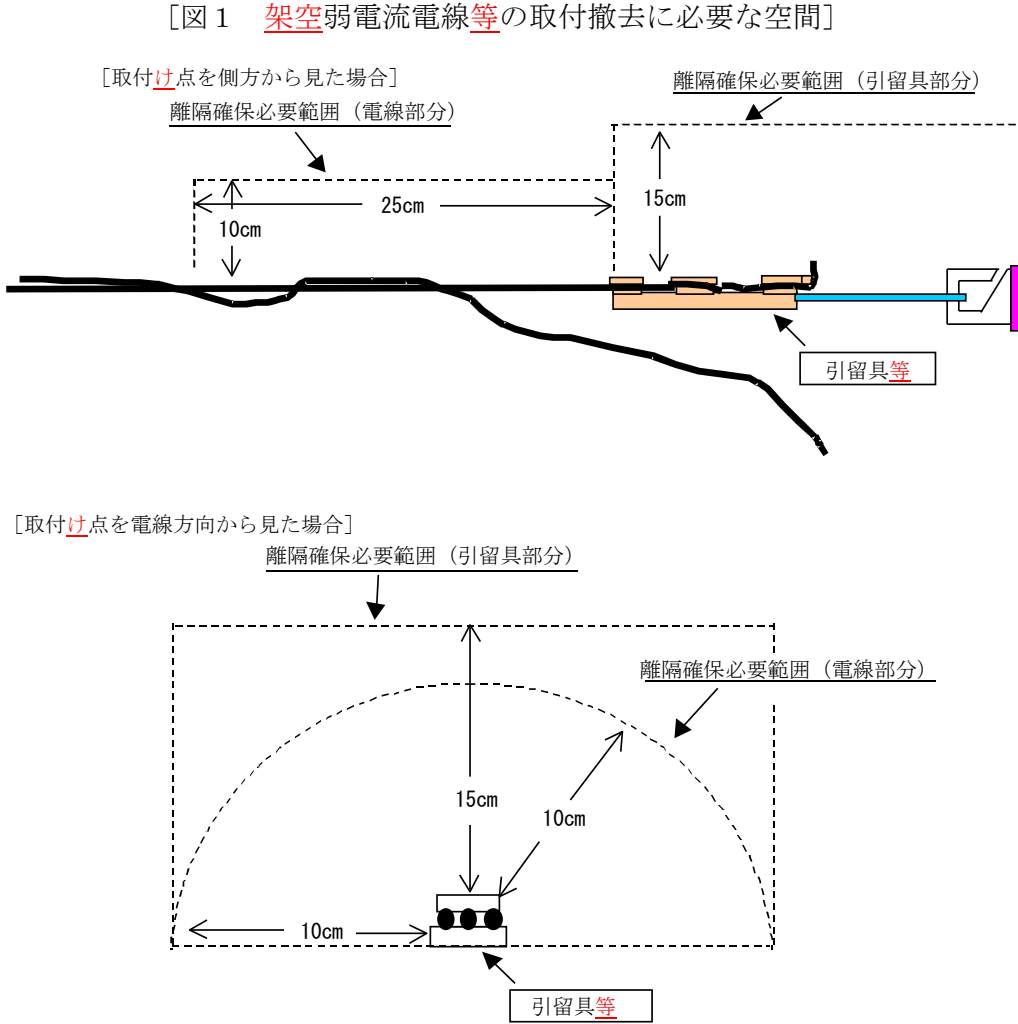
JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">施設状況説明図</p> <p>(弱電流電線関連)</p>  <p>○弱電流電線：弱電流電気（通信・電話及び CATV 等の音声や情報等）の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した電気導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体をいう。</p> <p>○支持物：木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物であって、電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持することを主たる目的とするものをいう。</p> <p>○架空引込線：架空電線路の支持物から他の支持物を経ないで需要場所の取付点に至る架空電線（架空電線路の電線をいう。）をいう。</p> <p>(他の造営物関連)</p>  <p>○造 営 物：土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有する工作物をいう。</p> <p>○架空引込線：架空配電線路の支持物から他の支持物を経ないで需要場所の取付点（引込取付点）に至る架空電線（架空電線路の電線をいう。）をいう。</p> <p>○支 持 物：木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物であって電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持することを主たる目的とするものをいう。</p> <p>○上部造営材：屋根、ひさし、物干し台その他の人が上部に乗るおそれのある造営材をいう。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">施設状況説明図</p> <p>(架空弱電流電線関連)</p>  <p>○弱電流電線等：弱電流電線及び光ファイバケーブル。</p> <p>○支 持 物：木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物であって、電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持することを主たる目的とするもの。</p> <p>○架空引込線：架空電線路の支持物から他の支持物を経ないで需要場所の取付点に至る架空電線。</p> <p>(他の造営物関連)</p>  <p>○造 営 物：土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有する工作物をいう。</p> <p>○架空引込線：架空配電線路の支持物から他の支持物を経ないで需要場所の取付点（引込取付点）に至る架空電線。</p> <p>○支 持 物：木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物であって電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持することを主たる目的とするもの。</p> <p>○上部造営材：屋根、ひさし、物干し台その他の人が上部に乗るおそれのある造営材（<u>手すり、さくその他の人が上部に乗るおそれのない部分を除く</u>）。</p>	<p>●本文では「架空弱電流電線等」について述べているため、図及び説明文を修正</p> <p>●電技解釈第1条【用語の定義】の記載に修正。</p> <p>●表現の見直し</p> <p>●電技解釈第1条【用語の定義】の記載に修正</p> <p>●電技解釈第49条【電線路に係る用語の定義】の記載に修正</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p align="right">別紙 2</p> <p align="center">調査及び技術検討結果</p> <p>1. 低圧引込線と弱電流電線等との接近状態における通信障害について</p> <p>600V以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近(数十cm)程度であれば、誘導電流等による弱電流電線への誘導障害はほとんどない。</p> <p>(理由)</p> <p>①電磁誘導について</p> <p>低圧線と弱電流電線の離隔が2mm、併架長を100m(2mmの間隔で平行に100m架線した場合を想定)とした場合に、1線地絡が発生したときの弱電流電線の誘導障害レベルを計算した。</p> <p>その結果は最大で1[V]であった。これは、電気事業連合会とNTTとの協定である危険電圧制限値の300[V](154kV以下)、650[V](275kV以上)より十分に小さい値である。</p> <p>②静電誘導について</p> <p>低圧線と弱電流電線の離隔を2mm、併架長を100mとし、人体の抵抗を1.7[KΩ]として静電誘導により、弱電流電線に触れた人体に流れる電流を計算した。</p> <p>その結果は0.35[mA]であった。これは、人体の電流感知閾値である0.5[mA]より小さい値である。</p> <p>③高調波について</p> <p>電磁誘導検討と同様の設備形態で、35次以下の常時雑音電圧を計算した結果、0.42[mV]となった。本ケースは最悪条件を想定したものであり、超高圧地中送電線の常時の負荷電流による誘導雑音問題を扱った「地中線誘導雑音小委員会(誘導特別調査委員会)」の常時誘導雑音電圧の制限値である0.5[mV]より小さい値である。</p> <p>④その他</p> <p>NTTの感電事故調査結果でも、誘導障害による感電事故実績はなかった。</p> <p>また、都市部では、ビルの鉄筋やビル側面の各種配管等、接地された導電性構造物が引込線周辺に多数存在し、それらによる電界遮蔽効果もあることから、低圧線による弱電流電線の誘導電圧は、軽減されることが考えられる。</p> <p>2. 関係法令調査について</p> <p>労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者および作業者の取るべき安全対策が規定されている。同規則第342条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第347条及び第349条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。</p>	<p align="right">別紙 2</p> <p align="center">JESC E2005(1998)制定時 調査及び技術検討結果</p> <p>1. 低圧架空引込線と架空弱電流電線との接近状態における通信障害について</p> <p>600V以下の低圧においては、近接する電線長が取付点付近(数十cm)程度であれば、誘導電流等による架空弱電流電線への誘導障害はほとんどない。</p> <p>(理由)</p> <p>①電磁誘導について</p> <p>低圧架空引込線と架空弱電流電線の離隔が2mm、併架長を100m(2mmの間隔で平行に100m架線した場合を想定)とした場合に、1線地絡が発生したときの架空弱電流電線の誘導障害レベルを計算した。</p> <p>その結果は最大で1Vであった。これは、電気事業連合会とNTTとの協定である危険電圧制限値の300V(154kV以下)、650V(275kV以上)より十分に小さい値である。</p> <p>②静電誘導について</p> <p>低圧架空引込線と架空弱電流電線の離隔を2mm、併架長を100mとし、人体の抵抗を1.7kΩとして静電誘導により、架空弱電流電線に触れた人体に流れる電流を計算した。</p> <p>その結果は0.35mAであった。これは、人体の電流感知閾値である0.5mAより小さい値である。</p> <p>③高調波について</p> <p>電磁誘導検討と同様の設備形態で、35次以下の常時雑音電圧を計算した結果、0.42mVとなった。本ケースは最悪条件を想定したものであり、超高圧地中送電線の常時の負荷電流による誘導雑音問題を扱った「地中線誘導雑音小委員会(誘導特別調査委員会)」の常時誘導雑音電圧の制限値である0.5mVより小さい値である。</p> <p>④その他</p> <p>NTTの感電事故調査結果でも、誘導障害による感電事故実績はなかった。</p> <p>また、都市部では、ビルの鉄筋やビル側面の各種配管等、接地された導電性構造物が低圧架空引込線周辺に多数存在し、それらによる電界遮蔽効果もあることから、低圧架空引込線による架空弱電流電線の誘導電圧は、軽減されることが考えられる。</p> <p>2. 関係法令調査について</p> <p>労働安全衛生規則において、低圧線に接近して作業する場合の事業者及び作業者の取るべき安全対策が規定されている。同規則第342条では、高圧線に接近する作業についての確保すべき離隔距離は明確に規定されているが、同規則第347条及び第349条では、低圧線に接近する作業についての離隔距離は規定されていない。</p>	<p>●用語の修正 弱電流電線等→弱電流電線 (光ファイバケーブルの伝送路は導体ではないため、通信障害は受けないことから検証は不要)</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>3. 弱電流電線等の作業空間について</p> <p>弱電流電線の作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表であるNTTと電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。</p> <p>①低圧引込線を、電柱の標準的な取^り付け位置から模擬需要^家引込点に張線する。</p> <p>②NTT引込線を同一柱から同一需要^家に張線する。</p> <p>(この場合が最も施設条件が悪い)</p> <p>この②を施工する際に、「NTT取付位置を低圧引込取付点の下方とした場合」と、「側方とした場合」の必要な作業空間を確認した。</p> <p>その結果、図1の作業空間が確保できれば、安全に作業が行えることが判明した。</p> <p>[図1 弱電流電線の取付撤去に必要な空間]</p> 	<p>3. <u>架空</u>弱電流電線等の作業空間について</p> <p><u>架空</u>弱電流電線等の作業者が作業する上で最低必要な離隔距離を検証するため、通信事業者の代表である NTT と電力会社の代表で、次のような合同作業性検証を行った。</p> <p>①低圧<u>架空</u>引込線を、電柱の標準的な取付け位置から模擬需要<u>場所</u>引込点に張線する。</p> <p>②NTT 引込線を同一柱から同一需要<u>場所</u>に張線する。</p> <p>(この場合が最も施設条件が悪い)</p> <p>この②を施工する際に、「NTT 取付位置を低圧引込取付^け点の下方とした場合」と、「側方とした場合」の必要な作業空間を確認した。</p> <p>その結果、図1の作業空間が確保できれば、安全に作業が行えることが判明した。</p> <p>[図1 <u>架空</u>弱電流電線等の取付撤去に必要な空間]</p> 	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
<p>4. 引込取付点付近における他の造営物に関する安全確保について</p> <p>①火災について</p> <p>取付点付近のように引込線が固定された場所では、風等による揺れが極めて少なく安定した施設状態であるため、引込線の取付点付近が他の造営物と接触することによる火災のおそれはない。</p> <p>②感電災害について</p> <p>引込線の取付点付近において、他の造営物に窓、廊下又は物干し台若しくはこれらに至る通路等人が通常通るところから手を出しても電線に触れることがないように施設された箇所では、一般公衆が感電するおそれはない。</p> <p>5. 低圧引込線に関する感電・火災事故実績について</p> <p>全国の昭和41年度～平成8年度の低圧引込線における感電事故と火災について、電気事業連合会が行った調査結果では、</p> <p>①弱電流電線の作業等者の過失による感電事故が6件、同じく火災が4件報告されているが、いずれも電柱上や径間途中での事故であり、引込線取付点付近では、弱電流電線に関する工事・作業による感電および弱電流電線との混触による感電及び火災の事故実績はない。</p> <p>②引込線取付点付近における公衆の感電災害については、公衆が行為的な（作業などをするため意識的に引込受電点に接近する）理由から直接引き込んだ引込線の取付点付近に接近して感電したケースはあるが、隣家の引込線の取付点付近では1件も発生していない。この行為的による感電災害は、いずれの場合も解釈に定められている離隔距離は満たされており、通常予見される状態ではなかった。</p> <p>③引込線取付点付近における他の造営物の火災を調査した結果、4件の報告があった。原因を分析すると、建物の増改築等の際に既設引込線を電気知識のない者が移設し、建物に接触させて漏電火災となったものが3件あった。</p> <p>また、残りの1件は、施工不良によるものであり、引込線取付作業への指導徹底がなされていなかったのが原因であった。よって、この引込取付点付近における4件の火災事故は、<u>電気設備技術基準解釈</u>97条に定められている他の造営物とは関係がないものである。</p>	<p>4. 引込取付け点付近における他の造営物に関する安全確保について</p> <p>①火災について</p> <p>取付け点付近のように低圧架空引込線が固定された場所では、風等による揺れが極めて少なく安定した施設状態であるため、低圧架空引込線の取付け点付近が他の造営物と接触することによる火災のおそれはない。</p> <p>②感電災害について</p> <p>低圧架空引込線の取付け点付近において、他の造営物に窓、廊下又は物干し台若しくはこれらに至る通路等人が通常通るところから手を出しても電線に触れることがないように施設された箇所では、一般公衆が感電するおそれはない。</p> <p>5. 低圧架空引込線に関する感電・火災事故実績について</p> <p>全国の昭和41年度～平成8年度の低圧架空引込線における感電事故と火災について、電気事業連合会が行った調査結果では、</p> <p>①架空弱電流電線の作業等者の過失による感電事故が6件、同じく火災が4件報告されているが、いずれも電柱上や径間途中での事故であり、低圧架空引込線取付け点付近では、架空弱電流電線に関する工事・作業による感電及び架空弱電流電線との混触による感電及び火災の事故実績はない。</p> <p>②低圧架空引込線取付け点付近における公衆の感電災害については、公衆が行為的な（作業などをするため意識的に引込受電点に接近する）理由から直接引き込んだ低圧架空引込線の取付け点付近に接近して感電したケースはあるが、隣家の低圧架空引込線の取付け点付近では1件も発生していない。この行為的による感電災害は、いずれの場合も電技解釈に定められている離隔距離は満たされており、通常予見される状態ではなかった。</p> <p>③低圧架空引込線取付け点付近における他の造営物の火災を調査した結果、4件の報告があった。</p> <p>原因を分析すると、建物の増改築等の際に既設低圧架空引込線を電気知識のない者が移設し、建物に接触させて漏電火災となったものが3件あった。</p> <p>また、残りの1件は、施工不良によるものであり、低圧架空引込線取付作業への指導徹底がなされていなかったのが原因であった。よって、この引込取付け点付近における4件の火災事故は、<u>電技解釈</u>第97条 (<u>現行：116条</u>) に定められている他の造営物とは関係がないものである。</p>	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)			改 定 案 (変更箇所_____)			備 考
(参考)			(参考)			
海外の規格基準との比較			海外の規格基準との比較			
1. 低圧架空引込線と弱電流電線等との離隔に関する規格基準			1. 低圧架空引込線と弱電流電線等との離隔に関する規格基準			
国名	基準・規則名	規定内容	国名	基準・規則名	規定内容	
アメリカ	N E S C Handbook(1997)	・750V以下の裸電線と通信線との離隔距離は [0.5ft(15.24cm)]以上	アメリカ	NESC Handbook(1997)	・750V以下の裸電線と通信線との離隔距離は [0.5ft(15.24cm)]以上	
イギリス	電気規則(1970)	・規定なし	イギリス	電気規則(1970)	・規定なし	
フランス	電力供給に関する技術的必要条件 (1991)	・共用支持物で支持された架空低圧電線と架空通信線との離隔は、電線が絶縁線の場合、基本距離は 0.25m以上	フランス	電力供給に関する技術的必要条件 (1991)	・共用支持物で支持された架空低圧電線と架空通信線との離隔は、電線が絶縁線の場合、基本距離は 0.25m以上	
ドイツ	DIN VDE 0105(1995) DIN VDE 0210(1969)	・低圧に関する規定なし	ドイツ	DIN VDE 0105(1995) DIN VDE 0210(1969)	・低圧に関する規定なし	
カナダ	CSA標準C22.3 (1987)	・750V以下の絶縁電線と通信線の離隔距離は2mm以上 ・750V以下の裸電線等と通信線の離隔距離は75mm以上	カナダ	CSA標準C22.3 (1987)	・750V以下の絶縁電線と通信線の離隔距離は2mm以上 ・750V以下の裸電線等と通信線の離隔距離は75mm以上	
2. 低圧架空引込線と他の造営物との離隔に関する規格基準			2. 低圧架空引込線と他の造営物との離隔に関する規格基準			
国名	基準・規則名	規定内容	国名	基準・規則名	規定内容	
アメリカ	N E S C(1997) Handbook(1997)	・次のいずれかに該当する場合に限り、離隔距離は45cm以上とすることができる。 (a) 電圧が300V以下の場合 (b) 750V以下のケーブル ・750V以下の裸電線及び絶縁電線等と造営物の離隔距離は、 ・無風状態で1.65m以上 ・風により接近した場合は1.05m以上	アメリカ	NESC(1997) Handbook(1997)	・次のいずれかに該当する場合に限り、離隔距離は45cm以上とすることができる。 (a) 電圧が300V以下の場合 (b) 750V以下のケーブル ・750V以下の裸電線及び絶縁電線等と造営物の離隔距離は、 ・無風状態で1.65m以上 ・風により接近した場合は1.05m以上	
イギリス	電気規則(1970)	・該当規定は見当たらない	イギリス	電気規則(1970)	・該当規定は見当たらない	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)			改 定 案 (変更箇所_____)			備考
フランス	電力供給に関する 技術的必要条件 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアまたは、窓の開口部より0.2m以上上または開口部より0.5m以上上下とする。バルコニーでない場合は、両側から0.5m以上離し、バルコニーの場合は、両側から1m以上離すものとする。 ただし、手動金属工具の衝撃を受けないよう補助的に防護を行うか、建物から、0.1m以上突出した部分または、バルコニーにより電線が防護されている部分はこの限りでない。 	フランス	電力供給に関する 技術的必要条件 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアまたは、窓の開口部より0.2m以上上または開口部より0.5m以上上下とする。バルコニーでない場合は、両側から0.5m以上離し、バルコニーの場合は、両側から1m以上離すものとする。 ただし、手動金属工具の衝撃を受けないよう補助的に防護を行うか、建物から、0.1m以上突出した部分または、バルコニーにより電線が防護されている部分はこの限りでない。 	
ドイツ	D I N VDE0105(1995) VDE0210(1969)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当規定は見当たらない。 	ドイツ	DIN VDE0105(1995) VDE0210(1969)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当規定は見当たらない。 	
カナダ	C S A 標準 架空系統(1987)	<ul style="list-style-type: none"> ・750V以下の裸電線と建造物の離隔距離は <ul style="list-style-type: none"> ・容易に人が立ち入らない場合 (水平) 0.08m以上 (垂直) 1m以上 ・上記以外の場所 (水平) 1m以上 (垂直) 2.5m以上 ・750V以下の絶縁電線及び架空共同地線と建造物との離隔距離は、 <ul style="list-style-type: none"> ・容易に人が立ち入らない場合 (水平) 0m以上 (垂直) 1m以上 ・上記以外の場合 (水平) 1m以上 (垂直) 2.5m以上 ・シースを接地したケーブルは電圧に関係なく離隔距離は0m以上(規制しない) 	カナダ	CSA 標準 架空系統(1987)	<ul style="list-style-type: none"> ・750V以下の裸電線と建造物の離隔距離は <ul style="list-style-type: none"> ・容易に人が立ち入らない場合 (水平) 0.08m以上 (垂直) 1m以上 ・上記以外の場所 (水平) 1m以上 (垂直) 2.5m以上 ・750V以下の絶縁電線及び架空共同地線と建造物との離隔距離は、 <ul style="list-style-type: none"> ・容易に人が立ち入らない場合 (水平) 0m以上 (垂直) 1m以上 ・上記以外の場合 (水平) 1m以上 (垂直) 2.5m以上 ・シースを接地したケーブルは電圧に関係なく離隔距離は0m以上(規制しない) 	

●JESC体制見直しに伴う変

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
<p align="center">日本電気技術規格委員会規格について</p> <p><u>電気事業法に基づく技術基準は、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準として、電気工作物の保安を支えています。そして近年では、急速な技術進歩に即応した技術基準の改正や民間規格の積極的な活用により、電気工作物の保安確保はもちろん、それに係る業務及び設備の一層の効率化が求められるようになってきました。また、国境を越えた経済の発展により各国の規格についても国際的な整合が求められることとなってきました。</u></p> <p><u>こうした状況を踏まえ、電気事業法に基づく通商産業省令である、発電用水力設備、発電用火力設備、発電用風力設備及び電気設備の技術基準が、平成9年3月に改正公布され同年6月から施行されました。</u></p> <p><u>この改正により、それまで遵守すべき技術的要件を詳細に規定していた技術基準が、保安上達成すべき目標、性能のみを規定する基準となり、具体的な資機材、施工方法等の規定は、同年5月に資源エネルギー庁が制定した「技術基準の解釈」(発電用水力設備、発電用火力設備及び電気設備の技術基準の解釈)に委ねられることとなりました。そして、「技術基準の解釈」は、電気事業法に基づく保安確保上の行政処分を行う場合の判断基準の具体的内容を示す「審査基準」として、技術基準に定められた技術的要件を満たすべき技術的内容の一例を具体的に示すものと位置付けられています。</u></p> <p><u>これにより、公正、中立かつ透明性を有した民間の委員会で制定された規格であれば、この「技術基準の解釈」への引用が可能(原子力を除く。)となり、技術基準に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映する道が開かれることとなりました。</u></p> <p><u>このようなことから、公正な民間の規格を制定する委員会として、「日本電気技術規格委員会」が平成9年6月に設立されました。この委員会は、民間が自主的に運営する委員会として、学識経験者、消費者団体、関連団体等及び幹事で構成され、下部の委員会として、関連団体で構成される事務局会議及び財務委員会、また、技術的事項を審議するための各専門部会が設けられています。</u></p> <p><u>この日本電気技術規格委員会の主な目的は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法の各種技術基準における「技術基準の解釈」に引用を希望する民間規格の制定 ・電気事業法の目的達成のため、民間自らが作成、使用する民間規格の制定、承認 ・制定、承認した民間規格に統一番号を付与し、一般へ公開 ・行政庁に対し、承認した民間規格の「技術基準の解釈」への引用要請 ・技術基準のあり方について、民間の要望を行政庁へ提案 ・規格に関する国際協力 <p><u>などの業務を通じて、電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資することとなっています。</u></p> <p><u>本規格は、「電気設備の技術基準の解釈について」に引用されることにより、同解釈と一体となって必要な技術的要件を明示した規格となっております。この規格の意義を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</u></p>	<p align="center">日本電気技術規格委員会規格 <u>(JESC)</u> について</p> <p><u>1. 日本電気技術規格委員会の活動</u></p> <p><u>日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関です。</u></p> <p><u>日本電気技術規格委員会は、電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識や経験等を迅速に反映すること、自主的な保安確保に資する民間規格の活用を推進することなどの活動により、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的とし、平成9年6月に設立されました。</u></p> <p><u>主な活動として、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間規格等(JESC規格)の制定、改定に関する審議、承認 ・国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価及び民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価 ・国の基準の改正要請を実施しています。 <p><u>2. 本規格の使用について</u></p> <p><u>日本電気技術規格委員会が承認した民間規格等は、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、委員会規約に基づき学識経験者、消費者団体、関連団体等で幅広く選出された委員で構成し、外部の意見を聞く手続きを経た上で、審議・承認されています。</u></p> <p><u>日本電気技術規格委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権(以下、「知的財産権」という。)の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。</u></p> <p><u>本規格は、関連する技術基準の解釈に引用され同解釈の規定における選択肢を増やす目的で制定されたもので、同解釈と一体となって必要な技術的要件を明示した規格となっております。</u></p> <p><u>本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。</u></p>	<p align="center">更</p>

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
<p>規格制定・改定に参加した委員の氏名</p> <p align="right">(順不同、敬称略)</p> <p><平成10年5月29日制定時></p> <p align="center">日本電気技術規格委員会 (平成10年5月29日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学委員 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 加藤 真代 主婦連合会 " 飛田恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 内田 健 電気事業連合会 " 蝦田 佑一 電気保安協会全国連絡会議 " 佐々木洋三 (社)日本鉄鋼連盟 " 志賀 正明 中部電力(株) " 高岸 宗吾 (社)日本電設工業協会 " 立花 勲 (社)水門鉄管協会 " 種市 健 東京電力(株) " 永井 信夫 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 小田 英輔 (社)日本電線工業会 " 坂東 茂 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 富士原 智 (財)原子力発電技術機構 " 前田 肇 関西電力(株) 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	<p>規格制定・改定に参加した委員の氏名</p> <p align="right">(順不同、敬称略)</p> <p><平成10年5月29日制定時></p> <p align="center">日本電気技術規格委員会 (平成10年5月29日現在)</p> <p>委員 長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学委員 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 加藤 真代 主婦連合会 " 飛田恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 内田 健 電気事業連合会 " 蝦田 佑一 電気保安協会全国連絡会議 " 佐々木洋三 (社)日本鉄鋼連盟 " 志賀 正明 中部電力(株) " 高岸 宗吾 (社)日本電設工業協会 " 立花 勲 (社)水門鉄管協会 " 種市 健 東京電力(株) " 永井 信夫 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 小田 英輔 (社)日本電線工業会 " 坂東 茂 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 富士原 智 (財)原子力発電技術機構 " 前田 肇 関西電力(株) 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
配電専門部会 (平成10年3月26日現在)	配電専門部会 (平成10年3月26日現在)	
部会長 堀越 正勝 中部電力(株)	部会長 堀越 正勝 中部電力(株)	
委 員 川瀬 太郎 千葉大学	委 員 川瀬 太郎 千葉大学	
〃 石井 朝雄 北海道電力(株)	〃 石井 朝雄 北海道電力(株)	
〃 佐尾 玄 東北電力(株)	〃 佐尾 玄 東北電力(株)	
〃 伊藤 良平 東京電力(株)	〃 伊藤 良平 東京電力(株)	
〃 田中 孝明 中部電力(株)	〃 田中 孝明 中部電力(株)	
〃 河合 賢一 北陸電力(株)	〃 河合 賢一 北陸電力(株)	
〃 畑中 利勝 関西電力(株)	〃 畑中 利勝 関西電力(株)	
〃 平田 靖士 中国電力(株)	〃 平田 靖士 中国電力(株)	
〃 渡辺 佳廣 四国電力(株)	〃 渡辺 佳廣 四国電力(株)	
〃 川上 俊彦 九州電力(株)	〃 川上 俊彦 九州電力(株)	
〃 長嶺 一男 沖縄電力(株)	〃 長嶺 一男 沖縄電力(株)	
〃 酒井 隆司 日本電信電話(株)	〃 酒井 隆司 日本電信電話(株)	
〃 小田 英輔 (社)日本電線工業会	〃 小田 英輔 (社)日本電線工業会	
〃 村上 陽一 (社)日本電機工業会	〃 村上 陽一 (社)日本電機工業会	
〃 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会	〃 辻 康次郎 (社)日本電力ケーブル接続技術協会	
〃 細野 征男 (株)関電工	〃 細野 征男 (株)関電工	
〃 市川 建美 (財)電力中央研究所	〃 市川 建美 (財)電力中央研究所	
旧委員 杉浦 信一 日本電信電話(株)	旧委員 杉浦 信一 日本電信電話(株)	
配電研究部会 (平成10年3月19日現在)	配電研究部会 (平成10年3月19日現在)	
主 査 田中 孝明 中部電力(株)	主 査 田中 孝明 中部電力(株)	
委 員 西藤 勲 北海道電力(株)	委 員 西藤 勲 北海道電力(株)	
〃 矢萩 保雄 東北電力(株)	〃 矢萩 保雄 東北電力(株)	
〃 新井 是男 東京電力(株)	〃 新井 是男 東京電力(株)	
〃 前田 敏雄 中部電力(株)	〃 前田 敏雄 中部電力(株)	
〃 春田 清 北陸電力(株)	〃 春田 清 北陸電力(株)	
〃 湯川 英彦 関西電力(株)	〃 湯川 英彦 関西電力(株)	
〃 木村 剛 中国電力(株)	〃 木村 剛 中国電力(株)	
〃 多賀 裕司 四国電力(株)	〃 多賀 裕司 四国電力(株)	
〃 大島 洋 九州電力(株)	〃 大島 洋 九州電力(株)	
〃 鳩間 國弘 沖縄電力(株)	〃 鳩間 國弘 沖縄電力(株)	
〃 亀田 実 住友電気工業(株)	〃 亀田 実 住友電気工業(株)	
〃 田子 誠 古河電気工業(株)	〃 田子 誠 古河電気工業(株)	
〃 小池 洋二 (株)フジクラ	〃 小池 洋二 (株)フジクラ	
〃 千葉 貢 日本電信電話(株)	〃 千葉 貢 日本電信電話(株)	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
委 員 三浦 由三 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧委員 関谷 昌之 四国電力(株) " 大野 直人 日本電信電話(株)	委 員 三浦 由三 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 旧委員 関谷 昌之 四国電力(株) " 大野 直人 日本電信電話(株)	
配電研究部会合同WG (平成10年3月19日現在)	配電研究部会合同WG (平成10年3月19日現在)	
幹 事 黒岩 伸二 中部電力(株) 委 員 岡田 信行 北海道電力(株) " 唯野 幸雄 東北電力(株) " 脇所 厚 東京電力(株) " 近藤 正樹 東京電力(株) " 石田 晴彦 中部電力(株) " 岸田 亘史 北陸電力(株) " 大橋 俊和 関西電力(株) " 神野 勝志 関西電力(株) " 和氣 清純 中国電力(株) " 明神 慎一 四国電力(株) " 那須 伸昭 九州電力(株) " 仲松 勇 沖縄電力(株) " 杉本 仁志 (財)電力中央研究所 " 太田 篤 (株)関電工 " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 服部 久夫 日本電信電話(株) " 亀田 実 住友電気工業(株) " 町田 浩一 (株)フジクラ " 関谷 幸男 電気事業連合会 旧委員 河上 邦明 東京電力(株) " 米田 聡 関西電力(株) " 八谷 茂樹 中国電力(株) " 中田 一夫 (財)電力中央研究所 " 久保有一郎 電気事業連合会	幹 事 黒岩 伸二 中部電力(株) 委 員 岡田 信行 北海道電力(株) " 唯野 幸雄 東北電力(株) " 脇所 厚 東京電力(株) " 近藤 正樹 東京電力(株) " 石田 晴彦 中部電力(株) " 岸田 亘史 北陸電力(株) " 大橋 俊和 関西電力(株) " 神野 勝志 関西電力(株) " 和氣 清純 中国電力(株) " 明神 慎一 四国電力(株) " 那須 伸昭 九州電力(株) " 仲松 勇 沖縄電力(株) " 杉本 仁志 (財)電力中央研究所 " 太田 篤 (株)関電工 " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 服部 久夫 日本電信電話(株) " 亀田 実 住友電気工業(株) " 町田 浩一 (株)フジクラ " 関谷 幸男 電気事業連合会 旧委員 河上 邦明 東京電力(株) " 米田 聡 関西電力(株) " 八谷 茂樹 中国電力(株) " 中田 一夫 (財)電力中央研究所 " 久保有一郎 電気事業連合会	
事務局 (社)日本電気協会技術部 事務局 浅井 功 (総括) " 小林 昌和 (配電専門部会担当)	事務局 (社)日本電気協会技術部 事務局 浅井 功 (総括) " 小林 昌和 (配電専門部会担当)	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
<p><平成14年4月5日改定時></p> <p align="center">日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	<p><平成14年4月5日改定時></p> <p align="center">日本電気技術規格委員会 (平成14年4月5日現在)</p> <p>委員長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学 委 員 秋山 守 (財)エネルギー総合工学研究所 " 朝田 泰英 東京大学名誉教授 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 渡辺 啓行 埼玉大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 飛田 恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 荒井 聡明 (社)電気設備学会 " 海部 孝治 電気事業連合会 " 竹野 正二 電気保安協会全国連絡会議 " 越後 格之 (社)日本鉄鋼連盟 " 野嶋 孝 中部電力(株) " 榎本 龍幸 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 尾崎 之孝 東京電力(株) " 千澤 忠彦 (社)日本電機工業会 " 中西 恒雄 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 三角 逸郎 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 森 信昭 (財)原子力発電技術機構 " 佐藤 和夫 関西電力(株) " 村岡 泰夫 (社)電気学会 幹 事 吉田 藤夫 (社)日本電気協会</p>	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
配電専門部会 (平成14年1月15日現在)	配電専門部会 (平成14年1月15日現在)	
部会長 菅原 弘道 中部電力(株) 委 員 高橋 健彦 関東学院大学 " 城川 義明 北海道電力(株) " 矢萩 保雄 東北電力(株) " 小田切司朗 東京電力(株) " 石田 篤志 中部電力(株) " 本林 敏功 北陸電力(株) " 首藤 和夫 関西電力(株) " 綱島 宣武 中国電力(株) " 池田 章 四国電力(株) " 結城 基夫 九州電力(株) " 鳩間 國弘 沖縄電力(株) " 神野 光生 大阪メディアポート(株) " 村上 陽一 (社) 日本電機工業会 " 高山 芳郎 (社) 日本電線工業会 " 辻 康次郎 (社) 日本電力ケーブル接続技術協会 " 海原 紀幸 (株) 関電工 " 市川 建美 (財) 電力中央研究所	部会長 菅原 弘道 中部電力(株) 委 員 高橋 健彦 関東学院大学 " 城川 義明 北海道電力(株) " 矢萩 保雄 東北電力(株) " 小田切司朗 東京電力(株) " 石田 篤志 中部電力(株) " 本林 敏功 北陸電力(株) " 首藤 和夫 関西電力(株) " 綱島 宣武 中国電力(株) " 池田 章 四国電力(株) " 結城 基夫 九州電力(株) " 鳩間 國弘 沖縄電力(株) " 神野 光生 大阪メディアポート(株) " 村上 陽一 (社) 日本電機工業会 " 高山 芳郎 (社) 日本電線工業会 " 辻 康次郎 (社) 日本電力ケーブル接続技術協会 " 海原 紀幸 (株) 関電工 " 市川 建美 (財) 電力中央研究所	
配電研究部会 (平成13年12月12日現在)	配電研究部会 (平成13年12月12日現在)	
主 査 石田 篤志 中部電力(株) 委 員 西倉 秀寿 北海道電力(株) " 佐藤 文彦 東北電力(株) " 丹羽 宣之 東京電力(株) " 大平 治義 中部電力(株) " 飯田 真 北陸電力(株) " 首藤 和夫 関西電力(株) " 川本 晃 中国電力(株) " 小嶋 唯司 四国電力(株) " 宮崎 昭 九州電力(株) " 高山 朝勝 沖縄電力(株) " 田沢佐智夫 (株) ジェイ・パワーシステムズ " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株) フジクラ " 上山正仁郎 大阪メディアポート(株)	主 査 石田 篤志 中部電力(株) 委 員 西倉 秀寿 北海道電力(株) " 佐藤 文彦 東北電力(株) " 丹羽 宣之 東京電力(株) " 大平 治義 中部電力(株) " 飯田 真 北陸電力(株) " 首藤 和夫 関西電力(株) " 川本 晃 中国電力(株) " 小嶋 唯司 四国電力(株) " 宮崎 昭 九州電力(株) " 高山 朝勝 沖縄電力(株) " 田沢佐智夫 (株) ジェイ・パワーシステムズ " 岩崎 邦男 古河電気工業(株) " 小池 洋二 (株) フジクラ " 上山正仁郎 大阪メディアポート(株)	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
<p>委員 永井 博民 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 参加 澤柳 友之 中部電力(株) " 松本 雄治 中部電力(株)</p> <p align="center">事務局 (社)日本電気協会技術部 事務局 浅井 功 (総括) " 清沢 和紀 (配電専門部会担当)</p> <p><平成17年9月29日改定時></p> <p align="center">日本電気技術規格委員会 (平成17年9月29日現在)</p> <p>委員長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学委員 委員 秋山 守 東京大学 " 朝田 泰英 東京大学 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 國生 剛治 中央大学 " 飛田恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 奥村 克夫 電気設備学会 " 小石川貞雄 電気事業連合会 " 深山 英房 電気保安協会全国連絡会議 " 田中 武 (社)日本鉄鋼連盟 " 越智 洋 中部電力(株) " 井上 健 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 林 喬 東京電力(株) " 近藤良太郎 (社)日本電機工業会 " 山口 啓一 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 黒田 正夫 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 今永 隆 (財)原子力発電技術機構</p>	<p>委員 永井 博民 (株)関電工 " 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 参加 澤柳 友之 中部電力(株) " 松本 雄治 中部電力(株)</p> <p align="center">事務局 (社)日本電気協会技術部 事務局 浅井 功 (総括) " 清沢 和紀 (配電専門部会担当)</p> <p><平成17年9月29日改定時></p> <p align="center">日本電気技術規格委員会 (平成17年9月29日現在)</p> <p>委員長 関根 泰次 東京理科大学 委員長代理 正田 英介 東京理科大学委員 委員 秋山 守 東京大学 " 朝田 泰英 東京大学 " 高橋 一弘 (財)電力中央研究所 " 野本 敏治 東京大学 " 堀川 浩甫 大阪大学 " 横倉 尚 武蔵大学 " 國生 剛治 中央大学 " 飛田恵理子 東京都地域婦人団体連盟 " 奥村 克夫 電気設備学会 " 小石川貞雄 電気事業連合会 " 深山 英房 電気保安協会全国連絡会議 " 田中 武 (社)日本鉄鋼連盟 " 越智 洋 中部電力(株) " 井上 健 (社)日本電設工業協会 " 武田 俊人 (社)水門鉄管協会 " 林 喬 東京電力(株) " 近藤良太郎 (社)日本電機工業会 " 山口 啓一 (社)火力原子力発電技術協会 " 高山 芳郎 (社)日本電線工業会 " 黒田 正夫 (財)発電設備技術検査協会 " 藤重 邦夫 (社)電力土木技術協会 " 今永 隆 (財)原子力発電技術機構</p>	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)				改 定 案 (変更箇所_____)				備考
〃	森本 浩志	関西電力㈱		〃	森本 浩志	関西電力㈱		
〃	村岡 泰夫	(社)電気学会		〃	村岡 泰夫	(社)電気学会		
幹 事	蝦田 佑一	(社)日本電気協会		幹 事	蝦田 佑一	(社)日本電気協会		
配電専門部会 (平成17年6月1日現在)				配電専門部会 (平成17年6月1日現在)				
部会長	三石 拓治	中部電力㈱		部会長	三石 拓治	中部電力㈱		
委 員	高橋 健彦	関東学院大学		委 員	高橋 健彦	関東学院大学		
〃	阿部 幹司	北海道電力㈱		〃	阿部 幹司	北海道電力㈱		
〃	長岡 和俊	東北電力㈱		〃	長岡 和俊	東北電力㈱		
〃	高岡 成典	東京電力㈱		〃	高岡 成典	東京電力㈱		
〃	石田 篤志	中部電力㈱		〃	石田 篤志	中部電力㈱		
〃	酒井 英治	北陸電力㈱		〃	酒井 英治	北陸電力㈱		
〃	小野 朗	関西電力㈱		〃	小野 朗	関西電力㈱		
〃	山田 昌志	中国電力㈱		〃	山田 昌志	中国電力㈱		
〃	鎮田 頼彦	四国電力㈱		〃	鎮田 頼彦	四国電力㈱		
〃	大久保克彦	九州電力㈱		〃	大久保克彦	九州電力㈱		
〃	古堅 宗裕	沖縄電力㈱		〃	古堅 宗裕	沖縄電力㈱		
〃	清水 孝真	㈱パワードコム		〃	清水 孝真	㈱パワードコム		
〃	近藤良太郎	(社)日本電機工業会		〃	近藤良太郎	(社)日本電機工業会		
〃	高山 芳郎	(社)日本電線工業会		〃	高山 芳郎	(社)日本電線工業会		
〃	近藤 雅昭	(社)日本電力ケーブル接続技術協会		〃	近藤 雅昭	(社)日本電力ケーブル接続技術協会		
〃	伊藤 良平	㈱関電工		〃	伊藤 良平	㈱関電工		
〃	田中 和幸	(財)電力中央研究所		〃	田中 和幸	(財)電力中央研究所		
配電研究部会 (平成17年4月13日現在)				配電研究部会 (平成17年4月13日現在)				
主 査	石田 篤志	中部電力㈱		主 査	石田 篤志	中部電力㈱		
委 員	蔵本 忠司	北海道電力㈱		委 員	蔵本 忠司	北海道電力㈱		
〃	安孫子堅二	東北電力㈱		〃	安孫子堅二	東北電力㈱		
〃	峯岸 正彦	東京電力㈱		〃	峯岸 正彦	東京電力㈱		
〃	藤田 祐三	中部電力㈱		〃	藤田 祐三	中部電力㈱		
〃	土田 泰生	北陸電力㈱		〃	土田 泰生	北陸電力㈱		
〃	小野 朗	関西電力㈱		〃	小野 朗	関西電力㈱		
〃	山田 昌志	中国電力㈱		〃	山田 昌志	中国電力㈱		
〃	鎮田 頼彦	四国電力㈱		〃	鎮田 頼彦	四国電力㈱		

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
// 北村 弘光 九州電力(株) // 久保 正光 沖縄電力(株) // 田沢佐智夫 (株)ジェイ・パワーシステムズ // 岩崎 邦男 (株)ビスキャス // 小池 洋二 (株)フジクラ // 水谷 守伸 (株)パワードコム // 久保田富男 (株)関電工 // 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 配電研究部会合同WG (平成17年4月13日現在)	// 北村 弘光 九州電力(株) // 久保 正光 沖縄電力(株) // 田沢佐智夫 (株)ジェイ・パワーシステムズ // 岩崎 邦男 (株)ビスキャス // 小池 洋二 (株)フジクラ // 水谷 守伸 (株)パワードコム // 久保田富男 (株)関電工 // 雪平 謙二 (財)電力中央研究所 配電研究部会合同WG (平成17年4月13日現在)	
幹 事 伊藤 滋 中部電力(株) 委 員 山根 達也 北海道電力(株) // 三上 覚 東北電力(株) // 奥山 裕史 東京電力(株) // 武藤 英司 東京電力(株) // 内堀 勝利 中部電力(株) // 中村 大陸 北陸電力(株) // 増田耕一郎 関西電力(株) // 原 英也 関西電力(株) // 高橋 明久 中国電力(株) // 浅井 正行 四国電力(株) // 石松 泰 九州電力(株) // 友成 勇輝 沖縄電力(株) // 千葉 亮 (財)電力中央研究所 // 立岩 秀利 (株)関電工 // 水谷 守伸 (株)パワードコム // 木島 孝 (株)ビスキャス // 坂口 恭生 (株)ジェイ・パワーシステムズ // 富田 一成 (株)フジクラ // 山口 純司 電気事業連合会 旧委員 河上 邦明 東京電力(株) // 酒井 徹 東京電力(株) // 冥賀 雅弘 東京電力(株) // 松本 雄治 中部電力(株) // 西村 透 北陸電力(株)	幹 事 伊藤 滋 中部電力(株) 委 員 山根 達也 北海道電力(株) // 三上 覚 東北電力(株) // 奥山 裕史 東京電力(株) // 武藤 英司 東京電力(株) // 内堀 勝利 中部電力(株) // 中村 大陸 北陸電力(株) // 増田耕一郎 関西電力(株) // 原 英也 関西電力(株) // 高橋 明久 中国電力(株) // 浅井 正行 四国電力(株) // 石松 泰 九州電力(株) // 友成 勇輝 沖縄電力(株) // 千葉 亮 (財)電力中央研究所 // 立岩 秀利 (株)関電工 // 水谷 守伸 (株)パワードコム // 木島 孝 (株)ビスキャス // 坂口 恭生 (株)ジェイ・パワーシステムズ // 富田 一成 (株)フジクラ // 山口 純司 電気事業連合会 旧委員 河上 邦明 東京電力(株) // 酒井 徹 東京電力(株) // 冥賀 雅弘 東京電力(株) // 松本 雄治 中部電力(株) // 西村 透 北陸電力(株)	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
// 望月 康史 関西電力㈱ // 柏木 章弘 関西電力㈱ // 杉本 学 中国電力㈱ // 濱田 博信 四国電力㈱ // 松尾 幸弘 九州電力㈱ // 嘉数 陽順 沖縄電力㈱ // 本田 秀樹 (財)電力中央研究所 // 森川 康二 ㈱ケイ・オブティコム // 森脇 武之 ㈱ジェイ・パワーシステムズ // 町田 浩一 ㈱フジクラ // 青井 久治 電気事業連合会	// 望月 康史 関西電力㈱ // 柏木 章弘 関西電力㈱ // 杉本 学 中国電力㈱ // 濱田 博信 四国電力㈱ // 松尾 幸弘 九州電力㈱ // 嘉数 陽順 沖縄電力㈱ // 本田 秀樹 (財)電力中央研究所 // 森川 康二 ㈱ケイ・オブティコム // 森脇 武之 ㈱ジェイ・パワーシステムズ // 町田 浩一 ㈱フジクラ // 青井 久治 電気事業連合会	
事務局 ((社)日本電気協会技術部) 浅井 功 (総括) 大庭 弘 (配電専門部会担当) 清澤 和紀 (旧配電専門部会担当)	事務局 ((社)日本電気協会技術部) 浅井 功 (総括) 大庭 弘 (配電専門部会担当) 清澤 和紀 (旧配電専門部会担当)	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>顧問</p> <p>〃</p> <p>配電専門部会 (令和8年4月16日現在)</p> <p>部会長 稲垣 光二 中部電力パワーグリッド(株)</p> <p>委員 高橋 健彦 関東学院大学</p> <p>〃 若尾 真治 早稲田大学</p> <p>〃 青木 睦 名古屋工業大学</p> <p>〃 宮内 克治 北海道電力ネットワーク(株)</p> <p>〃 三浦 知則 東北電力ネットワーク(株)</p> <p>〃 藤田 悟史 東京電力パワーグリッド(株)</p> <p>〃 馬淵 崇 中部電力パワーグリッド(株)</p> <p>〃 川島 寿和子 北陸電力送配電(株)</p> <p>〃 岡本 行平 関西電力送配電(株)</p> <p>〃 日高 哲也 中国電力ネットワーク(株)</p> <p>〃 永野 賢朗 四国電力送配電(株)</p> <p>〃 塚原 淳一 九州電力送配電(株)</p> <p>〃 與座 弘之 沖縄電力(株)</p> <p>〃 宮内 祥則 KDDI(株)</p> <p>〃 近藤 和文 一般社団法人日本電機工業会</p> <p>〃 郡司 勉 一般社団法人日本電線工業会</p> <p>〃 大川 徳之 住友電気工業(株)</p> <p>〃 泊 政明 (株)フジクラ・データケーブル</p> <p>〃 清水 誠 一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会</p> <p>〃 藤井 満 (株)関電工</p> <p>〃 岡田 有功 一般財団法人電力中央研究所</p> <p>〃 西野 宏 OBARA エナジー・コンポ・ネッツ</p>	

JESC E2005 (20XX) 「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考
	<p style="text-align: center;">配電作業会 (令和8年3月13日現在)</p> <p>幹事 原田 圭 中部電力パワーグリッド(株)</p> <p>幹事補佐 平井 健斗 中部電力パワーグリッド(株)</p> <p>委員 那須 紀光 北海道電力ネットワーク(株)</p> <p>” 荘司 卓也 東北電力ネットワーク(株)</p> <p>” 菊地 佑太 東京電力パワーグリッド(株)</p> <p>” 荒川 晴公 東京電力パワーグリッド(株)</p> <p>” 越野 純平 北陸電力送配電(株)</p> <p>” 山田 康敏 関西電力送配電(株)</p> <p>” 平井 雅人 関西電力送配電(株)</p> <p>” 中本 貴之 中国電力ネットワーク(株)</p> <p>” 尾西 渉 四国電力送配電(株)</p> <p>” 寶来 悠 九州電力送配電(株)</p> <p>” 當山 隼司 沖縄電力(株)</p> <p>” 古本 憲史 一般財団法人電力中央研究所</p> <p>” 於保 健一 (株)関電工</p> <p>” 設楽 恒司 (株)フジクラ・データケーブル</p> <p>” 加藤 元晴 住友電気工業(株)</p> <p>” 佐藤 新平 OBARA エナジー・コンポネンツ</p> <p>” 渡邊 俊介 一般社団法人送配電網協議会</p> <p style="text-align: center;">事務局 ((社)日本電気協会技術部)</p> <p>事務局 金子 貴之 (総括)</p> <p>” 野田 智紀 (配電専門部会担当)</p>	

電気設備の技術基準の解釈及び解説 改正案

電技解釈第 116 条【低圧架空引込線等の施設】

現 行 (変更箇所_____)	改 正 案 (変更箇所_____)	備考																																					
<p>【低圧架空引込線等の施設】(省令第 6 条、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 28 条、第 29 条、第 37 条)</p> <p>第 116 条 低圧架空引込線は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 電線は、絶縁電線又はケーブルであること。</p> <p>二 電線は、ケーブルである場合を除き、引張強さ 2.30kN 以上のもの又は直径 2.6mm 以上の硬銅線であること。ただし、径間が 15m 以下の場合に限り、引張強さ 1.38kN 以上のもの又は直径 2mm 以上の硬銅線を使用することができる。</p> <p>三 電線が屋外用ビニル絶縁電線である場合は、人が通る場所から手を伸ばしても触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>四 電線が屋外用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線である場合は、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>五 電線がケーブルである場合は、第 67 条（第五号を除く。）の規定に準じて施設すること。ただし、ケーブルの長さが 1m 以下の場合、この限りでない。</p> <p>六 電線の高さは、116-1 表に規定する値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">116-1 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき</td> <td style="text-align: center;">路面上 3m</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td style="text-align: center;">路面上 5m</td> </tr> <tr> <td>鉄道又は軌道を横断する場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">レール面上 5.5m</td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋の上に施設する場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">横断歩道橋の路面上 3m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき</td> <td style="text-align: center;">地表上 2.5m</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td style="text-align: center;">地表上 4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>七 電線が、工作物又は植物と接近又は交差する場合は、低圧架空電線に係る第 71 条から第 79 条までの規定に準じて施設すること。ただし、電線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物との離隔距離は、危険のおそれがない場合に限り、第 71 条第 1 項第二号及び第 78 条第 1 項の規定によらないことができる。</p> <p>八 電線が、低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物（道路、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、電車線及び架空電線を除く。以下この項において「他の工作物」という。）と接近又は交差する場合において、技術上やむを得ない場合は、第七号において準用する第 71 条から第 78 条（第 71 条第 3 項及び第 78 条第 4 項を除く。）の規定によらず、次により施設することができる。</p>	区分	高さ	道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	路面上 3m	その他の場合	路面上 5m	鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上 5.5m	横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3m	上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	地表上 2.5m	その他の場合	地表上 4m	<p>【低圧架空引込線等の施設】(省令第 6 条、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 28 条、第 29 条、第 37 条)</p> <p>第 116 条 低圧架空引込線は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 電線は、絶縁電線又はケーブルであること。</p> <p>二 電線は、ケーブルである場合を除き、引張強さ 2.30kN 以上のもの又は直径 2.6mm 以上の硬銅線であること。ただし、径間が 15m 以下の場合に限り、引張強さ 1.38kN 以上のもの又は直径 2mm 以上の硬銅線を使用することができる。</p> <p>三 電線が屋外用ビニル絶縁電線である場合は、人が通る場所から手を伸ばしても触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>四 電線が屋外用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線である場合は、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。</p> <p>五 電線がケーブルである場合は、第 67 条（第五号を除く。）の規定に準じて施設すること。ただし、ケーブルの長さが 1m 以下の場合、この限りでない。</p> <p>六 電線の高さは、116-1 表に規定する値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">116-1 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路（<u>車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。</u>）を横断する場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき</td> <td style="text-align: center;">路面上 3m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の場合</td> <td style="text-align: center;">路面上 5m</td> </tr> <tr> <td>鉄道又は軌道を横断する場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">レール面上 5.5m</td> </tr> <tr> <td>横断歩道橋の上に施設する場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">横断歩道橋の路面上 3m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の場合</td> <td>技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき</td> <td style="text-align: center;">地表上 2.5m</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td style="text-align: center;">地表上 4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>七 電線が、工作物又は植物と接近又は交差する場合は、低圧架空電線に係る第 71 条から第 79 条までの規定に準じて施設すること。ただし、電線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物との離隔距離は、危険のおそれがない場合に限り、第 71 条第 1 項第二号及び第 78 条第 1 項の規定によらないことができる。</p> <p>八 電線が、低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物（道路、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、電車線及び架空電線を除く。以下この項において「他の工作物」という。）と接近又は交差する場合において、技術上やむを得ない場合は、第七号において準用する第 71 条から第 78 条（第 71 条第 3 項及び第 78 条第 4 項を除く。）の規定によらず、次により施設することができる。</p>	区分	高さ	道路（ <u>車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。</u> ）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	路面上 3m		その他の場合	路面上 5m	鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上 5.5m	横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3m	上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	地表上 2.5m	その他の場合	地表上 4m	<p>●平成23年の電技解釈改正時における反映漏れの対応</p>
区分	高さ																																						
道路（歩行の用にのみ供される部分を除く。）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	路面上 3m																																					
	その他の場合	路面上 5m																																					
鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上 5.5m																																					
横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3m																																					
上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	地表上 2.5m																																					
	その他の場合	地表上 4m																																					
区分	高さ																																						
道路（ <u>車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。</u> ）を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	路面上 3m																																					
	その他の場合	路面上 5m																																					
鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上 5.5m																																					
横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3m																																					
上記以外の場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障のないとき	地表上 2.5m																																					
	その他の場合	地表上 4m																																					

電気設備の技術基準の解釈及び解説 改正案

イ 電線と他の工作物との離隔距離は、116-2 表に規定する値以上であること。ただし、低圧架空引込線の需要場所の取付け点付近に限り、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2005 (2002)「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」の「2. 技術的規定」による場合は、同表によらないことができる。

116-2 表

区分	低圧引込線の電線の種類	離隔距離
造営物の上部造営材の上方	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.5m
	屋外用ビニル絶縁電線以外の低圧絶縁電線	1m
	その他	2m
その他	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m
	その他	0.3m

ロ 危険のおそれがないように施設すること。

～以下、省略～

イ 電線と他の工作物との離隔距離は、116-2 表に規定する値以上であること。ただし、低圧架空引込線について、需要場所の取付け点付近又は支持物の取付け点付近、若しくは、低圧架空引込線が架空弱電流電線等と接近又は交差するときに限り、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」の「適用」の欄に規定する要件に適合する場合は、116-2 表によらないことができる。

116-2 表

区分	低圧引込線の電線の種類	離隔距離
造営物の上部造営材の上方	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.5m
	屋外用ビニル絶縁電線以外の低圧絶縁電線	1m
	その他	2m
その他	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m
	その他	0.3m

ロ 危険のおそれがないように施設すること。

～以下、省略～

●JESC E2005(20XX)の離隔距離緩和の内容に基づいて、記載内容を修正

電気設備の技術基準の解釈及び解説 改正案

電技解釈第 116 条 解説【低圧架空引込線等の施設】

現 行 (変更箇所_____)	改 正 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>第 116 条【低圧架空引込線等の施設】</p> <p>〔解 説〕 本条は、低圧引込線の要件及び施設方法について示している。</p> <p>架空引込線（→第 1 条第九号）は、一般需要家と関係の多い電線であるから、その工事は、特に入念に行う必要があるとともに、保守点検についても注意を怠らないことが必要である。特に、市街地においては比較的狭い空間に弱電流電線その他の突出物が多いところに施設されている場合が多いので、がいしの脱落、バインド切れ、電線の弛み、植物との接触等が多く、電話線との混触事故、断線による不点事故が起こりがちである。したがって、架空引込線の良否は、保守の適否によって決まるといっても過言ではない。</p> <p>架空引込線は、架空電線路に対する規定のうち、第 71 条から第 79 条まで（建造物、道路等、索道、架空弱電流電線、アンテナ、電車線等、他の低圧架空電線若しくは他の工作物との接近・交差又は植物との接近）が準用され、その性質上、経済上及び工事施工の点から、道路の横断、地表上の高さ及び造営物等との離隔距離について緩和している。</p> <p>第 1 項第一号は、特に人及び家畜、造営物に対する感電、火災の危険を防止するため、電線には絶縁電線（→第 65 条解説）又はケーブルを使用することとしている。</p> <p>第二号において、径間が 15m 以下の場合に引張強さ 1.38kN 以上のもの又は直径 2mm 以上の硬銅線の使用できることとしているのは、負荷電流も少なく、径間 15m 以下の引込線が施設されるような場所は風当たりも弱く、受ける荷重も小さい等、保安上問題がないと判断されるためである（→第 65 条）。</p> <p>第三号及び第四号は、引込線の施設される場所は人の接近する機会が多いので、引込線の高さ及び他物との離隔距離だけでなく、施設される周辺の状況によって人が触れることのないように施設すべきことを示している。</p> <p>第五号は、電線にケーブルを使用する場合は架空ケーブル工事（→第 67 条）に準じて施設することを示しているが、この場合、ケーブルの長さが 1m 未満のものではその張力及び弛度も小さいので工事を簡略化し、ちょう架しなくてもよいこととしている。</p> <p>第六号では、架空引込線の地表上の高さは、主として経済上の理由から、交通に支障がない限り一般の電線路の場合より緩和している。なお、建造物の構造上、取付け点を 4m もの高さにすることがどうしても困難な場合があるので 2.5m に緩和している（→解説 116.1 図）。解説 116.1 図において、D の長さについては示していないが、交通に支障のない範囲であまり大きくならないように注意する必要がある。</p> <p>第七号では、第 71 条第 1 項第二号及び第 78 条第 1 項に規定される造営材と架空電線との離隔距離を架空引込線の引込点付近に適用することは不可能であるため、離隔距離を緩和している。この場合において、「危険のおそれがない場合」とは解説 116.2 図のような場所を指しており、破線の円内では、第七号の規定による離隔距離の緩和ができる。</p> <p>第八号は、第 71 条（第 3 項を除く。）、第 72 条から第 77 条まで及び第 78 条（第 4 項を除く。）に規定される造営材と架空電線の離隔距離を、架空引込線を引き込む造営物以外の工作物</p>	<p>第 116 条【低圧架空引込線等の施設】</p> <p>〔解 説〕 本条は、低圧引込線の要件及び施設方法について示している。</p> <p>架空引込線（→第 1 条第九号）は、一般需要家と関係の多い電線であるから、その工事は、特に入念に行う必要があるとともに、保守点検についても注意を怠らないことが必要である。特に、市街地においては比較的狭い空間に架空弱電流電線等その他の突出物が多いところに施設されている場合が多いので、がいしの脱落、バインド切れ、電線の弛み、植物との接触等が多く、電話線との混触事故、断線による不点事故が起こりがちである。したがって、架空引込線の良否は、保守の適否によって決まるといっても過言ではない。</p> <p>架空引込線は、架空電線路に対する規定のうち、第 71 条から第 79 条まで（建造物、道路等、索道、架空弱電流電線等、アンテナ、電車線等、他の低圧架空電線若しくは他の工作物との接近・交差又は植物との接近）が準用され、その性質上、経済上及び工事施工の点から、道路の横断、地表上の高さ及び造営物等との離隔距離について緩和している。</p> <p>第 1 項第一号は、特に人及び家畜、造営物に対する感電、火災の危険を防止するため、電線には絶縁電線（→第 65 条解説）又はケーブルを使用することとしている。</p> <p>第二号において、径間が 15m 以下の場合に引張強さ 1.38kN 以上のもの又は直径 2mm 以上の硬銅線の使用できることとしているのは、負荷電流も少なく、径間 15m 以下の引込線が施設されるような場所は風当たりも弱く、受ける荷重も小さい等、保安上問題がないと判断されるためである（→第 65 条）。</p> <p>第三号及び第四号は、引込線の施設される場所は人の接近する機会が多いので、引込線の高さ及び他物との離隔距離だけでなく、施設される周辺の状況によって人が触れることのないように施設すべきことを示している。</p> <p>第五号は、電線にケーブルを使用する場合は架空ケーブル工事（→第 67 条）に準じて施設することを示しているが、この場合、ケーブルの長さが 1m 未満のものではその張力及び弛度も小さいので工事を簡略化し、ちょう架しなくてもよいこととしている。</p> <p>第六号では、架空引込線の地表上の高さは、主として経済上の理由から、交通に支障がない限り一般の電線路の場合より緩和している。なお、建造物の構造上、取付け点を 4m もの高さにすることがどうしても困難な場合があるので 2.5m に緩和している（→解説 116.1 図）。解説 116.1 図において、D の長さについては示していないが、交通に支障のない範囲であまり大きくならないように注意する必要がある。また、本条では車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を道路から除いている（→第 68 条解説）。</p> <p>第七号では、第 71 条第 1 項第二号及び第 78 条第 1 項に規定される造営材と架空電線との離隔距離を架空引込線の引込点付近に適用することは不可能であるため、離隔距離を緩和している。この場合において、「危険のおそれがない場合」とは解説 116.2 図のような場所を指しており、破線の円内では、第七号の規定による離隔距離の緩和ができる。</p> <p>第八号は、第 71 条（第 3 項を除く。）、第 72 条から第 77 条まで及び第 78 条（第 4 項を除く。）に規定される造営材と架空電線の離隔距離を、架空引込線を引き込む造営物以外の工作物</p>	<p>●平成23年の電技解釈改正時における反映漏れの対応</p>

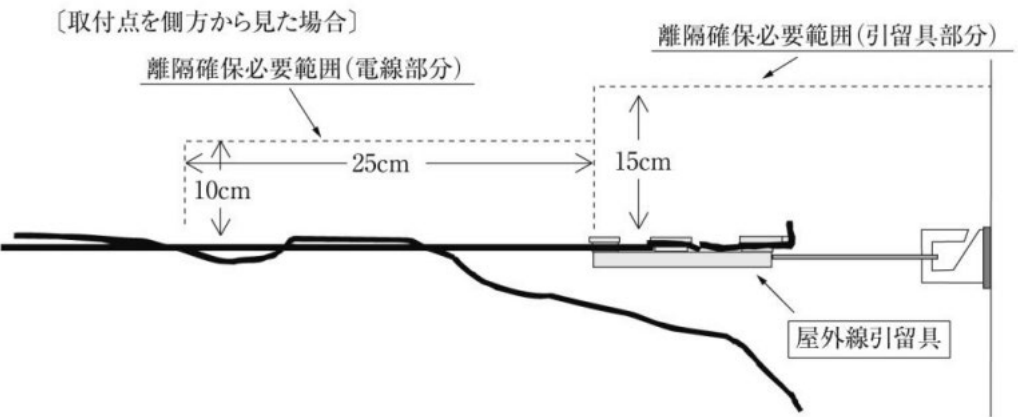
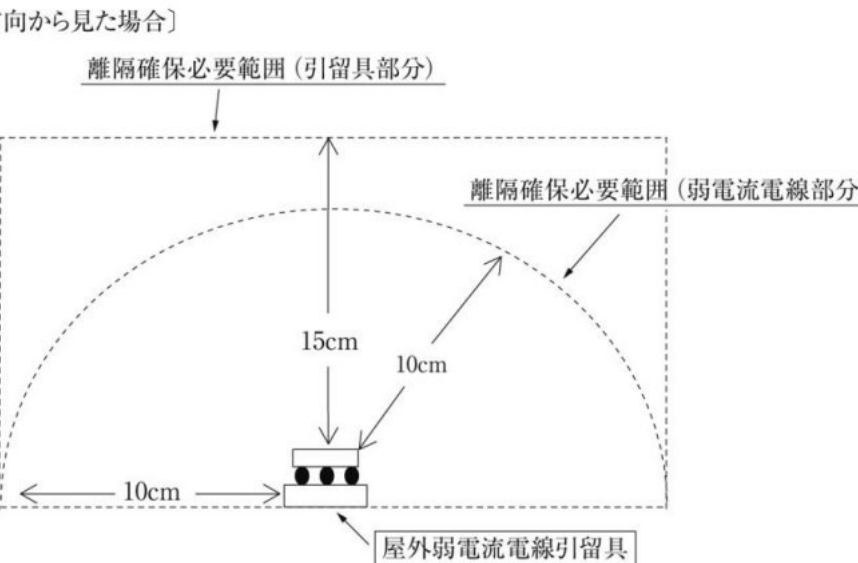
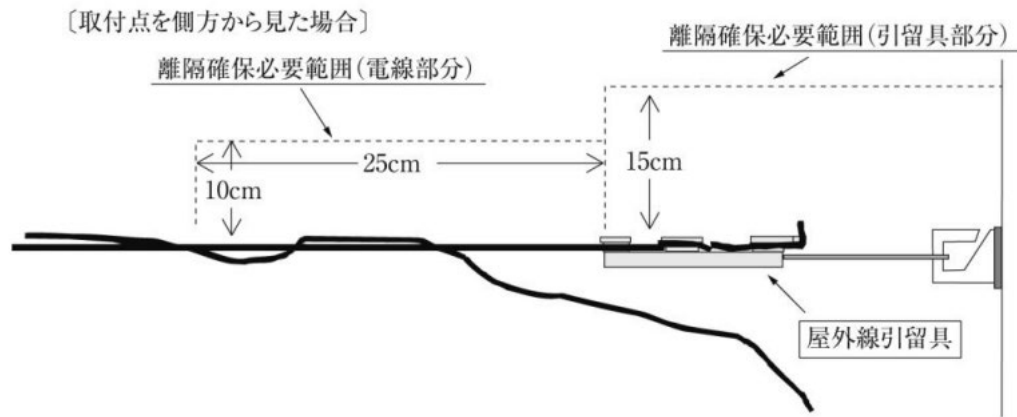
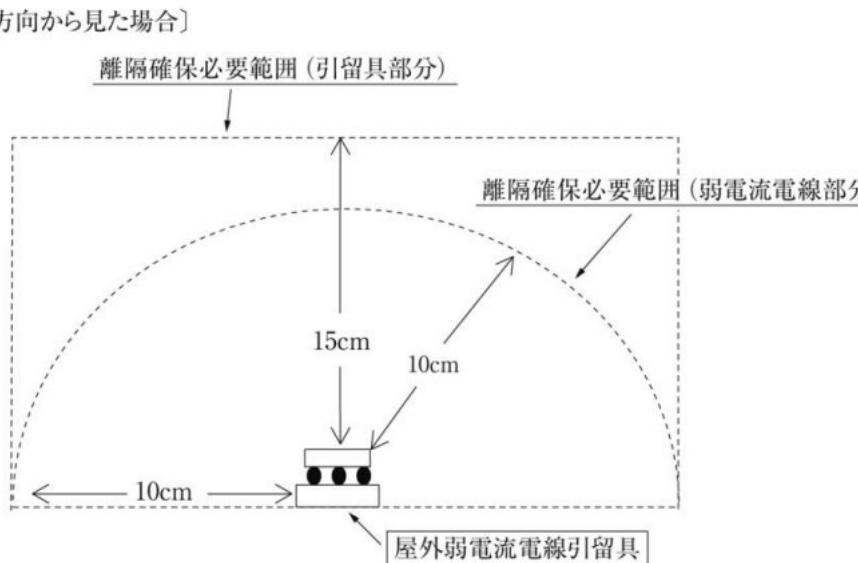
電気設備の技術基準の解釈及び解説 改正案

現 行 (変更箇所_____)	改 正 案 (変更箇所_____)	備考
<p>との接近又は交差に適用すると、引込工事が非常に困難となり又は多くの資材を要する場合が多いので、離隔距離を緩和している（→解説 116.3 図）。</p> <p>第八号イは、H10 解釈で追加されたものであり、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離のうち、需要場所の取付け点付近における離隔距離については日本電気技術規格委員会規格 JESC E2005 によることができることを示している。この JESC 規格では、近年の施設実態を考慮し、低圧架空引込線は取付け点付近では風の影響による揺動等もなく安定した状態であること及び取付け点付近のように引込線が弱電流電線等と接近する電線長が短い場合は通信障害等のおそれもないことを考慮して、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離を決めている。また、弱電流電線等との離隔距離においては、電線相互が直接接触しなければ混触又は通信障害などの影響はないため「接触しない」こととし、さらに、弱電流電線等の作業者の安全を確保するために必要な空間として、弱電流電線の引留具類に弱電流電線を取り付け又は撤去するための離隔距離（→解説 116.4）を示している。</p>	<p>との接近又は交差に適用すると、引込工事が非常に困難となり又は多くの資材を要する場合が多いので、離隔距離を緩和している（→解説 116.3 図）。</p> <p>第八号イは、H10 解釈で追加されたものであり、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離のうち、需要場所の取付け点付近における離隔距離については日本電気技術規格委員会規格 JESC E2005 によることができることを示している。この JESC 規格では、近年の施設実態を考慮し、低圧架空引込線は取付け点付近では風の影響による揺動等もなく安定した状態であること及び取付け点付近のように引込線が架空弱電流電線等と接近する電線長が短い場合は通信障害等のおそれもないことを考慮して、低圧架空引込線と他の工作物との離隔距離を決めている。また、<u>架空弱電流電線等との離隔距離においては、電線相互が直接接触しなければ混触又は通信障害などの影響はないため「接触しない」こととし、さらに、架空弱電流電線等の作業者の安全を確保するために必要な空間として、架空弱電流電線等の引留具類に弱電流電線等を取り付け又は撤去するための離隔距離（→解説 116.4）を示している。R〇解釈では、支持物の取付け点付近についても需要場所の取付け点付近と同様の取り扱いを適用しても保安水準を確保できることを確認し、両者の離隔を同等とした。加えて、架空弱電流電線等の取付け点（引留具類付近）についても、「架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、電線相互が接触しなければよい」こととした。さらに、低圧架空引込線と架空弱電流電線等が接近又は交差する箇所の離隔については、接近のおそれがある部分に限り重点的に絶縁強化を行うことが、経済的・合理的に保安を確保する観点から現実的であると整理し、「架空弱電流電線等の管理者の承諾を得るとともに、当該箇所を防護具で防護し、電線相互が接触しないように施設する」こととした。同時に、本解釈で引用する規格は、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会に承認された規格リストと関連づけられ、当該機関の公開ページにて掲載された。</u></p>	<p>●JESC E2005(20XX)の離隔距離緩和の内容に基づいて、記載内容を追加</p>

電気設備の技術基準の解釈及び解説 改正案

現 行 (変更箇所_____)	改 正 案 (変更箇所_____)	備考
<p>Dの区間の高さは交通に支障のない場合に認められる。</p>	<p>Dの区間の高さは交通に支障のない場合に認められる。</p>	
<p>架空接続引込線</p>	<p>架空接続引込線</p>	
<p>Dの値: 一般の場合 2m 技術上やむを得ない場合で 引込用ビニル絶縁電線 引込用ポリエチレン絶縁電線 } 1m 600Vビニル絶縁電線 高圧絶縁電線 特別高圧絶縁電線 } 0.5m ケーブル</p>	<p>Dの値: 一般の場合 2m 技術上やむを得ない場合で 引込用ビニル絶縁電線 引込用ポリエチレン絶縁電線 } 1m 600Vビニル絶縁電線 高圧絶縁電線 特別高圧絶縁電線 } 0.5m ケーブル</p>	

電気設備の技術基準の解釈及び解説 改正案

現 行 (変更箇所_____)	改 正 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>[取付点を側方から見た場合]</p>  <p>離隔確保必要範囲(電線部分)</p> <p>25cm</p> <p>10cm</p> <p>15cm</p> <p>離隔確保必要範囲(引留具部分)</p> <p>屋外線引留具</p> <p>[取付点を電線方向から見た場合]</p>  <p>離隔確保必要範囲(引留具部分)</p> <p>15cm</p> <p>10cm</p> <p>10cm</p> <p>離隔確保必要範囲(弱電流電線部分)</p> <p>屋外弱電流電線引留具</p> <p>解説116.4図</p> <p>～以下、省略～</p>	<p>[取付点を側方から見た場合]</p>  <p>離隔確保必要範囲(電線部分)</p> <p>25cm</p> <p>10cm</p> <p>15cm</p> <p>離隔確保必要範囲(引留具部分)</p> <p>屋外線引留具</p> <p>[取付点を電線方向から見た場合]</p>  <p>離隔確保必要範囲(引留具部分)</p> <p>15cm</p> <p>10cm</p> <p>10cm</p> <p>離隔確保必要範囲(弱電流電線部分)</p> <p>屋外弱電流電線引留具</p> <p>解説116.4図</p> <p>～以下、省略～</p>	

電気設備の技術基準の解釈及び解説 改正案

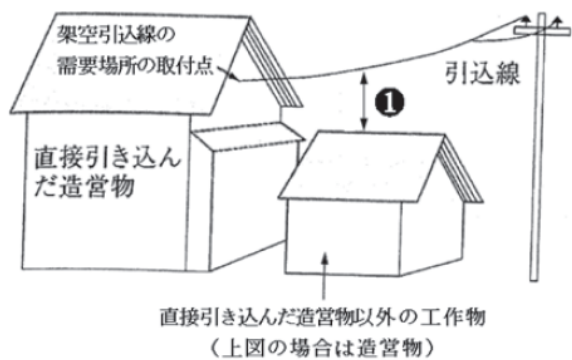
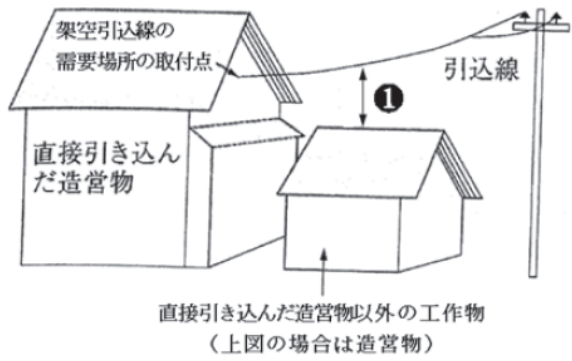
電技解釈第1条 解説【用語の定義】

現 行 (変更箇所_____)	改 正 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>第1条【用語の定義】</p> <p>【解 説】 本条は、電気設備の技術基準の解釈（以下、解釈という。）に使われる用語のうち、全般的に用いられる主要な用語の定義を掲げたものである。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>道路（第二十五号）</p> <p>この解釈における道路は、道路法、道路交通法などの他の法令で規定する道路とは定義が異なり、公道であるか私道であるかは問わない。横断歩道橋を除いているのは、第68条等で横断歩道橋に関して個別に規定しているからである。また、架空電線の高さ又は架空電線と工作物の離隔距離等を規定する場合に、必要に応じて道路から車両の往来がまれなもの等を除外している（→第68条、第72条解説）。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p>第1条【用語の定義】</p> <p>【解 説】 本条は、電気設備の技術基準の解釈（以下、解釈という。）に使われる用語のうち、全般的に用いられる主要な用語の定義を掲げたものである。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>道路（第二十五号）</p> <p>この解釈における道路は、道路法、道路交通法などの他の法令で規定する道路とは定義が異なり、公道であるか私道であるかは問わない。横断歩道橋を除いているのは、第68条等で横断歩道橋に関して個別に規定しているからである。また、架空電線の高さ又は架空電線と工作物の離隔距離等を規定する場合に、必要に応じて道路から車両の往来がまれなもの等を除外している（→第68条、第72条、第116条解説）。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p style="color: red;">●平成23年の電技解釈改正時における反映漏れの対応</p>

配電規程（低圧及び高圧）JEAC 7001-2022 改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備考																																										
<p>第 305 節 低圧架空引込線</p> <p>～ 中略 ～</p>	<p>第 305 節 低圧架空引込線</p> <p>～ 中略 ～</p>																																											
<p>305-4 低圧架空引込線と他物との離隔距離</p> <p>低圧架空引込線と他物との離隔距離は、215-5（架空電線と他物との離隔距離）の低圧架空電線の規定に準じて施設すること。</p> <p>ただし、次の各号に定める値以上の離隔距離を確保するとともに、各施設条件に基づき施設する場合は、この限りでない。 (解釈 第 116 条)</p> <p>(補足) 当該条文中で規定している高圧絶縁電線は特別高圧絶縁電線を含む。</p> <p>(1) 低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物との接近</p> <table border="1" data-bbox="201 814 1291 1081"> <thead> <tr> <th rowspan="3">関係工作物</th> <th rowspan="3">関係工作物に対する接近位置</th> <th colspan="5">関係工作物との離隔距離</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">高圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">ケーブル</th> <th colspan="2">低圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">多心型電線</th> </tr> <tr> <th>OW 電線以外</th> <th>OW 電線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物</td> <td>—</td> <td colspan="5">接触してもよい</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足) 上表の造営物に低圧架空引込線を取り付ける必要があるため「接触してもよい」と規定しており、215-5（架空電線と他物との離隔距離）の次の規定によらないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 建造物との接近の④ ⑤ ⑥の離隔距離 ・(11) 他の工作物との接近、交差の①～③, ⑥～⑩の離隔距離 <p>施設条件</p> <p>(解釈 第 116 条第 1 項第七号)</p> <p>危険のおそれがないように施設すること。</p>	関係工作物	関係工作物に対する接近位置	関係工作物との離隔距離					高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線	OW 電線以外	OW 電線	低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物	—	接触してもよい					<p>305-4 低圧架空引込線と他物との離隔距離</p> <p>低圧架空引込線と他物との離隔距離は、215-5（架空電線と他物との離隔距離）の低圧架空電線の規定に準じて施設すること。</p> <p>ただし、次の各号に定める値以上の離隔距離を確保するとともに、各施設条件に基づき施設する場合は、この限りでない。 (解釈 第 116 条)</p> <p>(補足) 当該条文中で規定している高圧絶縁電線は特別高圧絶縁電線を含む。</p> <p>(1) 低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物との接近</p> <table border="1" data-bbox="1344 814 2427 1081"> <thead> <tr> <th rowspan="3">関係工作物</th> <th rowspan="3">関係工作物に対する接近位置</th> <th colspan="5">関係工作物との離隔距離</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">高圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">ケーブル</th> <th colspan="2">低圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">多心型電線</th> </tr> <tr> <th>OW 電線以外</th> <th>OW 電線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物</td> <td>—</td> <td colspan="5">接触してもよい</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足) 上表の造営物に低圧架空引込線を取り付ける必要があるため「接触してもよい」と規定しており、215-5（架空電線と他物との離隔距離）の次の規定によらないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 建造物との接近の④ ⑤ ⑥の離隔距離 ・(11) 他の工作物との接近、交差の①～③, ⑥～⑩の離隔距離 <p>施設条件</p> <p>(解釈 第 116 条第 1 項第七号)</p> <p>危険のおそれがないように施設すること。</p>	関係工作物	関係工作物に対する接近位置	関係工作物との離隔距離					高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線	OW 電線以外	OW 電線	低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物	—	接触してもよい					
関係工作物			関係工作物に対する接近位置	関係工作物との離隔距離																																								
				高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線																																				
	OW 電線以外	OW 電線																																										
低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物	—	接触してもよい																																										
関係工作物	関係工作物に対する接近位置	関係工作物との離隔距離																																										
		高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線																																						
				OW 電線以外	OW 電線																																							
低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物	—	接触してもよい																																										

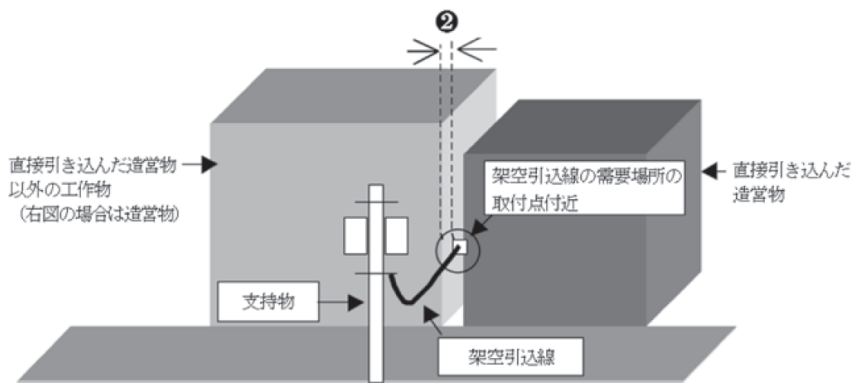
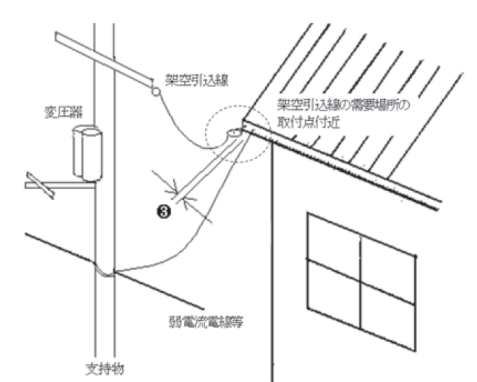
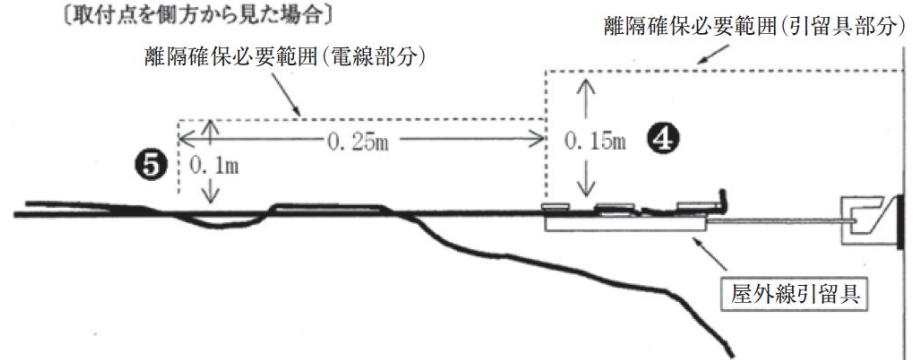
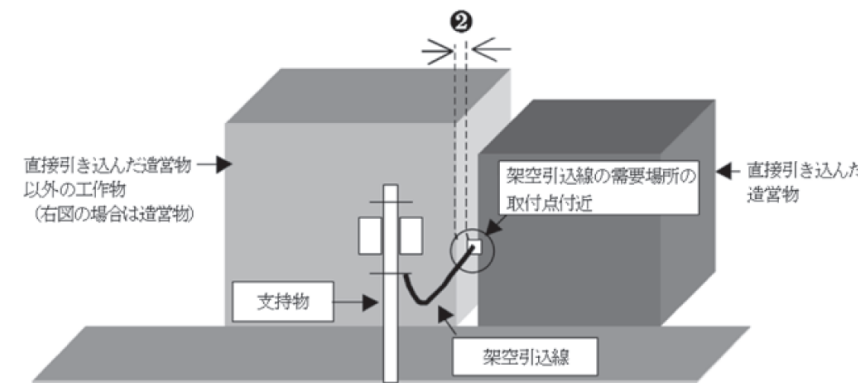
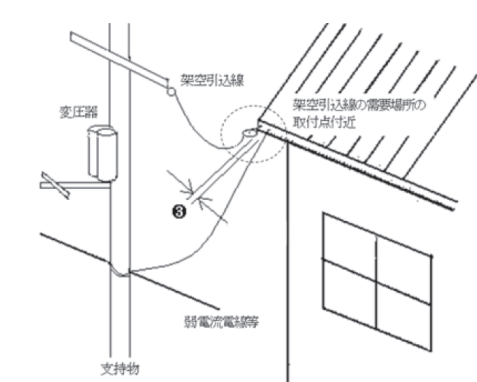
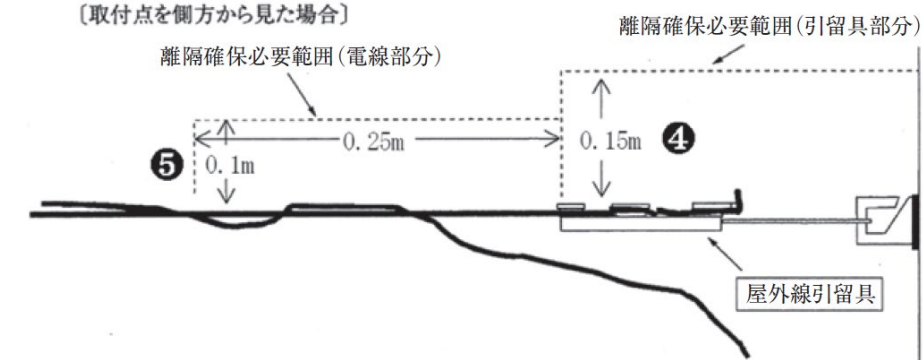
配電規程（低圧及び高圧）JEAC 7001-2022 改定案

現 行 (変更箇所_____)		改 定 案 (変更箇所_____)		備考																																																													
<p>(2) 低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物との接近，交差</p> <p>a. 低圧架空引込線の取付点付近以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">関係工作物</th> <th rowspan="3">関係工作物に対する接近位置</th> <th colspan="4">関係工作物との離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">高圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">ケーブル</th> <th colspan="2">低圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">多心型電線</th> </tr> <tr> <th>OW電線以外</th> <th>OW電線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物* (低圧架空引込線の需要場所の取付点付近以外)</td> <td>造営物の上部</td> <td rowspan="2">0.5</td> <td rowspan="2">1.0</td> <td rowspan="2">2.0</td> <td rowspan="2">2.0</td> </tr> <tr> <td>造営材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>上方</td> <td rowspan="2">0.15</td> <td rowspan="2">0.3</td> <td rowspan="2">0.3</td> <td rowspan="2">0.3</td> </tr> <tr> <td>側方 下方</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足) * 道路，横断歩道橋，鉄道，軌道，索道，電車線及び架空電線を除く。</p>		関係工作物	関係工作物に対する接近位置	関係工作物との離隔距離 (m)				高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線	OW電線以外	OW電線	低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物* (低圧架空引込線の需要場所の取付点付近以外)	造営物の上部	0.5	1.0	2.0	2.0	造営材	その他	上方	0.15	0.3	0.3	0.3	側方 下方	<p>(2) 低圧架空引込線と低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物との接近，交差</p> <p>a. 低圧架空引込線の取付^け点付近以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">関係工作物</th> <th rowspan="3">関係工作物に対する接近位置</th> <th colspan="4">関係工作物との離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">高圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">ケーブル</th> <th colspan="2">低圧絶縁電線</th> <th rowspan="2">多心型電線</th> </tr> <tr> <th>OW電線以外</th> <th>OW電線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物* (低圧架空引込線の^{支持物}及び需要場所の取付^け点付近以外)</td> <td>造営物の上部</td> <td rowspan="2">0.5</td> <td rowspan="2">1.0</td> <td rowspan="2">2.0</td> <td rowspan="2">2.0</td> </tr> <tr> <td>造営材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空弱電流電線等</td> <td>上方</td> <td rowspan="2">0.15</td> <td rowspan="2">0.3</td> <td rowspan="2">0.3</td> <td rowspan="2">0.3</td> </tr> <tr> <td>側方 下方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>上方</td> <td rowspan="2">0.15</td> <td rowspan="2">0.3</td> <td rowspan="2">0.3</td> <td rowspan="2">0.3</td> </tr> <tr> <td>側方 下方</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足) 1. * 1 道路，横断歩道橋，鉄道，軌道，索道，電車線及び架空電線を除く。 2. * 2 技術上やむを得ない場合であって，以下の条件をすべて満たす場合は，<u>直接接触しないように施設することができる。</u> (1) <u>架空弱電流電線等の管理者の承諾を得ること。</u> (2) <u>低圧架空引込線を電技解釈第55条第1項に適合する防護具に収めること。</u></p>		関係工作物	関係工作物に対する接近位置	関係工作物との離隔距離 (m)				高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線	OW電線以外	OW電線	低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物* (低圧架空引込線の ^{支持物} 及び需要場所の取付 ^け 点付近以外)	造営物の上部	0.5	1.0	2.0	2.0	造営材	架空弱電流電線等	上方	0.15	0.3	0.3	0.3	側方 下方	その他	上方	0.15	0.3	0.3	0.3	側方 下方	<p>●JESC E2005(20XX)改定内容の反映</p>
関係工作物	関係工作物に対する接近位置			関係工作物との離隔距離 (m)																																																													
				高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線																																																									
		OW電線以外	OW電線																																																														
低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物* (低圧架空引込線の需要場所の取付点付近以外)	造営物の上部	0.5	1.0	2.0	2.0																																																												
	造営材																																																																
その他	上方	0.15	0.3	0.3	0.3																																																												
	側方 下方																																																																
関係工作物	関係工作物に対する接近位置	関係工作物との離隔距離 (m)																																																															
		高圧絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線		多心型電線																																																											
				OW電線以外	OW電線																																																												
低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物* (低圧架空引込線の ^{支持物} 及び需要場所の取付 ^け 点付近以外)	造営物の上部	0.5	1.0	2.0	2.0																																																												
	造営材																																																																
架空弱電流電線等	上方	0.15	0.3	0.3	0.3																																																												
	側方 下方																																																																
その他	上方	0.15	0.3	0.3	0.3																																																												
	側方 下方																																																																
<p>施設条件</p> <p>(解釈 第116条第1項第八号)</p> <p>次に適合すること。</p> <p>1. 技術上やむを得ない場合であること。</p> <p>2. 危険のおそれがないように施設すること。</p>  <p>架空引込線の需要場所の取付点</p> <p>引込線</p> <p>直接引き込んだ造営物</p> <p>直接引き込んだ造営物以外の工作物 (上図の場合は造営物)</p>		<p>施設条件</p> <p>(解釈 第116条第1項第八号)</p> <p>次に適合すること。</p> <p>1. 技術上やむを得ない場合であること。</p> <p>2. 危険のおそれがないように施設すること。</p>  <p>架空引込線の需要場所の取付点</p> <p>引込線</p> <p>直接引き込んだ造営物</p> <p>直接引き込んだ造営物以外の工作物 (上図の場合は造営物)</p>																																																															

配電規程（低圧及び高圧）JEAC 7001-2022 改定案

現 行 (変更箇所_____)		改 定 案 (変更箇所_____)		備考		
b. 低圧架空引込線の取付点付近		b. 低圧架空引込線の取付 け 点付近				
関係工作物	関係工作物 に対する 接近位置	関係工作物との離隔距離 (m)				多心型 電線
		高圧 絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線 OW 電線 以外 OW 電線		
低圧架空引込 線を直接引込 んだ造営物以 外の工作物*1 (低圧架空引 込線の需要場 所の取付点付 近)	② 他の 造営物	0.15 *3	接触しない		0.3	
	③ 弱電流 電線等		接触しない			
	引留具部分 *2		上方	0.15 ④		
			側方	0.1		
引留具部分 *2から電源 側 0.25 m 以下の範囲 における弱 電流電線部 分	上方 側方	0.1 ⑤				
関係工作物	関係工作物 に対する 接近位置	関係工作物との離隔距離 (m)				多心型 電線
		高圧 絶縁電線	ケーブル	低圧絶縁電線 OW 電線 以外 OW 電線		
低圧架空引込 線を直接引込 んだ造営物以 外の工作物*1 (低圧架空引 込線の 支持物 及び需要場所 の取付 け 点付 近)	② 他の 造営物	0.15 *3	接触しない		0.3	
	③ 架空 弱電流 電線等		接触しない			
	引留具部分 *2		上方	0.15*4 ④		
			側方	0.1*4		
引留具部分 *2から0. 25 m 以下 の範囲にお ける 架空 弱 電流電線部 分	上方 側方	0.1*4 ⑤				
(補足) 1. * 1 道路, 横断歩道橋, 鉄道, 軌道, 索道, 電車線及び架空電線を除く。		(補足) 1. * 1 道路, 横断歩道橋, 鉄道, 軌道, 索道, 電車線及び架空電線を除く。				
2. * 2 「引留具部分」とは, 弱電流電線等の屋外線引留具部分をいう。		2. * 2 「引留具部分」とは, 架空 弱電流電線等の屋外線引留具部分をいう。				
3. * 3 低圧架空引込線に高圧絶縁電線を使用することがないという実態に鑑み, JESC E 2005 (2002) 「引込線と他物との離隔距離の特例」では高圧絶縁電線に対して離隔距離の緩和が規定されていない。		3. * 3 低圧架空引込線に高圧絶縁電線を使用することがないという実態に鑑み, JESC E 2005 (20XX) 「 低圧架空 引込線と他物との離隔距離の特例」では高圧絶縁電線に対して離隔距離の緩和が規定されていない。				
		4. * 4 <u>引留具等及び引留具等から 0.25m 以下の範囲における架空弱電流電線等の上方及び側方については, 架空弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合, 離隔距離を「接触しない」とすることができる。</u>				
				●JESC E2005(20XX)改定 内容の反映		
				●JESC E2005(20XX)改定 内容の反映		

配電規程（低圧及び高圧）JEAC 7001-2022 改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p style="text-align: center;">施設条件</p> <p>(解釈 第116条第1項第八号) 次に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 架空引込線の需要場所の取付点付近であること。 2. 技術上やむを得ない場合であること。 3. 危険のおそれがないように施設すること。 <p>[造営物]</p>  <p>[弱電流電線等]</p>  <p>[引留具部分, 及び引留具部分から電源側0.25m以下の範囲における弱電流電線部分] [取付点を側方から見た場合]</p>  <p>(補足)「危険のおそれがないように施設する」とは、窓や廊下等、人が通常通るところから手を出しても電線に触ることがないように施設することをいう。</p>	<p style="text-align: center;">施設条件</p> <p>(解釈 第116条第1項第八号) 次に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>低圧</u>架空引込線の需要場所の取付<u>け</u>点付近, <u>又は支持物の取付け点付近</u>であること。 2. 技術上やむを得ない場合であること。 3. 危険のおそれがないように施設すること。 <p>[造営物]</p>  <p>[弱電流電線等]</p>  <p>[引留具部分, 及び引留具部分から0.25m以下の範囲における<u>架空弱電流電線等</u>部分] [取付点を側方から見た場合]</p>  <p>(補足)「危険のおそれがないように施設する」とは、窓や廊下等、人が通常通るところから手を出しても電線に触ることがないように施設することをいう。</p>	<p>●JESC E2005(20XX)改定 内容の反映</p> <p>●表現の見直し</p>

配電規程（低圧及び高圧）JEAC 7001-2022 改定案

現 行 (変更箇所_____)	改 定 案 (変更箇所_____)	備 考
<p>(3) 1 構内だけに施設する使用電圧が 300 V 以下の低圧架空電線に直接接続する低圧架空引込線と他の工作物との接近, 交差 240・5 (1 構内だけに施設する使用電圧が 300 V 以下の低圧架空電線路) によること。</p> <p>【解 説】</p> <p>平成 9 年度の〔解釈〕改正において, (2) b. の規定が追加された。これにより, 低圧架空引込線が低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物と接近又は交差する場合, 低圧架空引込線の需要場所の取付点付近における他の工作物との離隔距離が緩和された (JESC E 2005 (2002)「引込線と他物との離隔距離の特例」参照)。</p>	<p>(3) 1 構内だけに施設する使用電圧が 300 V 以下の低圧架空電線に直接接続する低圧架空引込線と他の工作物との接近, 交差 240・5 (1 構内だけに施設する使用電圧が 300 V 以下の低圧架空電線路) によること。</p> <p>【解 説】</p> <p>平成 9 年度の〔解釈〕改正において, (2) b. の規定が追加された。これにより, 低圧架空引込線が, <u>当該</u>低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物と接近又は交差する場合 <u>において</u>, 低圧架空引込線の需要場所の取付 <u>け</u>点付近における他の工作物との離隔距離が緩和された (JESC E 2005 (2002)「低圧引込線と他物との離隔距離の特例」参照)。</p> <p><u>また, 令和〇年度の〔解釈〕改正では, 以下の離隔が緩和された (JESC E2005 (20XX)「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」参照)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・(2) a.表: 取付け点付近以外における架空弱電流電線等との離隔</u> <u>・(2) b.表: 支持物側の取付け点付近における架空弱電流電線等との離隔距離</u> <u>・(2) b.表: 引留具部分及び引留具部分から 0.25m 以下の範囲における架空弱電流電線等との離隔距離</u> <p><u>(JESC E 2005 (20XX)「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」参照)。</u></p>	<p>●JESC E2005(20XX)改定 内容の反映</p>